Ⅰ　令和２年度
男女共同参画社会の形成の状況

特集　コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題と未来

令和２（2020）年は，我が国の男女共同参画にとって，歴史的な年であった。

新型コロナウイルス感染症（以下，「新型コロナ」という。）の感染拡大は，各国の弱いところを露わにした。我が国においては，男女共同参画の遅れが露呈することになった。

新型コロナの感染拡大は，令和２（2020）年の年明け頃から世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしている。とりわけ女性への影響が深刻である。経済的な影響を見ると，女性の就業が多いサービス業等の接触型産業が強く影響を受けたことから，製造業が強い影響を受け「男性不況」ともいわれた平成20（2008）年のリーマンショックと対比して，「女性不況（シーセッション（She-Cession））」と呼ばれることもある。

また，DV（配偶者暴力）や性暴力の増加，深刻化は，ロックダウンした各国で報告された。国連のアントニオ・グテーレス事務総長は，令和２（2020）年４月９日に，新型コロナの感染拡大が既存の不平等を強め，社会的・政治的・経済的システムにおける女性・女児のぜい弱性を露呈させ，新型コロナの影響を増幅させたと述べ，新型コロナの影響からの回復においては，女性・女児を対応の中心に据えるよう，各国政府に対して要請した。

我が国では，令和２（2020）年４月７日に１回目の緊急事態宣言が発出されたが，ステイホーム，在宅ワーク，学校休校等の影響は，サービス業，とりわけ飲食・宿泊業等を直撃し，非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化した。同時にこれまで見過ごされてきたことや，潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題，例えば，経済的・精神的DV（配偶者暴力），ひとり親世帯，女性・女児の窮状，女性の貧困等がコロナ下で可視化され，改めて男女共同参画の進展状況について疑問の声が上がるようになった。こうした我が国の構造的な問題への関心の高まりや，ジェンダー不平等に対する問題意識の高まりは，男女共同参画を強力に推進するとともに，誰一人取り残さない多様性と包摂性のある社会を実現する機会と捉えるべきである。

第１節，第２節では，緊急事態宣言下でどのようなことが起きていたのか，就業面と生活面をめぐる環境の変化について，政府統計及び内閣府で行った調査等を中心に整理を行い，概観する。

第３節では，新型コロナに対する政府の取組について整理した上で，コロナ下で改めて注目されることとなった「新しい働き方」や「新しい暮らし方」について，ジェンダーの視点から整理・分析し，ポストコロナ時代における男女共同参画の未来を考察する。

就業者数（前年差）

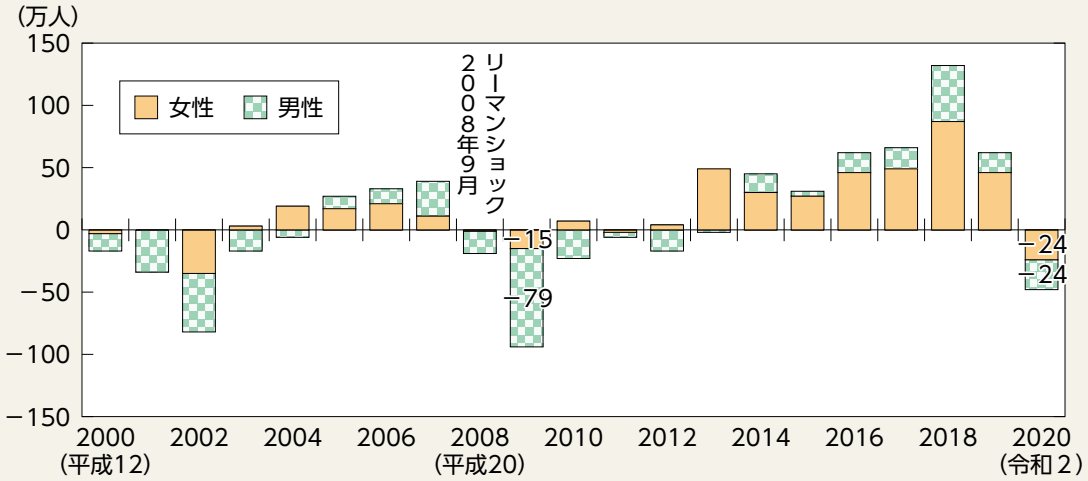

労働力人口（前年差）

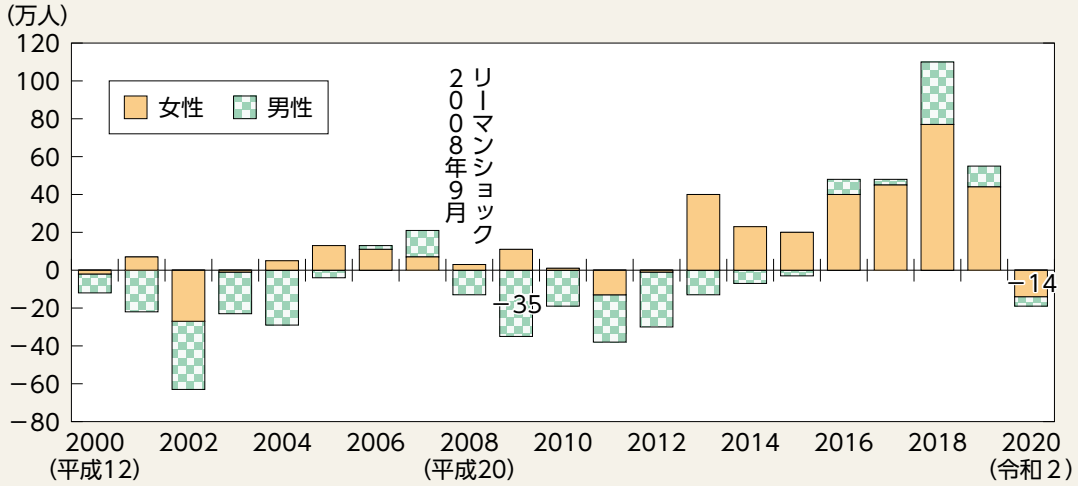

完全失業率

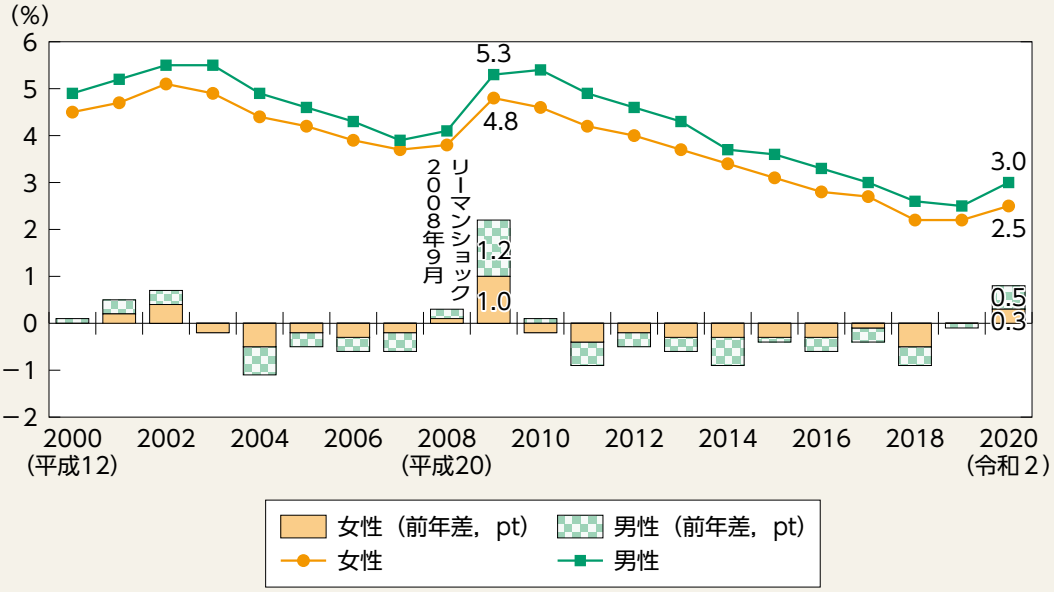

（備考）総務省「労働力調査」より作成。

コロナ下における対応策等の推移

令和2（2020）年 1月15日	我が国で最初の感染者を確認	
1月30日	新型コロナウイルス感染症対策本部設置（閣議決定）	本部長　内閣総理大臣 副本部長　内閣官房長官，厚生労働大臣，新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣 本部員　本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣
2月13日	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策決定	財政措置153億円（予備費103億円）：帰国者等への支援，国内感染対策の強化，水際対策の強化，影響を受ける産業等への緊急対応，国際連携の強化等
2月14日	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置	座長　脇田 隆字　国立感染症研究所所長 副座長　尾身 茂　独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策の基本方針決定	情報提供，感染状況の把握，感染拡大防止策，医療提供体制，水際対策
2月26日	全国規模のイベントの中止，延期，規模縮小等の対応を要請	
2月27日	小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業要請 ※保育所は原則開所（厚生労働省）	実施期間：令和２年３月２日から春休みまで（その後，緊急事態宣言発出により延長） 令和２年２月28日　文部科学省→関係個所に通知→各自治体ごとに実施→令和２年６月１日時点で90％以上の再開（全面再開，部分再開等対応に違いあり）
3月10日	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第２弾決定	財政措置0.4兆円，金融措置1.6兆円：感染拡大防止策と医療提供体制の整備，学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応，事業活動の縮小や雇用への対応，事態の変化に即応した緊急措置等
3月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）（平成24年5月11日制定）改正	※新型コロナウイルス感染症について，暫定的に新型インフルエンザ等とみなす
3月18日	生活不安に対応するための緊急措置	個人向け緊急小口資金等の特例の拡大，公共料金の支払の猶予等，国税・社会保険料の納付の猶予等，地方税の徴収の猶予等
3月27日	新型インフルエンザ等対策有識者会議 基本的対処方針等諮問委員会設置	会長　尾身 茂　独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 会長代理　岡部 信彦　川崎市健康安全研究所長
3月28日	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定	以降，随時変更
4月7日	緊急事態宣言	実施期間：令和２年４月７日～令和２年５月６日（29日間） 緊急事態措置区域：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県，福岡県
4月16日	緊急事態措置区域拡大	緊急事態措置区域：全都道府県
4月20日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き，経済再生へ～」（閣議決定）	緊急支援フェーズ：感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発，雇用の維持と事業の継続 Ｖ字回復フェーズ：次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復，強靭な経済構造の構築 ・特別定額給付金（給付対象者1人につき10万円）（令和２年９月25日時点で99.4％支給済み）
4月30日	令和2年度補正予算（第１号）成立	
5月4日	緊急事態措置実施期間延長	実施期間：令和２年５月31日まで延長 ※その後，各都道府県における感染状況等を踏まえ，段階的に緊急事態措置区域を縮小 令和２年５月14日　北海道，首都圏，京都府，大阪府，兵庫県の８都道府県を除く39県解除 令和２年５月21日　緊急事態宣言の対象地域を縮小（関西３府県を解除）
5月25日	緊急事態解除宣言	
6月12日	令和2年度補正予算（第２号）成立	
6月19日	都道府県をまたぐ移動について全国的に緩和	
7月6日	新型インフルエンザ等対策有識者会議 新型コロナウイルス感染症対策分科会設置	会長　尾身 茂　独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 会長代理　脇田 隆字　国立感染症研究所所長
7月22日	Go To トラベル事業の開始	令和２年12月28日停止
8月28日	新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組決定	検査体制，医療提供体制の確保・拡大等

9月19日	催物の開催制限を条件付きで緩和	
12月8日	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（閣議決定）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止策，ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現，防災・減災，国土強靭化の推進など安全・安心の確保
令和3（2021）年 1月7日	緊急事態宣言	実施期間：令和３年１月８日～令和３年２月７日（31日間） 緊急事態措置区域：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県
1月13日	緊急事態措置区域追加	緊急事態措置区域：栃木県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県追加
1月28日	令和２年度補正予算（第３号）成立	
2月2日	緊急事態措置区域変更 緊急事態措置実施期間延長	緊急事態措置区域：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県（10都府県） 実施期間：令和３年３月７日まで延長
2月3日	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）（平成24年5月11日制定）改正	※新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け
2月17日	ワクチンの先行接種開始	医療従事者対象
2月26日	緊急事態措置区域変更	緊急事態措置区域：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県（４都県）
3月5日	緊急事態措置実施期間延長	緊急事態措置区域：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県（４都県） 実施期間：令和３年３月21日まで延長
3月12日	孤独・孤立対策に関する連絡調整会議設置（内閣総理大臣決定）	
3月15日	新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議設置（内閣総理大臣決定）	
3月16日	非正規雇用労働者等に対する緊急支援策決定（新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）	生活困窮への支援，ひとり親世帯等への支援，休業者・離職者への雇用支援，職業訓練の強化・ステップアップ支援，ＮＰＯ等を通じた孤独・孤立，自殺対策等，政府支援施策の大規模かつ戦略的な広報
3月18日	緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応決定	飲食の感染対策，変異株対策の強化，モニタリング検査など感染拡大防止策の強化，ワクチン接種の着実な推進，医療提供体制の充実
3月21日	緊急事態措置終了	
4月1日	新型インフルエンザ等対策推進会議設置 基本的対処方針分科会等設置	会長　尾身 茂　独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 会長代理　岡部 信彦　川崎市健康安全研究所長
4月1日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置	実施期間：令和３年４月５日～令和３年５月５日（31日間） 実施区域：宮城県，大阪府，兵庫県
4月9日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域追加	実施期間：令和３年４月12日～令和３年５月11日（30日間） 実施区域：東京都追加 実施期間：令和３年４月12日～令和３年５月５日（24日間） 実施区域：京都府，沖縄県追加
4月16日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域追加	実施期間：令和３年４月20日～令和３年５月11日（22日間） 実施区域：埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県追加
4月23日	緊急事態宣言	実施期間：令和３年４月25日～令和３年５月11日（17日間） 実施区域：東京都，京都府，大阪府，兵庫県
4月23日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域変更・実施期間延長	実施期間：令和３年４月25日～令和３年５月11日（17日間） 実施区域：愛媛県追加 除外区域：東京都，京都府，大阪府，兵庫県（緊急事態措置区域となったため，重点措置区域から除外） 実施期間変更区域：宮城県，沖縄県（令和３年５月11日まで延長）
5月7日	緊急事態措置区域変更・実施期間延長	実施期間：令和３年５月12日～令和３年５月31日（20日間） 実施区域：愛知県，福岡県追加 実施期間変更区域：東京都，京都府，大阪府，兵庫県（令和３年５月31日まで延長）
5月7日	新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置区域変更・実施期間延長	実施期間：令和３年５月９日～令和３年５月31日（23日間） 実施区域：北海道，岐阜県，三重県追加 除外区域：宮城県（令和３年５月12日除外） 実施期間変更区域：埼玉県，千葉県，神奈川県，愛媛県，沖縄県（令和３年５月31日まで延長）

令和３（2021）年５月12日時点

特集のポイント

第１節　コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～就業面～

- 平成31（2019）年１月以降の就業者数の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月に前の月と比べて大幅に減少しており，男女で比較すると，女性は70万人の減少，男性は39万人の減少と，女性の減少幅の方が大きい。
- 就業者数の増減を産業別に見ると，緊急事態宣言中の令和２（2020）年４月から５月の前年同月差の一月当たり平均は，女性は「飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「小売業」の順に，男性は「飲食サービス業」，「建設業」，「製造業」・「小売業」の順に，減少幅が大きい。
- 雇用形態別雇用者数（役員を除く）の前年同月差の推移を見ると，女性は，正規雇用労働者の増加が続く一方，非正規雇用労働者は令和２（2020）年３月以降，13か月連続の減少。
- 産業別雇用者の雇用形態別の割合を男女別に見ると，女性は非正規雇用労働者の割合が高く，女性雇用者（役員を除く）の半分以上が非正規雇用労働者となっている。特に，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」は，雇用者（役員を除く）全体における女性の非正規雇用労働者の割合が高い。一方，男性は正規雇用労働者の割合が高く，男性雇用者（役員を除く）の約８割が正規雇用労働者となっている。
- コロナ下におけるひとり親世帯への影響を見ると，令和２（2020）年７～９月期平均の完全失業率への影響※は，子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方，母子世帯の親には約３％ポイントの押し上げ要因となっている。

  ※令和２（2020）年の実測値と，平成27（2015）年から平成31・令和元（2019）年までのデータから作成した予測モデルで算出した令和２（2020）年の予測値の差で評価。

第２節　コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～生活面～

- 全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられたDV（配偶者暴力）相談件数を合わせると，令和２（2020）年度は19万0,030件で，前年度比で約1.6倍に増加。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和２（2020）年度の相談件数は５万1,141件で，前年度比で約1.2倍に増加。
- 平成31（2019）年１月以降の自殺者数の推移を見ると，女性は令和２（2020）年６月以降，男性は令和２（2020）年８月以降，前年同月差で増加傾向にある。
- 令和２（2020）年の自殺者数を見ると，男性は前の年と比べて23人減少しているが，女性は935人増加している。

第３節　ポストコロナ時代における男女共同参画の未来

- テレワークを経験して感じたことを，就業者のテレワークを経験した女性と男性を比較すると，女性は，家庭生活においての課題を感じ，男性は仕事についての課題を感じている。
- 医療・福祉，情報通信業等，コロナ下においても就業者数が増加している産業がある。有効求人倍率を見てみると，第１回緊急事態宣言後，飲食業関連の職業を中心にサービスの

職業の減少幅が非常に大きいが，介護サービスの職業については，3.4倍以上で推移しており，ニーズが高い。IT関連の転職求人倍率も高く推移している。今後，このようなニーズのある分野や成長分野等へのシフトが重要であり，そのためには，人材育成，マッチング，勤務環境の改善等が必要である。

- １日の時間の使い方について，令和２年度調査（令和２（2020）年11月～12月調査）と令和元年度調査（令和元（2019）年12月調査）を比較すると，男性の仕事時間が減少した分，育児時間が増加し，男性の育児参画が進んだように見える。ただし，女性の育児時間も同様に増加しており，また家事時間については変化がないことから，女性が男性の２倍以上，家事・育児をしている傾向は，第１回緊急事態宣言前も宣言後も変わらない。

第１節　コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～就業面～

この節では，男女共同参画の視点からの新型コロナの感染拡大の影響，特に令和２（2020）年４月に発出された緊急事態宣言の影響と新型コロナの感染拡大を契機に顕在化した課題について把握するため，我が国で新型コロナの感染が拡大した令和２（2020）年以降（以下，「コロナ下」という。）の男女の就業に関する状況を概観する。

１　就業をめぐる環境の変化

⑴　労働市場への影響

（男女別の就業者数の推移）

コロナ下の就業状況を概観するため，平成31（2019）年１月以降の就業者数の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月に前の月と比べて就業者数が大幅に減少しており，男女で比較すると，女性は70万人の減少，男性は39万人の減少と，女性の減少幅の方が大きい。また，緊急事態宣言後の推移を見ると，就業者数は男女ともに持ち直しの動きが見られるものの，令和２（2020）年11月頃からおおむね横ばい圏内で推移しており，依然としてコロナ下以前の水準を下回っている（Ⅰ－特－１図）。

次に，就業者数の推移を年齢階級別に前年同月差で見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月以降，54歳以下の幅広い年齢階級において，減少幅の拡大や，減少に転じる動きが見られる（Ⅰ－特－２図）。

就業者数の増減を産業別に見ると，緊急事態宣言中の令和２（2020）年４月から５月の前年同月差の一月当たり平均は，女性は「飲食サービス業（25.0万人減少）」，「生活関連サービス業，娯楽業（17.0万人減少）」，「小売業（15.5万人減少）」の順に，男性は「飲食サービス業（13.0万人減少）」，「建設業（12.0万人減少）」，「製造業（10.5万人減少）」・「小売業（10.5万人減少）」の順に，減少幅が大きい。

令和２（2020）年６月から12月の前年同月差の一月当たり平均では，女性は「飲食サービス業（18.0万人減少）」，「製造業（10.7万人減少）」，「生活関連サービス業，娯楽業（6.4万人減少）」の順に，男性は「製造業（9.1万人減少）」，「飲食サービス業（8.7万人減少）」，「建設業（6.1万人減少）」の順に，減少幅が大きい。なお，令和２（2020）年６月から12月の前年同月差の一月当たり平均で，就業者数の増加幅が大きい産業は，女性は「医療（8.3万人増加）」，「金融業，保険業（4.9万人増加）」，「福祉（4.4万人増加）」，男性は「情報通信業（9.7万人増加）」，「不動

産業，物品賃貸業（8.6万人増加）」となっている（Ⅰ－特－３図）。

就業時間の追加を希望する就業者数[1]の推移を前年同期差で見ると，男女ともに，令和２（2020）年４～６月期の増加幅が最も大きい（女性は34万人増加，男性は53万人増加）ことが分かる。また，同時期の女性の追加就労希望就業者数を年齢階級別に前年同期差で見ると，45～54歳が17万人で，最も多い（Ⅰ－特－４図）。

休業者数の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月に大幅に増加しており，男女で比較すると，女性は前年同月差で249万人の増加，男性は171万人の増加と，女性の増加幅の方が大きい。以降は，令和２（2020）年10月までは減少し，その後は増加傾向にあるが，令和３（2021）年１月以降の緊急事態宣言下においても令和２（2020）年４月のような大幅な増加は見られない（Ⅰ－特－５図）。

Ⅰ－特－１図　就業者数の推移

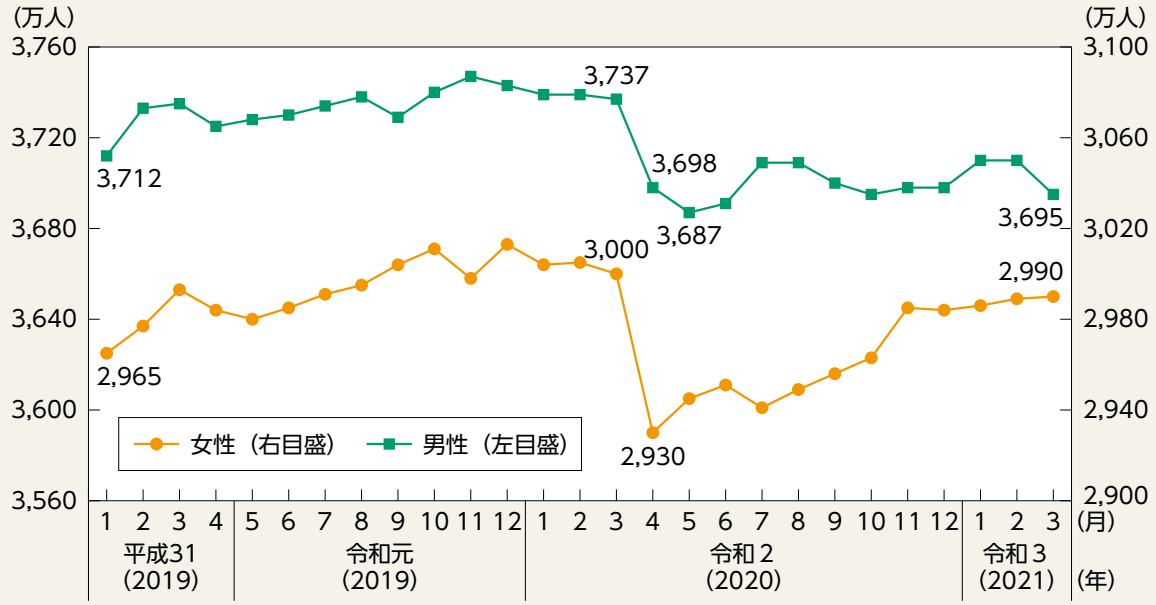

（備考）総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

[1] 就業時間が週35時間未満で，就業時間の追加を希望しており，追加できる就業者（追加就労希望就業者）。（総務省「労働力調査」）

Ⅰ－特－２図　年齢階級別就業者数の前年同月差の推移

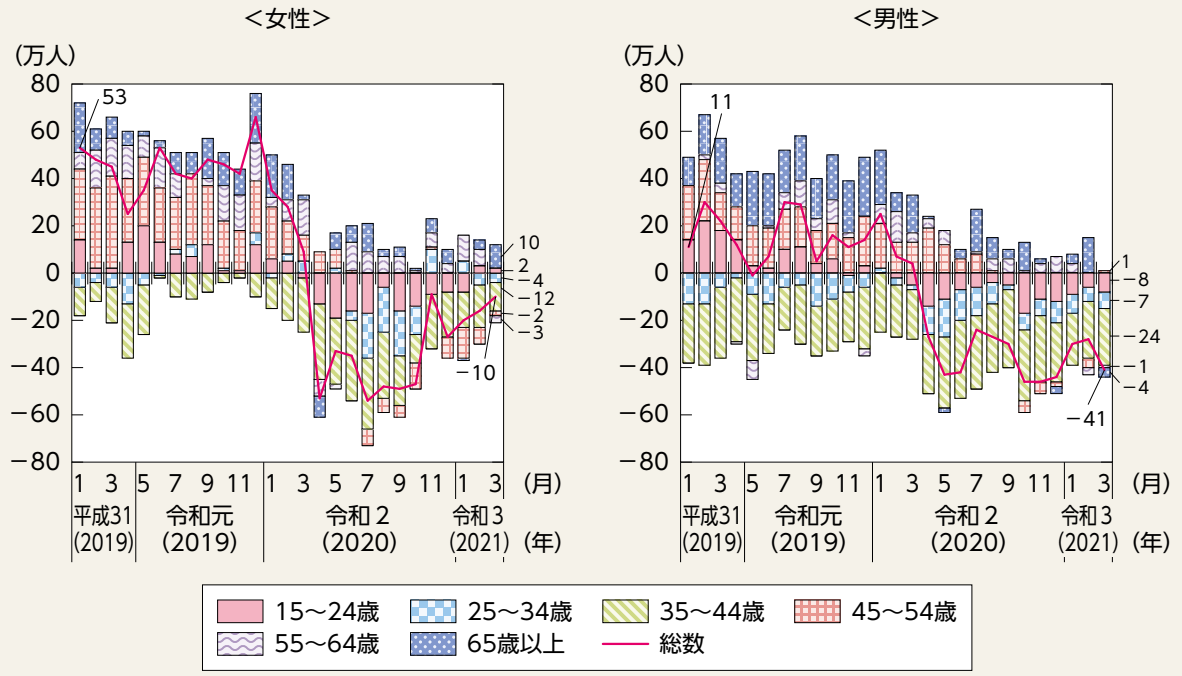

（備考）総務省「労働力調査」より作成。原数値。

Ⅰ－特－３図　産業別就業者数の前年同月差の推移

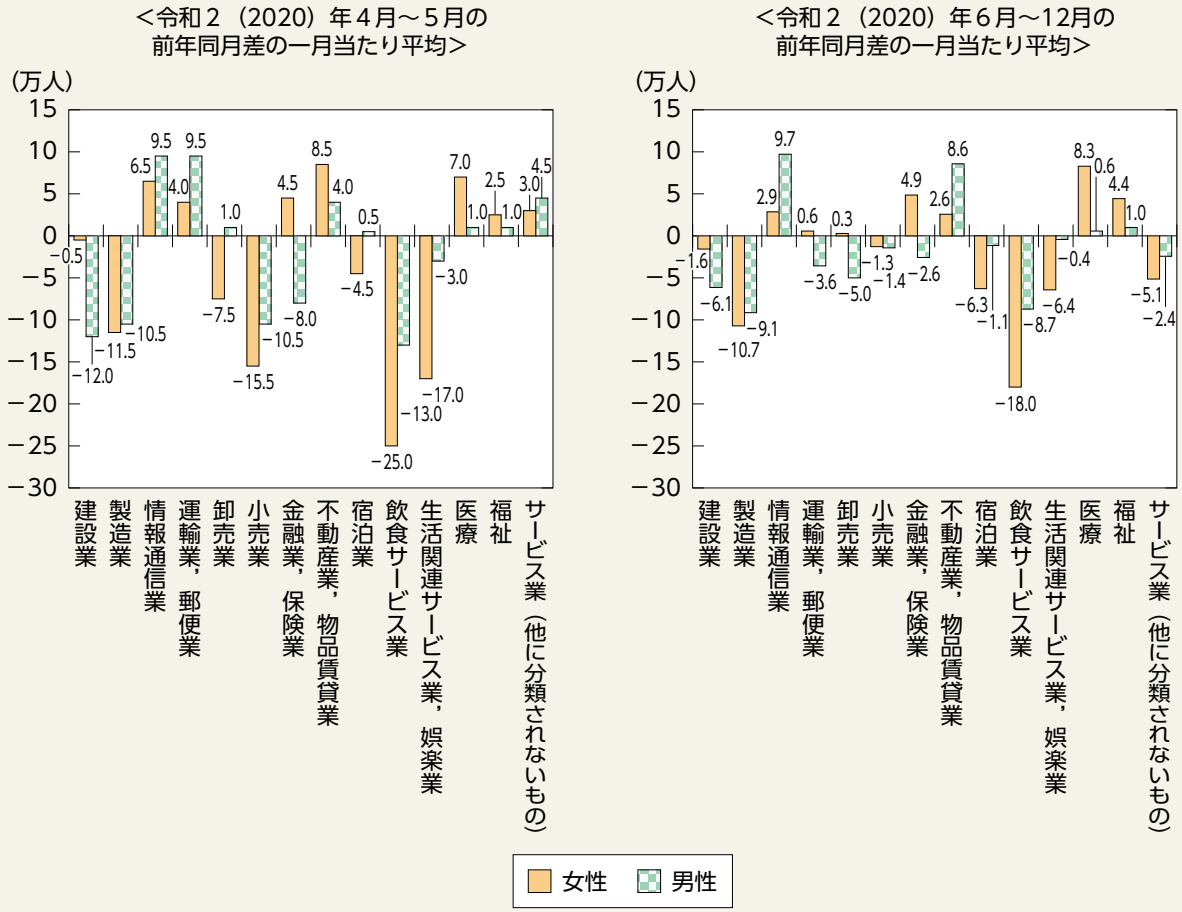

（備考）総務省「労働力調査」より作成。原数値。

Ⅰ－特－４図　追加就労希望就業者数の前年同期差の推移

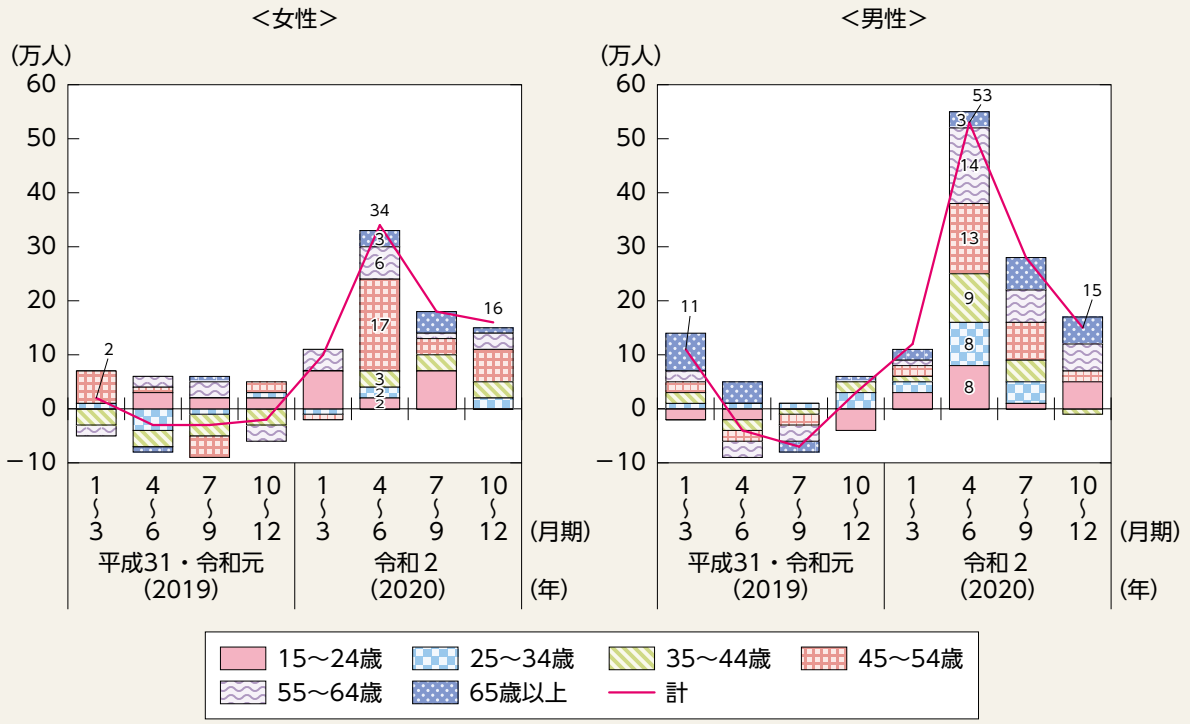

（備考）１．総務省「労働力調査」より作成。原数値。
２．「追加就労希望就業者」とは，就業時間が週35時間未満の就業者のうち，就業時間の追加を希望しており，追加できる者のこと。

Ⅰ－特－５図　休業者数の推移

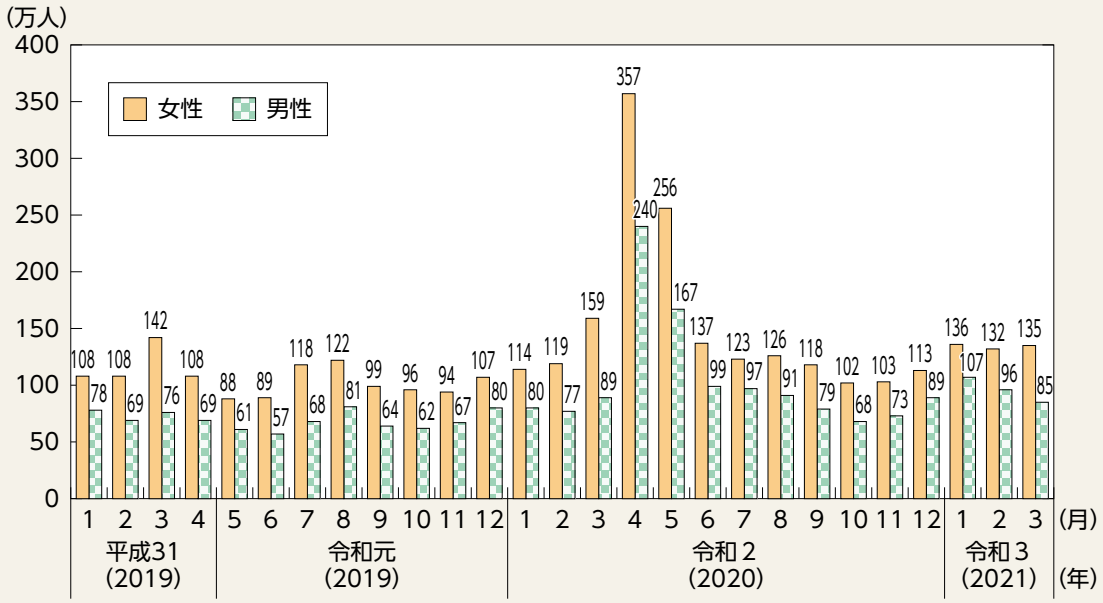

（備考）総務省「労働力調査」より作成。原数値。

（男女別の雇用者数の推移）

続いて，雇用者数について平成31（2019）年１月以降の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月に前の月と比べて雇用者数が大幅に減少しており，男女で比較すると，女性は74万人の減少，男性は35万人の減少と，女性の減少幅は男性の約２倍となっている。また，緊急事態宣言後の推移を見ると，雇用者数は男女ともに持ち直しの動きが見られるものの，令和２（2020）年11月頃からおおむね横ばい圏内で推移しており，依然としてコロナ下以前の水準を下回っている（Ⅰ－特－６図）。

雇用形態別雇用者数（役員を除く）の前年同月差の推移を見ると，女性は正規雇用労働者の増加が続く一方，非正規雇用労働者は令和２（2020）年３月以降，13か月連続の減少となっている。また，男性は，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月以降，非正規雇用労働者の減少が続いていることに加え，令和２（2020）年12月頃から令和３（2021）年２月にかけて，正規雇用労働者の減少幅が拡大している（Ⅰ－特－７図）。

令和２（2020）年における産業別雇用者の雇用形態別の割合を男女別に見ると，女性は非正規雇用労働者の割合が高く，女性雇用者（役員を除く）の半分以上が非正規雇用労働者となっている。一方，男性は正規雇用労働者の割合が高く，男性雇用者（役員を除く）の約８割が正規雇用労働者となっている。また，非正規雇用労働者全体における割合を男女で比較すると，男性よりも女性の割合が高いことが分かる。産業別に見ると，女性雇用者の割合が高い「医療，福祉」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「卸売業，小売業」において，雇用者（役員を除く）全体における非正規雇用労働者の割合も高い。女性の非正規雇用労働者を人数別に見ると，「卸売業，小売業」，「医療，福祉」，「宿泊業，飲食サービス業」が多い（Ⅰ－特－８図）。

非正規雇用労働者について，現職の雇用形態に就いた主な理由別にその動向を見ると，令和２（2020）年４～６月期は，女性はこれまで前年同期差で増加が続いていた「自分の都合のよい時間に働きたいから」が減少に転じ，「家計の補助・学費等を得たいから」が28万人増加し，「家事・育児・介護等と両立しやすいから」が55万人減少した。令和２（2020）年10～12月期は，男女ともに「正規の職員・従業員の仕事がないから」が前年同期差で増加に転じているほか，女性の「家計の補助・学費等を得たいから」が14万人増加している（Ⅰ－特－９図）。

こうした中，雇用形態別の年収とその変化を見ると，男女ともに非正規雇用労働者の約７割が年収400万円未満であり，令和２（2020）年と平成31・令和元（2019）年を比較して年収が「減った」と回答した割合は約３割となっている（Ⅰ－特－10図）。

Ⅰ－特－６図　雇用者数の推移

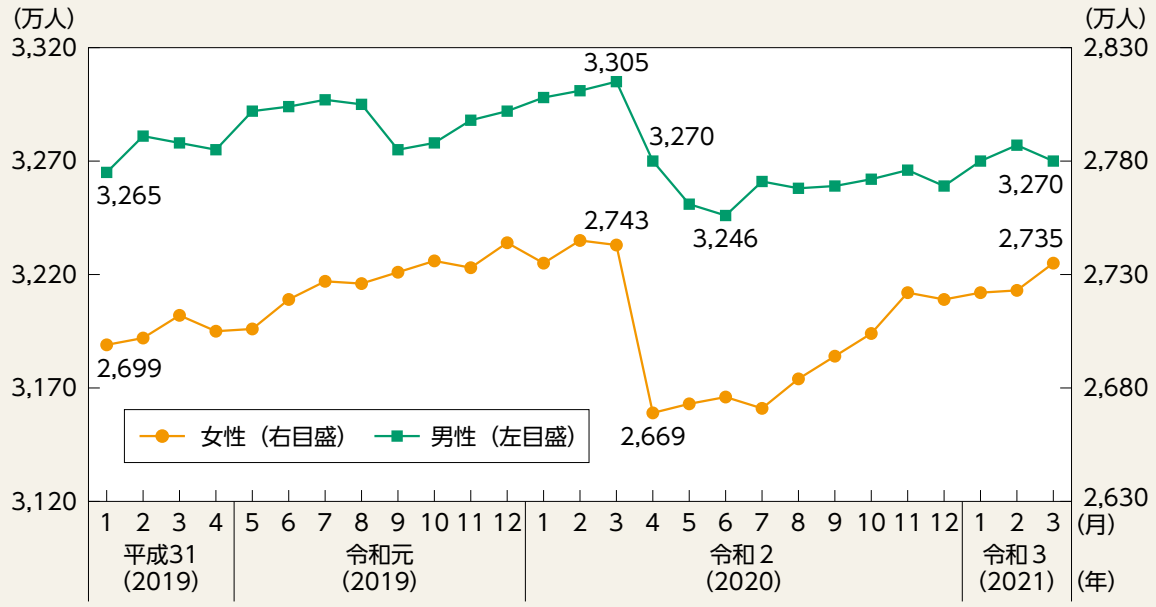

（備考）総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

Ⅰ－特－７図　雇用形態別雇用者数の前年同月差の推移

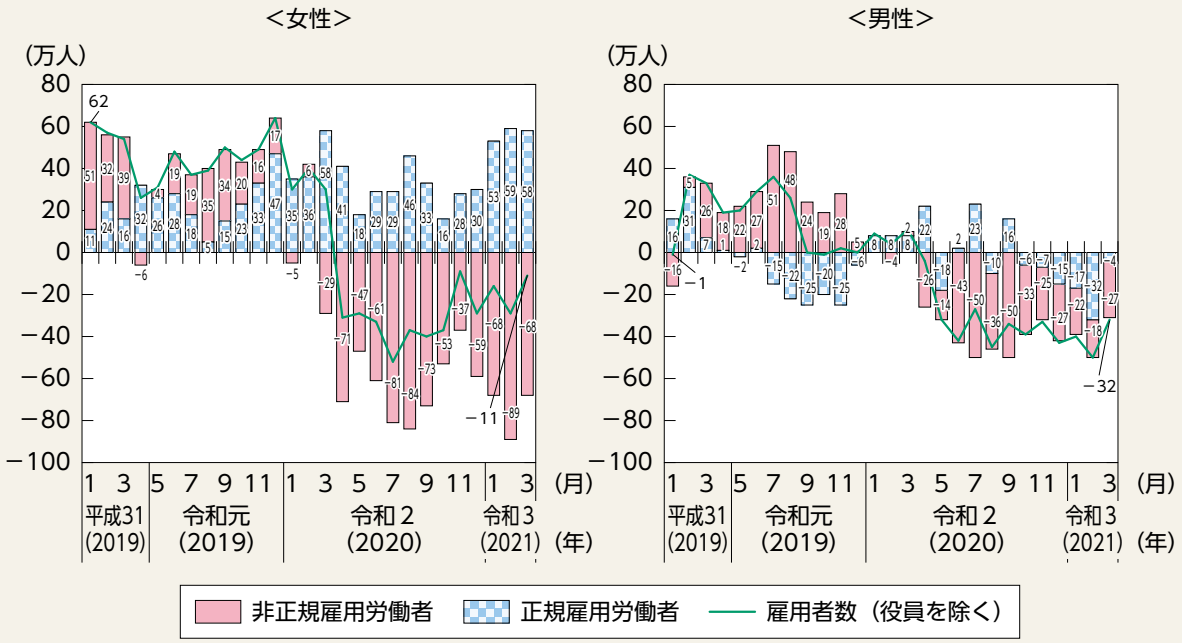

（備考）１．総務省「労働力調査」より作成。原数値。
２．雇用者数は役員を除く。

Ⅰ－特－８図　産業別雇用者の雇用形態別割合（令和２（2020）年）

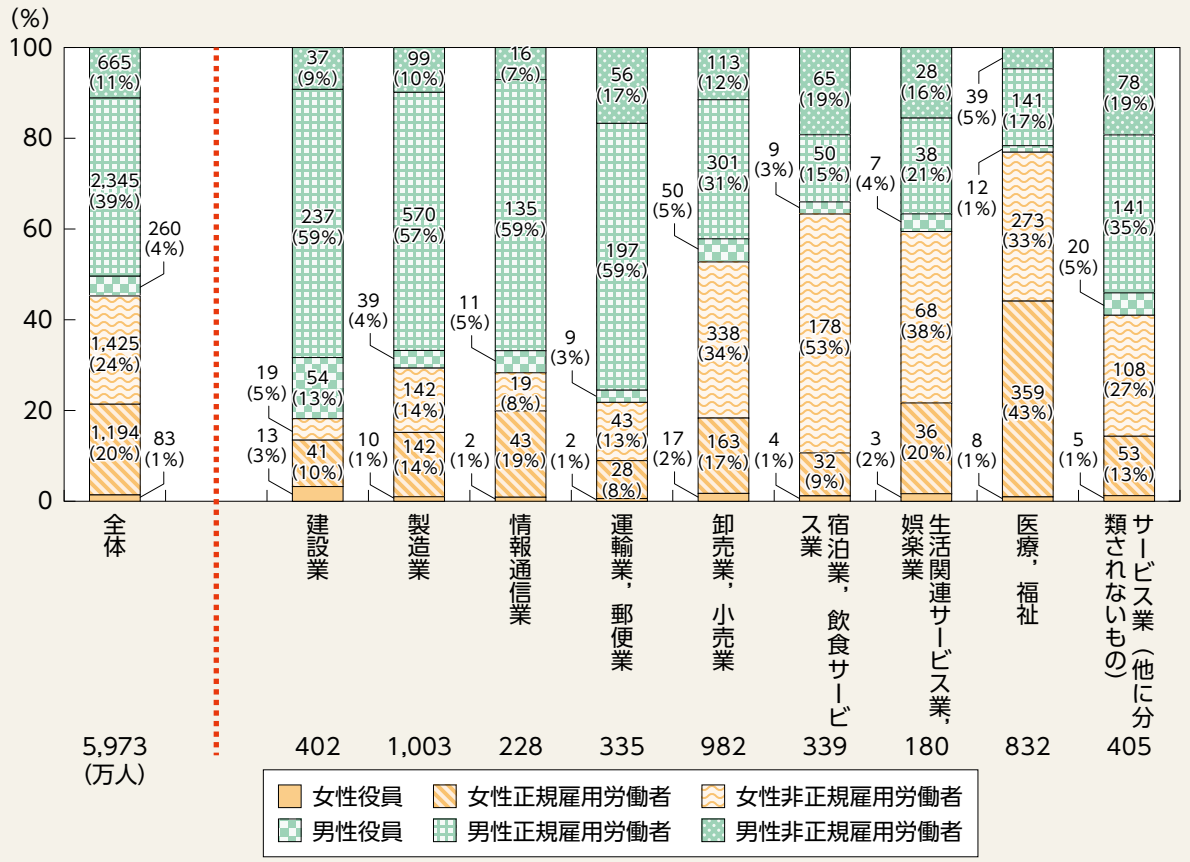

（備考）１．総務省「労働力調査」より作成。原数値。
２．棒グラフの数値の単位は万人。

Ⅰ－特－９図　非正規の職員・従業員に就いた主な理由の前年同期差の推移

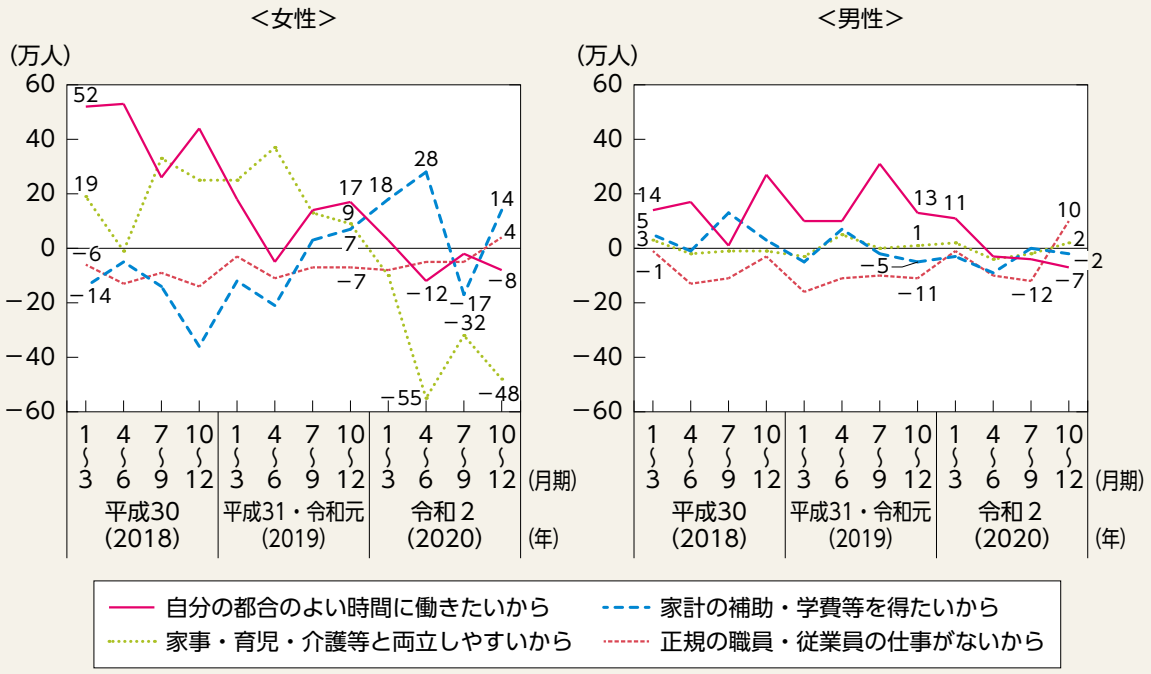

（備考）１．総務省「労働力調査」より作成。原数値。
２．「非正規の職員・従業員に就いた主な理由」は，令和２（2020）年７～９月期平均のうち，「その他」を除く実数の上位４つを選定。

Ⅰ－特－10図　雇用形態別個人年収，雇用形態別個人年収の変化

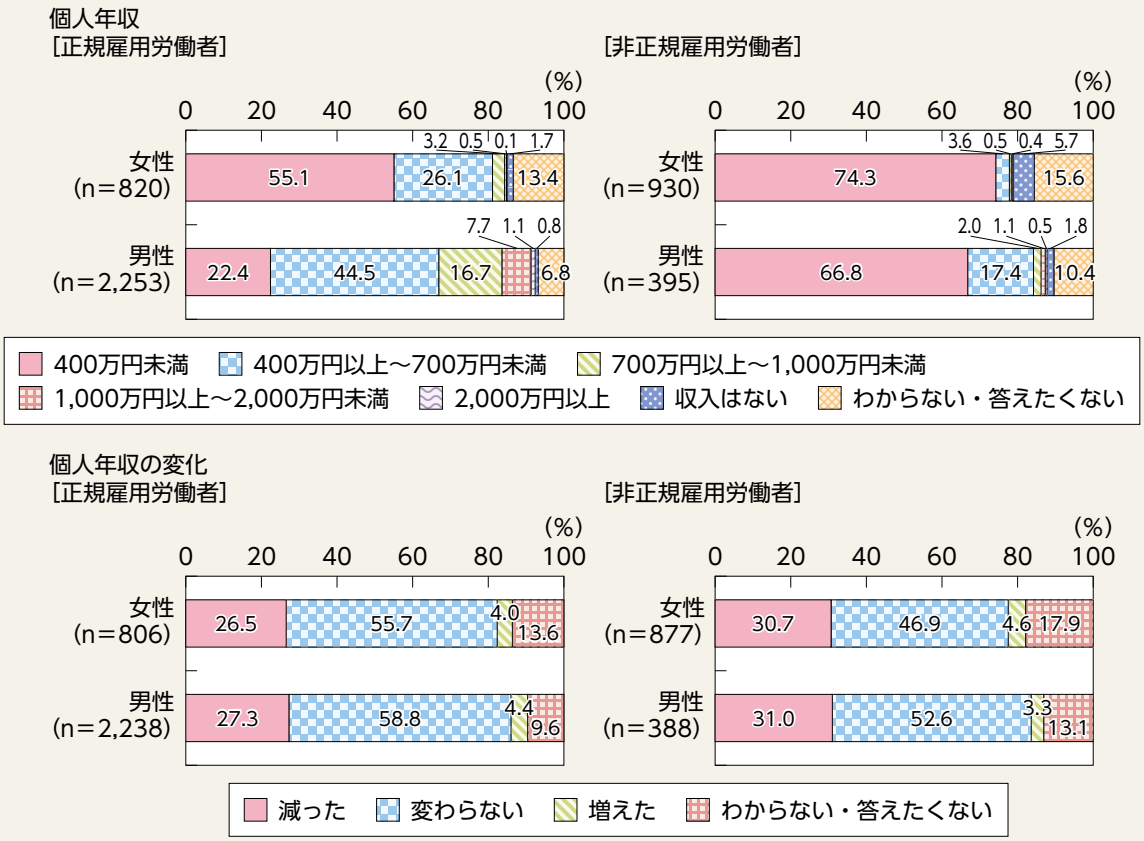

（備考）1．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
2．個人年収の変化は，「収入はない」という回答を除いて集計。

（男女別の完全失業者数の推移）

平成31（2019）年１月以降の完全失業者数の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月以降，増加傾向で推移している。女性は令和２（2020）年８月頃からおおむね横ばい圏内で推移し，足下の令和３（2021）年３月は前の月と比べて減少，男性は令和２（2020）年10月まで増加した後，減少に転じているが，男女ともに依然としてコロナ下以前の水準を上回っている（Ⅰ－特－11図）。

また，完全失業者数を求職理由別に見ると，男女ともに，令和２（2020）年３月以降，前年同月差で「勤め先や事業の都合」が増加している（Ⅰ－特－12図）。

Ⅰ－特－11図　完全失業者数の推移

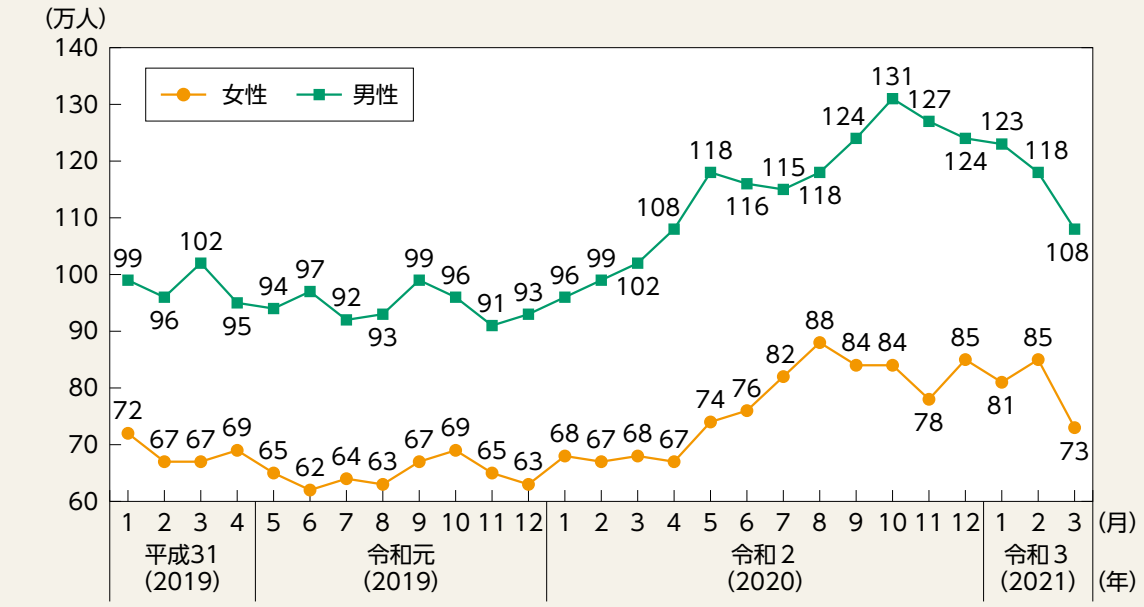

（備考）総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

Ⅰ－特－12図　求職理由別完全失業者数の前年同月差の推移

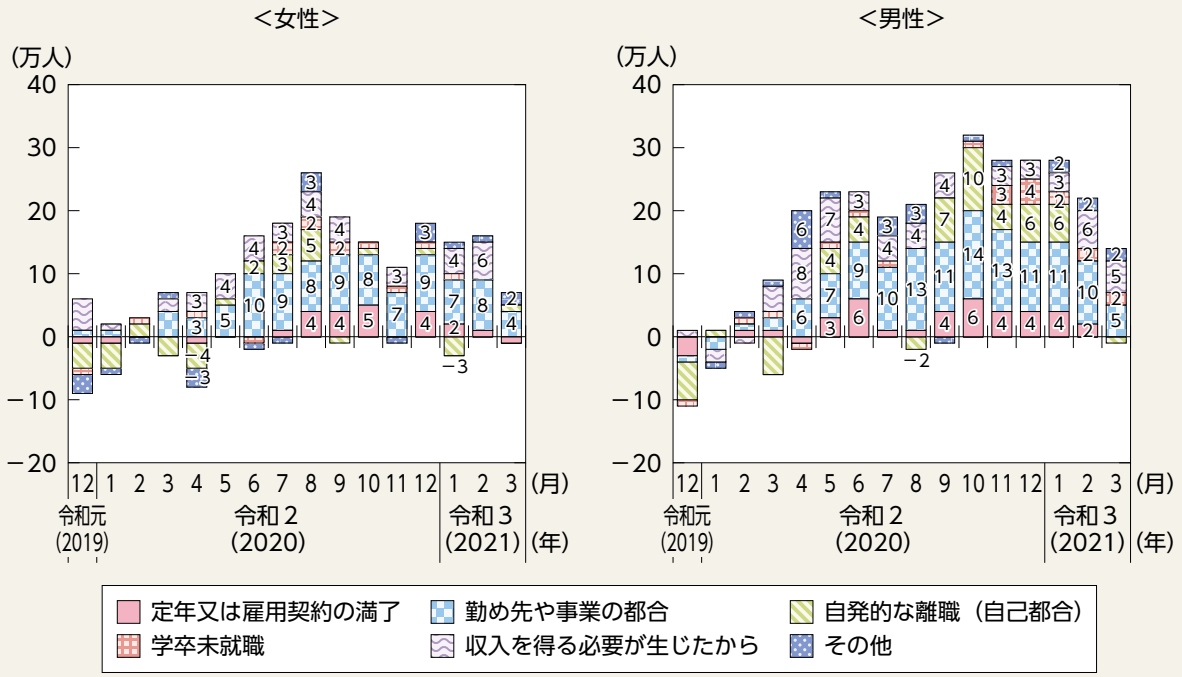

（備考）総務省「労働力調査」より作成。原数値。

（男女別の非労働力人口の推移）

平成31（2019）年１月以降の非労働力人口の推移を見ると，男女ともに，緊急事態宣言が発出された令和２（2020）年４月に前の月と比べて大幅に増加しており，男女で比較すると，女性は64万人の増加，男性は25万人の増加と，女性の増加幅は男性の約2.5倍となっている。その後は，男女ともに減少傾向で推移し，令和３（2021）年１月頃からコロナ下以前とおおむね同水準まで持ち直していたところ，足下の令和３（2021）年３月は，単月の動きであることに留意が必要

であるものの，前の月と比べて男性の非労働力人口が22万人の増加となっている（Ⅰ－特－13図）。

Ⅰ－特－13図　非労働力人口の推移

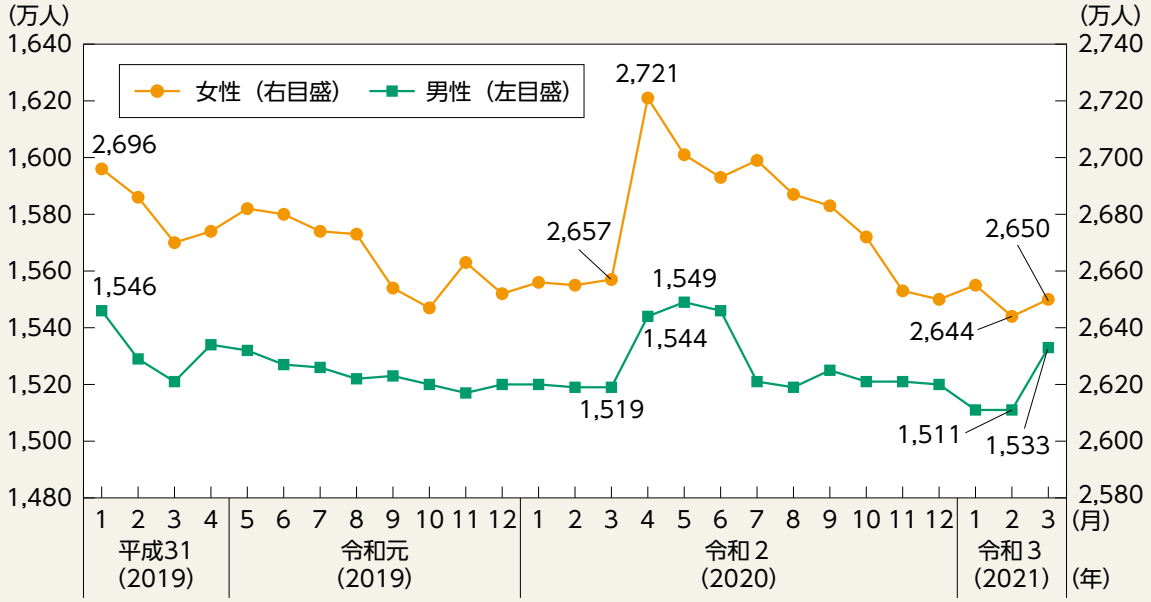

（備考）総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。

⑵　ひとり親世帯等の状況

（ひとり親世帯への影響）

子供のいる世帯は徐々に減少しているが，ひとり親世帯は昭和63（1988）年から平成28（2016）年までの約30年間に102.2万世帯（母子世帯数84.9万世帯，父子世帯数17.3万世帯）から141.9万世帯（母子世帯数123.2万世帯，父子世帯数18.7万世帯）へと増加しており，母子世帯で見ると約1.5倍，父子世帯で見ると約1.1倍となっている。また，平成28（2016）年のひとり親世帯における母子世帯の割合は，86.8％となっている（Ⅰ－特－14表）。一方，厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元（2019）年）によると，母子世帯のうち31.0％が年間所得金額200万円未満で，41.9％が生活を「大変苦しい」と感じている。雇用者に占める非正規雇用労働者の割合も高く（母子世帯の場合，雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は52.3％，正規雇用労働者の割合は47.7％（Ⅰ－特－14表）。），ひとり親世帯は経済的に厳しい状況に置かれていることが多い。

こうした中，コロナ下におけるひとり親世帯への影響を見ると，令和２（2020）年７～９月期平均の完全失業率への影響[2]は，子供のいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方，母子世帯の親には約３％ポイントの押し上げ要因となっている（Ⅰ－特－16図）。

令和２（2020）年に実施された調査[3]によると，令和２（2020）年末に向けての暮らし向きが「苦しい」と回答したひとり親は60.8％に上った（Ⅰ－特－17表）。また，直近１か月間に必要とする食料が買えないことが「あった」と回答したひとり親は35.6％であった（Ⅰ－特－18表）。

[2] 令和２（2020）年の実測値と，平成27（2015）年から平成31・令和元（2019）年までのデータから作成した予測モデルで算出した令和２（2020）年の予測値の差で評価。
[3] 独立行政法人労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」

Ⅰ－特－14表　ひとり親世帯の状況

およそ30年間で，母子世帯は約1.5倍，父子世帯は約1.1倍に増加。

	（昭和63（1988）年）		（平成28（2016）年）
母子世帯数 [注]	84.9万世帯	→	123.2万世帯　（ひとり親世帯の86.8%）
父子世帯数 [注]	17.3万世帯		18.7万世帯　（ひとり親世帯の13.2%）

【注】母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯，父子世帯の数
【参考】児童のいる世帯数は1166.6万世帯（平成28（2016）年）［出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」］

平成28（2016）年		母子世帯	父子世帯	（参考）
就業率		81.8%	85.4%	（15～64歳の就業率） 女性66.0% 男性82.5%
	雇用者のうち正規雇用労働者	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
	雇用者のうち非正規雇用労働者	52.3%	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
平均年間就労収入		200万円 正規雇用労働者：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規雇用労働者：428万円 パート・アルバイト等：190万円	（平均給与所得） 女性280万円 男性521万円
養育費受取率		24.3%	3.2%	―

（備考）1．母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）」より作成。
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者，非正規雇用労働者の構成割合は，「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」（「派遣社員」，「パート・アルバイト等」の計）の合計を総数として算出した割合。
平均年間就労収入は，母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2．（参考）の就業率は総務省「労働力調査（平成28年）」，平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査（平成28年）」より作成。

Ⅰ－特－15図　離婚件数の推移

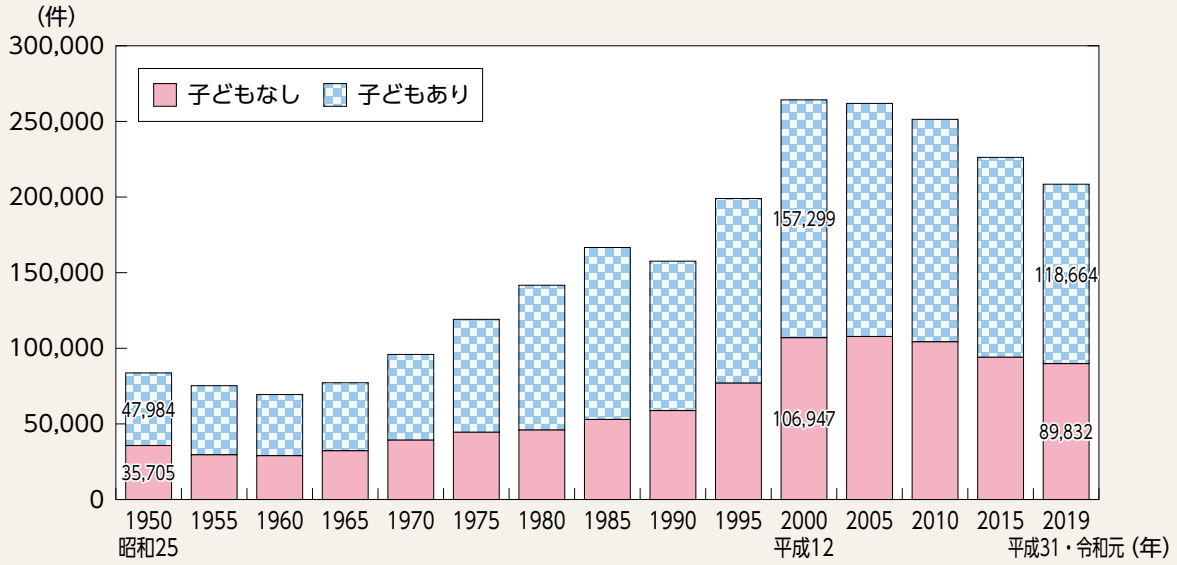

（備考）厚生労働省「人口動態統計」（令和元（2019）年）より作成。

Ⅰ－特－16図　コロナ下の比較：子供のいる有配偶者とシングルマザー（令和2（2020）年7～9月期平均）

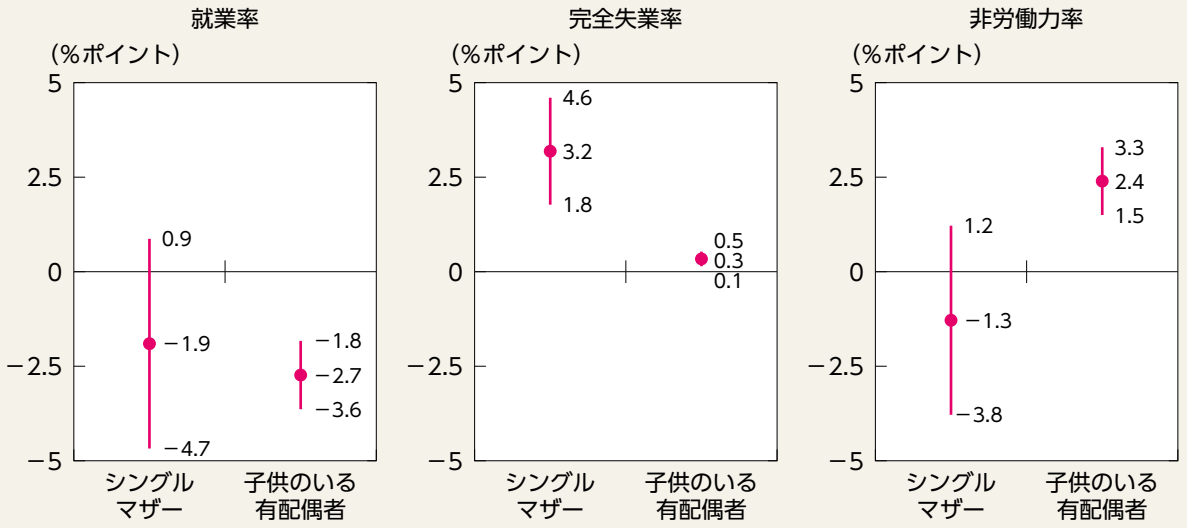

（備考）1．総務省統計局所管の「労働力調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったもの。
2．「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和3（2021）年4月22日）山口構成員提出資料より作成。
3．グラフ上の点は長期トレンドからの乖離の推定値，実線は90%信頼区間を示す。
4．非労働力率とは，15歳以上の人口に占める非労働力人口の割合。

Ⅰ－特－17表　年末に向けての暮らし向き（令和2（2020）年）

上段n数，下段%

		大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	苦しい計	計
ひとり親		137	167	176	18	2	304	500
		27.4%	33.4%	35.2%	3.6%	0.4%	60.8%	100.0%
ひとり親以外		106	132	243	14	5	238	500
		21.2%	26.4%	48.6%	2.8%	1.0%	47.6%	100.0%
	うち既婚・子あり	43	54	112	5	－	97	214
		20.1%	25.2%	52.3%	2.3%	－	45.3%	100.0%

（備考）独立行政法人　労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」（令和2（2020）年）より引用・作成。

Ⅰ－特－18表　直近1か月間に（世帯が）必要とする食料が買えないことの有無

上段n数，下段%

		よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	あった計	計
ひとり親		38	61	79	322	178	500
		7.6%	12.2%	15.8%	64.4%	35.6%	100.0%
ひとり親以外		30	45	57	368	132	500
		6.0%	9.0%	11.4%	73.6%	26.4%	100.0%
	うち既婚・子あり	12	23	24	155	59	214
		5.6%	10.7%	11.2%	72.4%	27.6%	100.0%

（備考）独立行政法人　労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」（令和2（2020）年）より引用・作成。

（様々な困難を抱える女性）

家計が厳しい状況にある世帯は，ひとり親世帯に限らない。令和２（2020）年に実施された別の調査[4]によると，女性の収入が１割以上減った家庭では，５世帯に１世帯で食費の切詰めを行っており，１割弱が公共料金等の滞納をしているとの結果も出ている（Ⅰ－特－19図）。

また，コロナ下では，経済的な理由で生理用品を購入できない女性や女の子がいる「生理の貧困」が，注目されている。生理の貧困は，女性の健康の観点に加えて，女性の女性としての尊厳の観点からも重要である。

このように，ひとり親世帯や若年女性，単身女性など，様々な困難を抱える女性に寄り添う，多様な支援の必要性が高まっている。

Ⅰ－特－19図　女性の収入減少の有無別，家計のひっ迫度（令和２（2020）年８月調査）

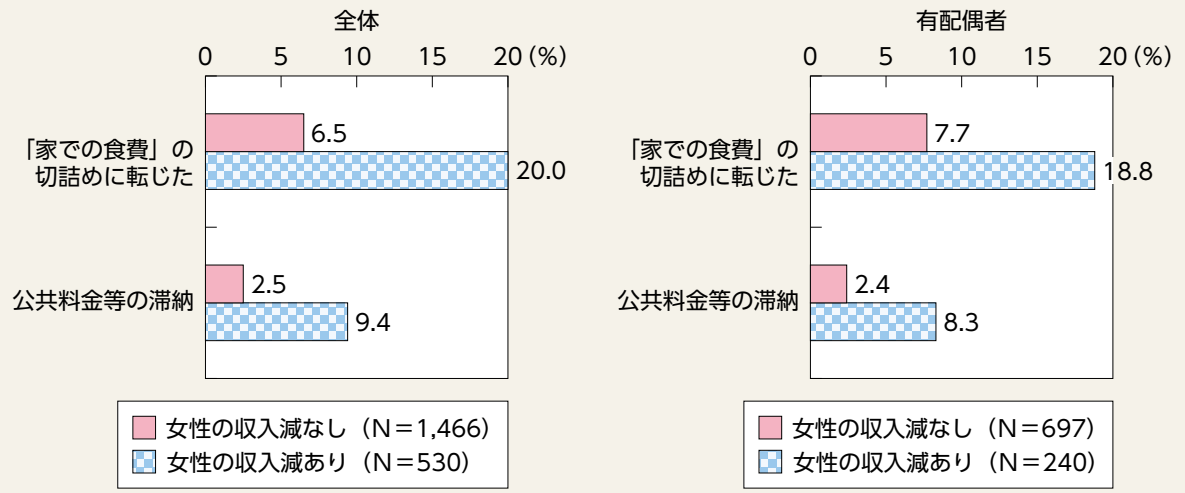

（備考）１．独立行政法人 労働政策研究･研修機構「第3回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会　資料２」（令和２（2020）年10月29日）より引用・作成。
２．集計対象者は，令和２（2020）年４月１日時点で民間企業で働く女性会社員1,996人。
３．「収入減」とは，通常月に比べて直近月の月収が１割以上減少したことを指す。
４．「切詰めに転じた」とは，通常月は切詰めなし，直近月は切詰めありの場合を指す。
５．「公共料金等」にガス・水道・電気・電話料金，家賃，住宅ローン，その他債務を含む。

[4] 独立行政法人労働政策研究・研修機構「第３回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会　資料２」（令和２（2020）年10月29日）

⑶　コロナ下でストレスを感じやすい仕事（コロナ下でストレスを感じやすい仕事に従事する者の特徴）

コロナ下では，感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていくにあたり，十分な感染防止策を講じながら仕事を行う必要がある。ここでは，「仕事に感染症リスクがある」，「不特定多数の人と接触を伴う仕事である」など，仕事におけるコロナ下特有のストレスの感じ方についての調査結果を見ていく。

まず，自身の仕事について，コロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるか（以下，「コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い」という。）を聞いた結果では，「いずれか１つ以上当てはまる」と回答した割合は，女性79.3％，男性76.9％であり，男女で大きな差異はなかった（Ⅰ－特－20図）。

次に，コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合いを業種別に見ると，男女ともに，「医療・福祉業」が最も高い業種となった。「医療・福祉業」以外では，女性は「宿泊業・飲食サービス業」，「小売業」で，男性は「運輸業・郵便業」，「教育・学習支援業」で，それぞれコロナ下でストレスを感じやすい仕事度合いが高い結果となった（Ⅰ－特－21表）。職種別に見ると，女性は「保安の職業」，「介護士・ヘルパー等」，「看護師」の順に高く，男性は「保育士」，「医師」，「介護士・ヘルパー等」の順に高い結果となった（Ⅰ－特－22表）。

さらに，令和２（2020）年４月に発出された緊急事態宣言中に「仕事の負担が大きすぎると感じた」，「家計の先行きが不安に感じた」，「健康を守る責任が大きすぎると感じた」などと回答した割合を男女で比較すると，男性より女性の方が高くなることも分かった。また，同割合は，おおむねコロナ下でストレスを感じやすい仕事度合いに比例して高くなる傾向も見られた。コロナ下でストレスを感じやすい仕事に従事する女性が，様々な心理的不安を感じる機会が多かったことがうかがわれる結果となった（Ⅰ－特－23図）。

Ⅰ－特－20図　自身の仕事に当てはまるもの

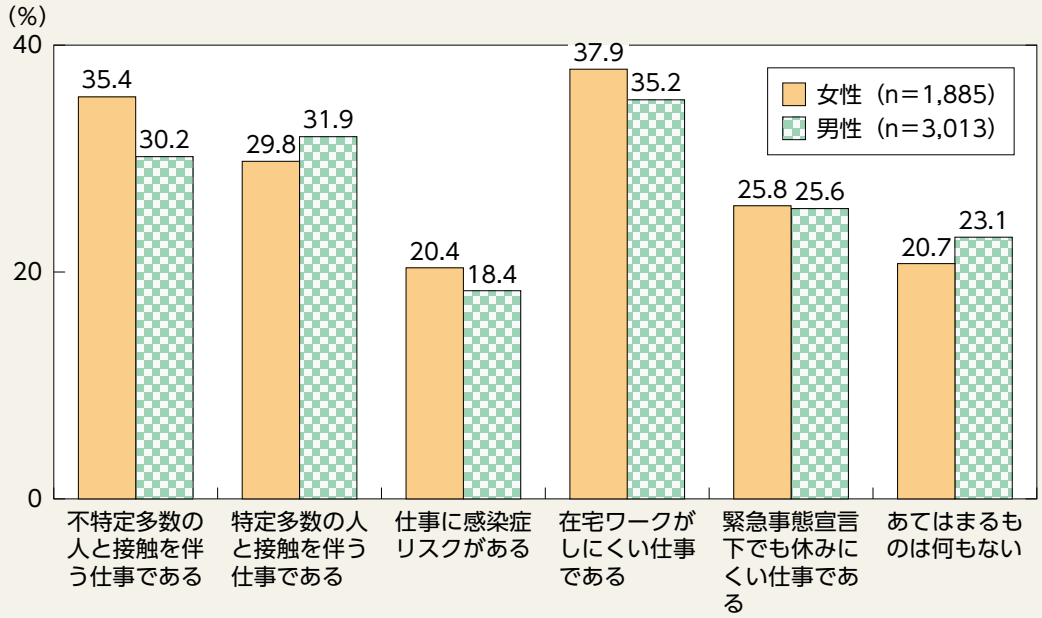

	女性（n＝1,885）	男性（n＝3,013）
上記選択肢について，いずれか１つでも回答した人の割合	79.3%	76.9%

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．対象者は，有業者。自身の職業について，主婦・主夫，学生，その他（働いていない），と答えた人を除く。

Ⅰ－特－21表　業種別コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い

＜女性＞　（%）

		3～5点	それ以下
＜全体＞	(n=1,885)	20.9	79.1
農業・林業・漁業	(n=19)	5.3	94.7
鉱業・採石業・砂利採取業	(n=4)	0.0	100.0
建設業	(n=79)	10.1	89.9
製造業	(n=212)	12.3	87.7
電気・ガス・熱供給・水道業	(n=17)	17.6	82.4
情報通信業	(n=45)	4.4	95.6
運輸業・郵便業	(n=64)	21.9	78.1
卸売業	(n=41)	12.2	87.8
小売業	(n=177)	25.4	74.6
金融業・保険業	(n=83)	13.3	86.7
不動産業・物品賃貸業	(n=35)	0.0	100.0
宿泊業・飲食サービス業	(n=121)	27.3	72.7
教育・学習支援業	(n=127)	21.3	78.7
医療・福祉業	(n=336)	42.9	57.1
他サービス業	(n=312)	16.3	83.7
その他の産業	(n=213)	11.3	88.7

＜男性＞　（%）

		3～5点	それ以下
＜全体＞	(n=3,013)	18.0	82.1
農業・林業・漁業	(n=38)	2.6	97.4
鉱業・採石業・砂利採取業	(n=3)	0.0	100.0
建設業	(n=167)	12.6	87.4
製造業	(n=672)	13.8	86.2
電気・ガス・熱供給・水道業	(n=46)	19.6	80.4
情報通信業	(n=175)	5.7	94.3
運輸業・郵便業	(n=193)	26.4	73.6
卸売業	(n=148)	13.5	86.5
小売業	(n=182)	20.3	79.7
金融業・保険業	(n=130)	14.6	85.4
不動産業・物品賃貸業	(n=74)	14.9	85.1
宿泊業・飲食サービス業	(n=74)	23.0	77.0
教育・学習支援業	(n=139)	24.5	75.5
医療・福祉業	(n=233)	39.5	60.5
他サービス業	(n=449)	14.7	85.3
その他の産業	(n=290)	20.7	79.3

（備考）1．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
2．黄色網掛けは，全体値よりおおむね５％ポイント以上大きい箇所を指す。
3．自身の仕事について，Ⅰ－特－20図のコロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるかで点数化※したものを業種別・男女別に集計。
※１項目該当の場合１点，２項目該当の場合２点，３項目該当の場合３点，４項目該当の場合４点，５項目該当の場合５点，いずれも該当しない場合０点と点数化した。

Ⅰ－特－22表　職種別コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い

＜女性＞　（%）

		3～5点	それ以下
女性全体	(n=1,885)	20.9	79.1
看護師	(n=82)	42.7	57.3
医師	(n=1)	0.0	100.0
介護士・ヘルパー等	(n=83)	47.0	53.0
保健師	(n=3)	33.3	66.7
保育士	(n=37)	40.5	59.5
上記以外の専門・技術系の職業	(n=129)	31.0	69.0
管理的職業	(n=12)	16.7	83.3
事務系の職業	(n=586)	11.4	88.6
営業・販売系の職業	(n=211)	28.4	71.6
サービス系の職業	(n=208)	27.9	72.1
生産技能・作業	(n=118)	18.6	81.4
保安の職業	(n=3)	66.7	33.3
農林漁業職	(n=16)	0.0	100.0
運輸・通信	(n=26)	26.9	73.1
その他	(n=370)	12.4	87.6

＜男性＞　（%）

		3～5点	それ以下
男性全体	(n=3,013)	18.0	82.1
看護師	(n=19)	36.8	63.2
医師	(n=22)	59.1	40.9
介護士・ヘルパー等	(n=68)	41.2	58.8
保健師	(n=4)	25.0	75.0
保育士	(n=3)	66.7	33.3
上記以外の専門・技術系の職業	(n=423)	19.6	80.4
管理的職業	(n=421)	14.7	85.3
事務系の職業	(n=453)	13.5	86.5
営業・販売系の職業	(n=399)	21.1	79.0
サービス系の職業	(n=147)	21.1	78.9
生産技能・作業	(n=388)	17.0	83.0
保安の職業	(n=56)	30.4	69.6
農林漁業職	(n=22)	0.0	100.0
運輸・通信	(n=144)	31.3	68.8
その他	(n=444)	9.2	90.8

（備考）1．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
2．黄色網掛けは，全体値より５％ポイント程度以上大きい箇所を指す。
3．自身の仕事について，Ⅰ－特－20図のコロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるかで点数化※したものを職種別・男女別に集計。
※１項目該当の場合１点，２項目該当の場合２点，３項目該当の場合３点，４項目該当の場合４点，５項目該当の場合５点，いずれも該当しない場合０点と点数化した。

Ⅰ－特－23図　コロナ下でストレスを感じやすい仕事度合い別　第1回緊急事態宣言中（令和2（2020）年4～5月）の心理状況

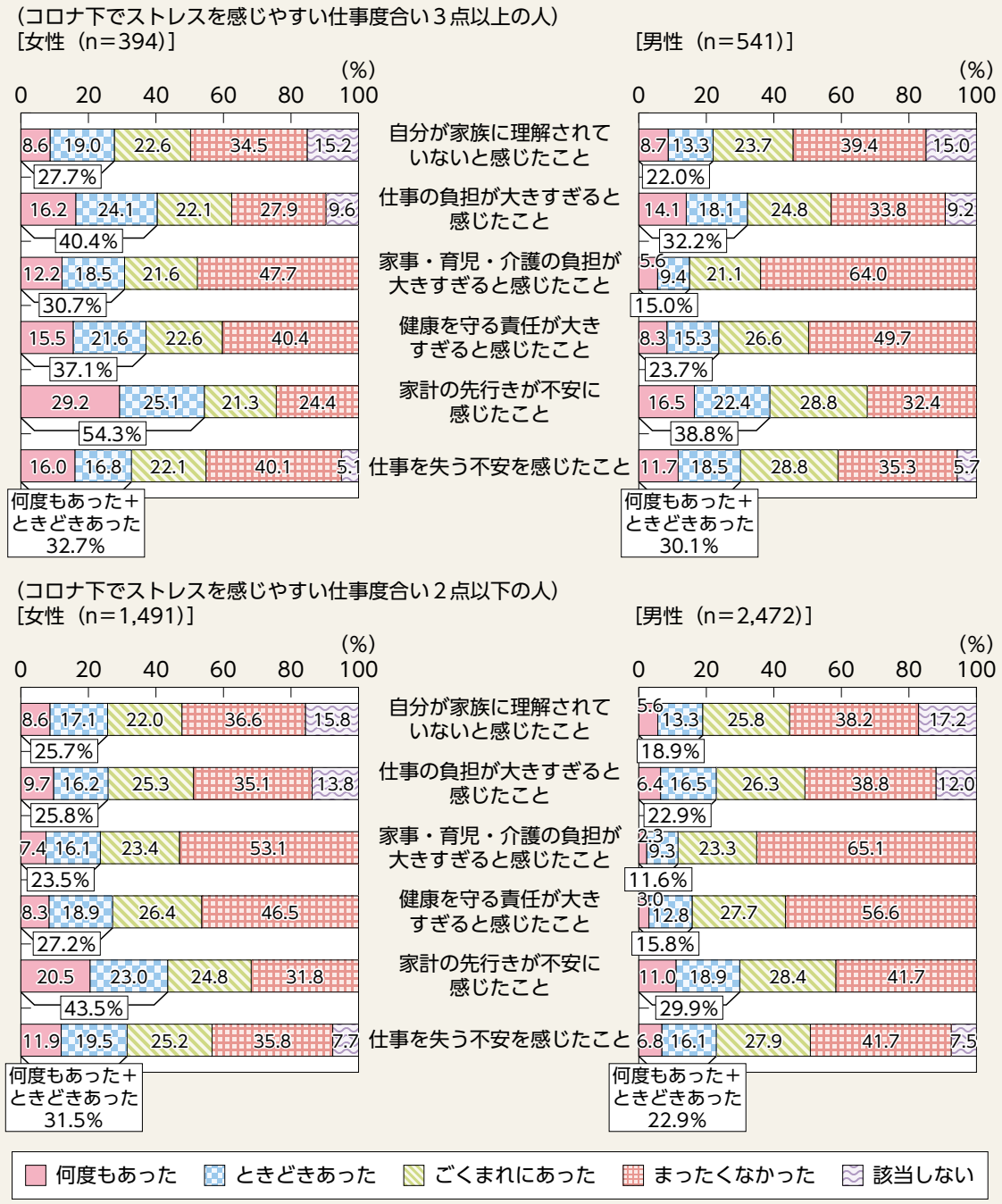

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．自身の仕事について，Ⅰ－特－20図のコロナ下でストレスを感じやすいと思われる項目にいくつ当てはまるかで点数化※したものを職種別・男女別に集計。
※１項目該当の場合１点，２項目該当の場合２点，３項目該当の場合３点，４項目該当の場合４点，５項目該当の場合５点，いずれも該当しない場合０点と点数化した。

(4)　学校の休校等による影響

（子供の有無別の影響）

ここでは，新型コロナの対策の一環として，令和２（2020）年２月28日に文部科学省より，学校保健安全法[5]に基づく，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における

[5]　昭和33年法律第56号。

一斉臨時休業が要請されたこと等を踏まえた，子育て女性の就業状況について見ていく。

末子が未就学又は小学生である有配偶女性（以下，この節では「子供のいる女性」という。）と子供のいない有配偶女性（以下，この節では「子供のいない女性」という。）の就業率について，令和２（2020）年の実測値と予測値[6]の差（以下，「コロナ効果」という。）を比較する。次に，コロナ下における子育て女性の就業率低下の原因を，①新型コロナの感染拡大を原因とした労働需要の減少，②休校を原因とした労働供給の減少，③その他新型コロナの感染拡大を原因とした労働供給の減少（不安など）の３つとしたうえで，子供のいない女性については①及び③は当てはまるものの②は当てはまらないものとみなし，子供のいる女性と子供のいない女性のコロナ効果の差を計算することで，休校による影響を推定[7]する。

このようにして，子供のいる女性と子供のいない女性のコロナ効果の推移を見ると，子供のいない女性の就業率への効果と比べて，子供のいる女性の就業率への押し下げ効果が大きいことが分かる。また，子供のいない女性の就業率への効果はゼロに近い水準まで戻る動きも見られる一方，子供のいる女性の就業率への効果はマイナスの水準で推移している（Ⅰ－特－24図）。

同様に，休業率，完全失業率，非労働力率を比較すると，特に非労働力率において差異が見られ，子供のいない女性の非労働力率より，子供のいる女性の非労働力率が高く推移していることが分かる（Ⅰ－特－25図，Ⅰ－特－26図，Ⅰ－特－27図）。

以上から，休校の影響により，子供のいる女性の就業率が低下し，非労働力率が上昇している可能性がうかがえる。

Ⅰ－特－24図　２つのグループ間での「コロナ効果」の比較：就業率への効果

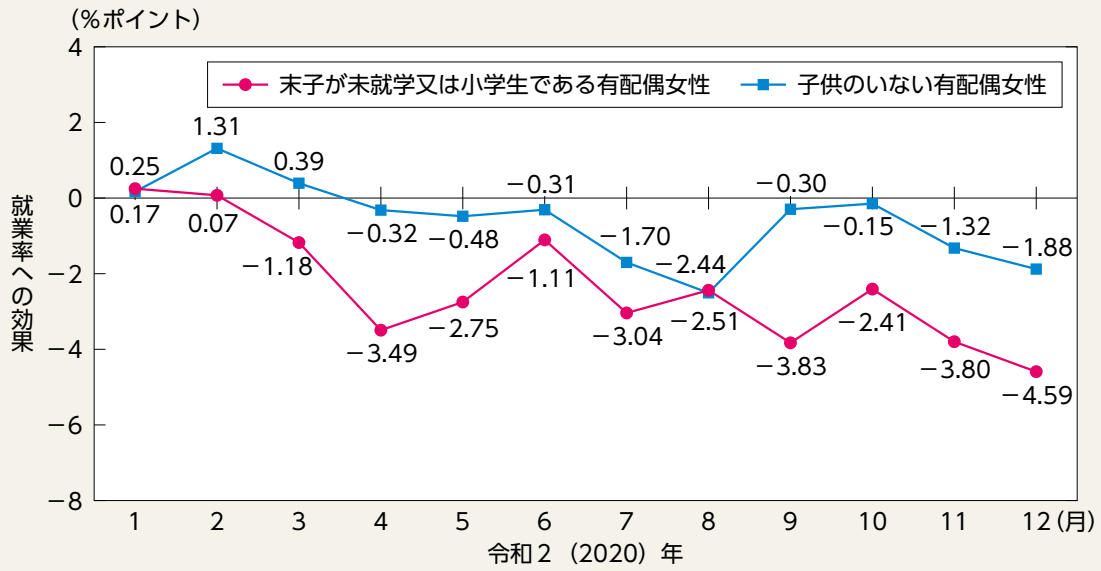

（備考）１．総務省統計局所管の「労働力調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったもの。
２．「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和３（2021）年４月22日）山口構成員提出資料より作成。
３．比較に当たり，学歴，年齢，地域，産業，職業，雇用形態の差は除去している。

[6] 平成27（2015）年から平成31・令和元（2019）年までのデータから予測モデルを作成して算出。
[7] 当該推定に当たっては，子供がいる人といない人の間の，学歴，年齢，地域，産業，職業，雇用形態の差は除去している。

Ⅰ－特－25図　２つのグループ間での「コロナ効果」の比較：休業率への効果

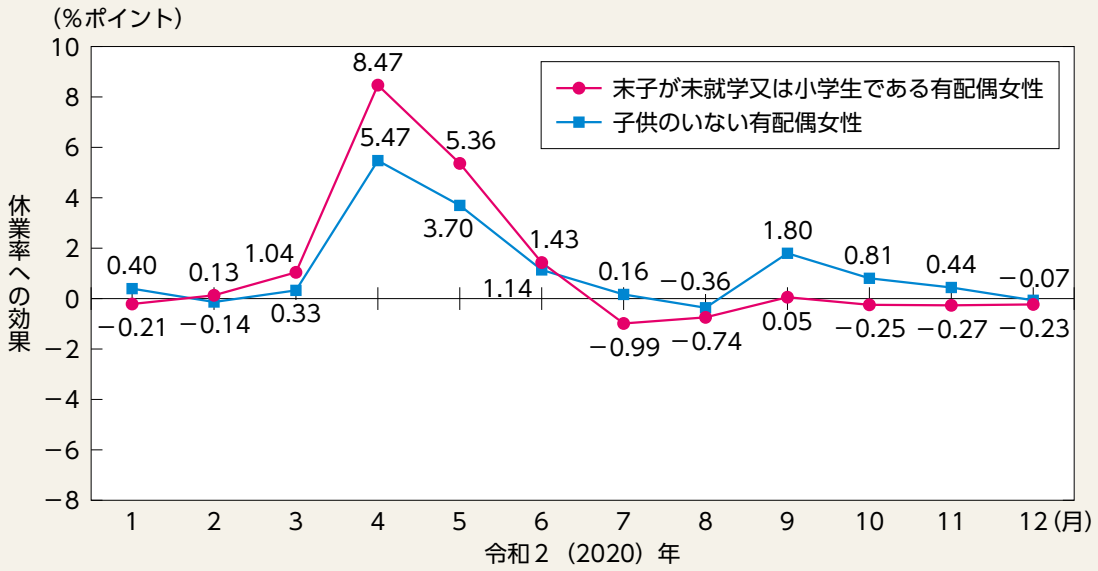

（備考）１．総務省統計局所管の「労働力調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったもの。
２．「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和３（2021）年４月22日）山口構成員提出資料より作成。
３．比較に当たり，学歴，年齢，地域，産業，職業，雇用形態の差は除去している。

Ⅰ－特－26図　２つのグループ間での「コロナ効果」の比較：完全失業率への効果

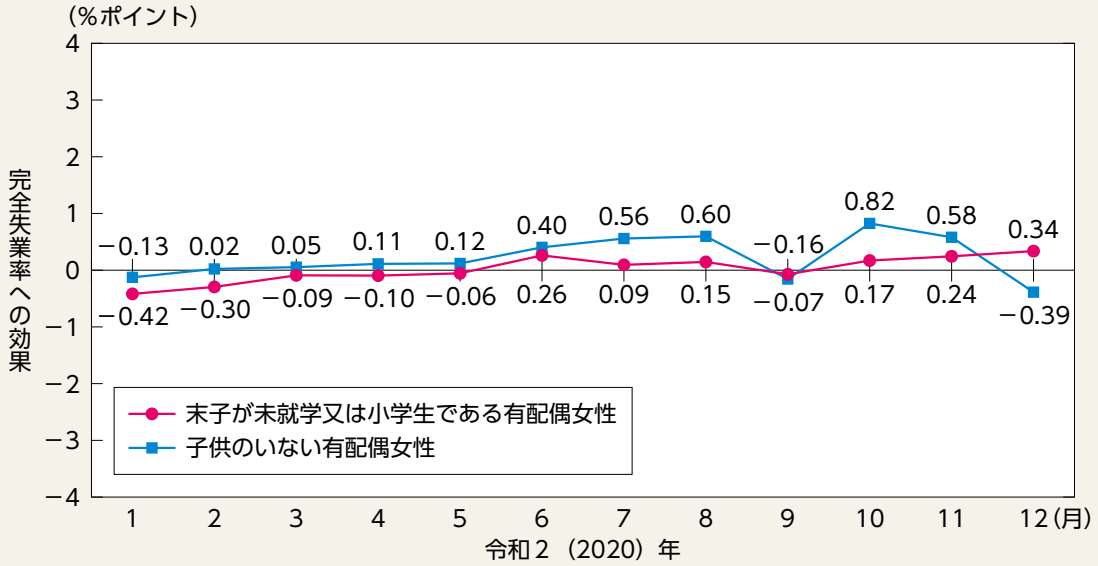

（備考）１．総務省統計局所管の「労働力調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったもの。
２．「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和３（2021）年４月22日）山口構成員提出資料より作成。
３．比較に当たり，学歴，年齢，地域，産業，職業，雇用形態の差は除去している。

Ⅰ－特－27図　２つのグループ間での「コロナ効果」の比較：非労働力率への効果

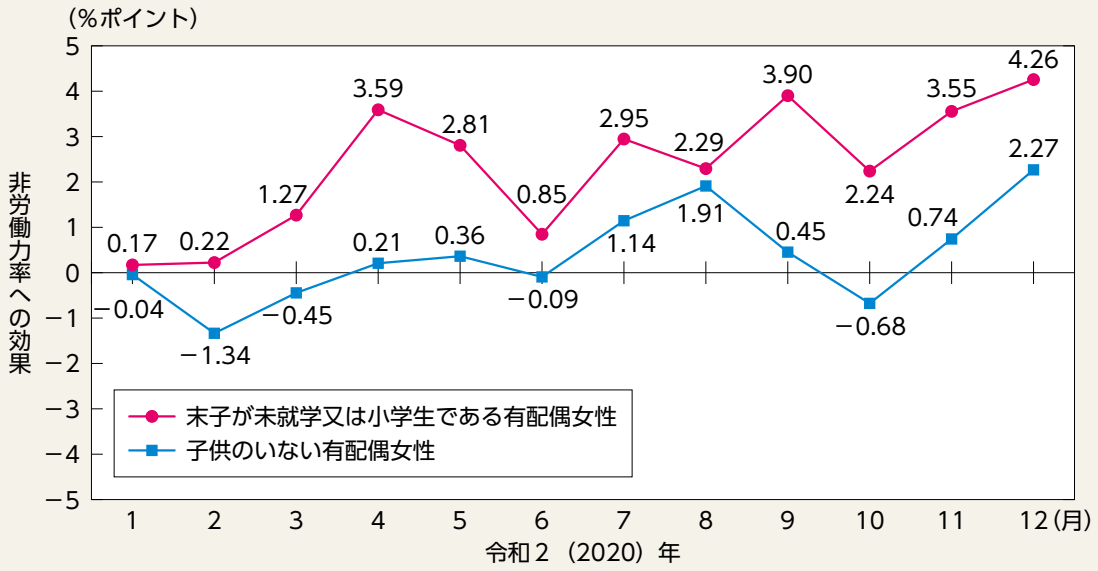

（備考）１．総務省統計局所管の「労働力調査」の調査票情報を利用して独自に集計を行ったもの。
２．「第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（令和３（2021）年４月22日）山口構成員提出資料より作成。
３．比較に当たり，学歴，年齢，地域，産業，職業，雇用形態の差は除去している。
４．非労働力率とは，15歳以上の人口に占める非労働力人口の割合。

第２節　コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～生活面～

この節では，前節に続き，緊急事態宣言等を契機に顕在化した課題について把握するため，コロナ下の人々の生活に関する状況を概観する。生活をめぐる環境の変化を確認するため，女性に対する暴力や男女別の自殺者数の推移，家庭内の家事等の分担状況等について見ていく。

１　生活をめぐる環境の変化

(1)　女性に対する暴力の状況

女性に対する暴力は，重大な人権侵害であり，決して許される行為ではない。現在，コロナ下の生活不安やストレス，外出自粛による在宅時間の増加等により，DV（配偶者暴力）相談件数が増加しており，女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されている。

(ア)　DV（配偶者暴力[8]）

内閣府が令和３（2021）年３月に公表した「男女間における暴力に関する調査報告書」[9]（以下，「男女間暴力調査」という。）によると，「これまでの配偶者からの暴力の被害経験」については，22.5%の人が「あった」と答えている。この結果を男女別に見ると，女性の「あった」は25.9%，男性の「あった」は18.4%となっており，女性の約４人に１人で被害経験があるなど，女性の方が被害経験者の割合が高くなっている。さらに，女性の約10人に１人は何度も配偶者からの暴力の被害を受けている，という結果も出ている。

コロナ下のDV（配偶者暴力）相談件数は

[8] 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（令和元年法律第46号）においては，「配偶者」には，婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含む。また，離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。このほか，生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除く。）からの暴力について，同法を準用することとされている。また，生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含む。

[9] 内閣府において，平成11（1999）年度から３年に１度実施している一般統計調査。全国の20歳以上の男女5,000人を対象に，無作為抽出により調査を実施。

増加しており，全国の配偶者暴力相談支援センターと後述する「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると，令和２(2020)年度は19万0,030件で，前年度比で約1.6倍に増加している（Ⅰ－特－28図）。

また，警察庁が令和３（2021）年３月に公表した配偶者からの暴力事案等の相談等状況を見ると，令和２（2020）年の相談等件数は８万2,643件（前年比＋436件，＋0.5％）となり，平成13（2001）年の配偶者暴力防止法施行後，最多となっている。

このような状況を踏まえ，内閣府では，令和２（2020）年４月より，新たな相談窓口として「DV相談プラス」を開設している。「DV相談プラス」は，24時間の電話相談対応，WEB面談対応，10の外国語での相談対応を行っているほか，電話ができない場合にも相談できるようにSNS･メール相談も行っている。

また，最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる全国共通電話番号の「DV相談ナビ」については，利用者の利便性を高めることを目的に，令和２（2020）年10月より，従来の10桁から「＃8008（シャープ・はち・ぜろ・ぜろ・はち)」に短縮番号化し，「はれれば」の語呂合わせで周知を図っている。

Ⅰ－特－28図　DV（配偶者暴力）相談件数の推移

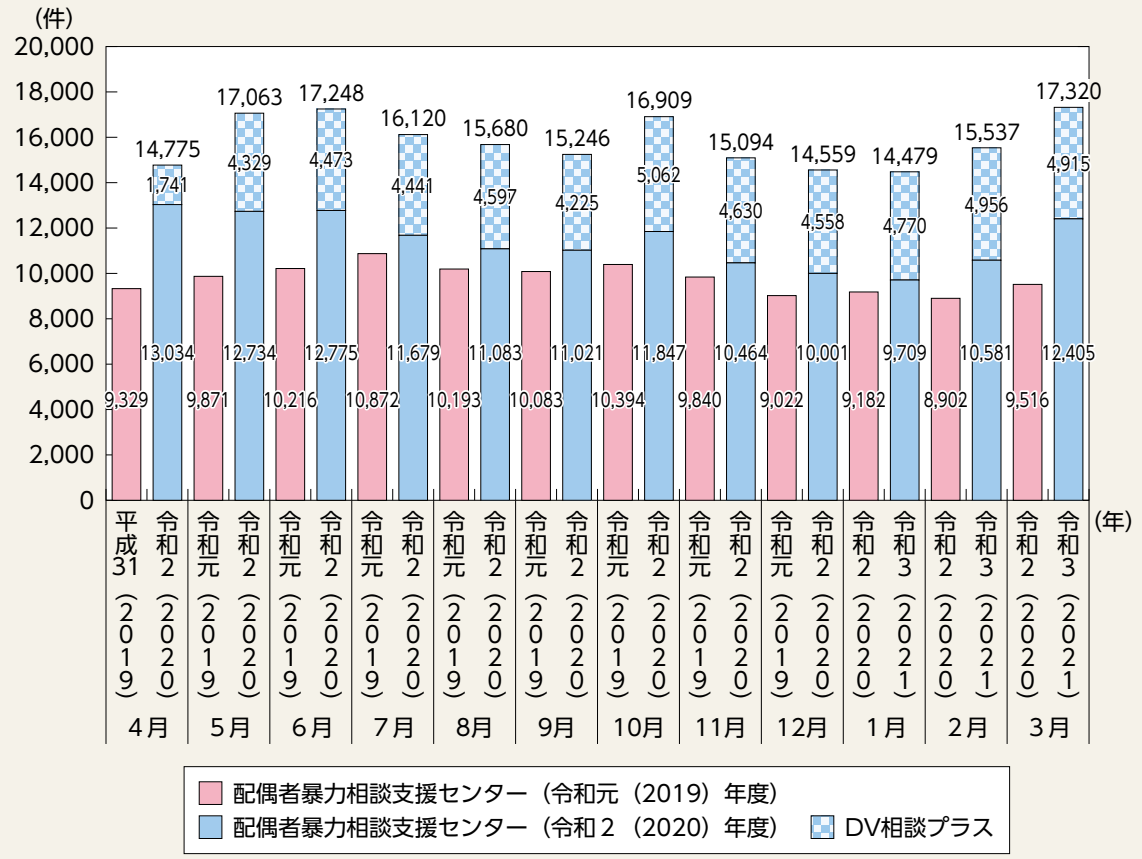

（備考）１．内閣府男女共同参画局調べ。
２．全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は，令和３（2021）年３月31日時点の暫定値。
３．令和元（2019）年度は，月毎の相談件数を集計していないセンターがあったため，月毎の合計と令和元（2019）年度全体の相談件数（11万9,276件）は一致しない。

⑴ 性犯罪・性暴力

男女間暴力調査によると，無理やりに性交等をされた被害経験のある女性は約14人に１人に上る。被害を受けた時の相手は，「まったく知らない人」が全体の約１割，女性では「交際相手・元交際相手」が約３割，男性では「通っている（いた）学校・大学の関係者」が約２割であった。

コロナ下の性犯罪・性暴力に関する相談件数は増加しており，性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの令和２（2020）年度の相談件数は５万1,141件で，前年度比で約1.2倍に増加している（Ⅰ－特－29図）。

こうした中，政府においては，令和２（2020）年６月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき，令和２（2020）年度から令和４（2022）年度までの３年間を，性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として，被害者支援の充実，加害者対策，教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととしている。

内閣府では，令和２（2020）年10月より，ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（シャープ・はち・はち・きゅう・いち「はやくワンストップ」）」を導入し，周知を図っている。あわせて，若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう，令和２（2020）年10月より，SNS相談「Cure　Time（キュアタイム）」を試行実施している。

Ⅰ－特－29図　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

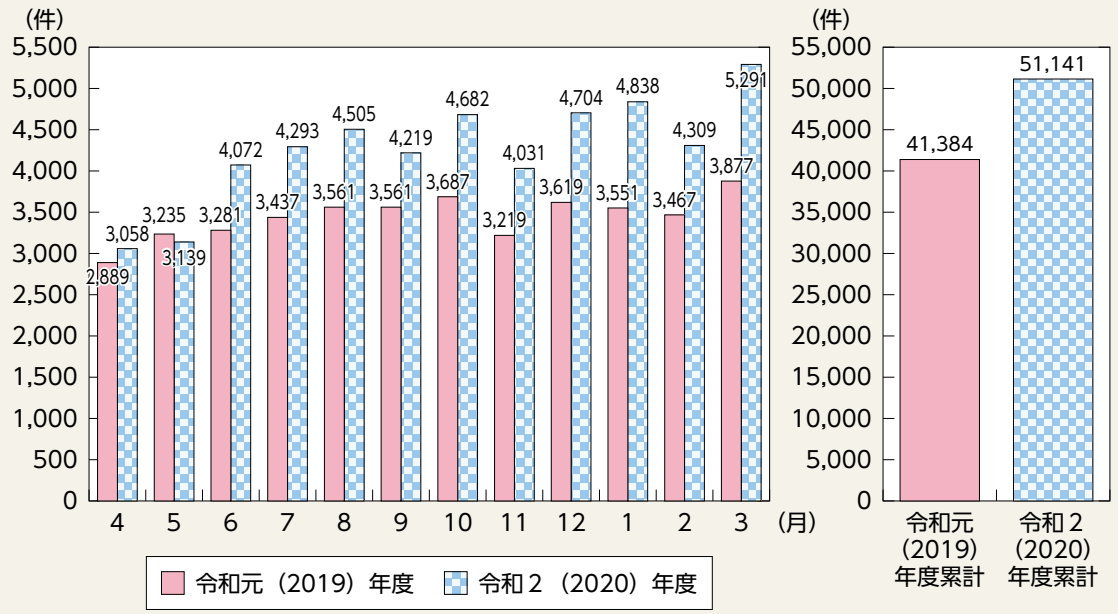

（備考）１．内閣府男女共同参画局調べ。
２．相談件数は，電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

⑵ 自殺の状況

（男女別の自殺者数の推移）

平成31（2019）年１月以降の自殺者数の推移を見ると，女性は令和２（2020）年６月以降，男性は令和２（2020）年８月以降，前年同月差で増加傾向にあることが分かる。また，男女ともに，令和２（2020）年10月に自殺者数が大幅に増加している。一方，増加幅を男女で比較すると，女性の自殺者数の増加幅の方が大きい。また，令和２（2020）年の自殺者数を見ると，男性は前の年と比べて23人減少しているが，女性は935人増加している（Ⅰ－特－30図）。

自殺者数の推移を年齢階級別に見ると，女

性は令和２（2020）年７月以降，おおむね全年齢階級で増加している（Ⅰ－特－31図）。自殺者数の推移を職業別に見ると，女性は「無職者」，男性は「無職者」に加えて「被雇用者・勤め人」の割合が高い（Ⅰ－特－32図）。無職者の内訳を見ると，女性は「年金・雇用保険等生活者」，「その他の無職者」に加えて「主婦」が多く，男性は「年金・雇用保険等生活者」，「その他の無職者」に加えて「失業者」が多い傾向にある（Ⅰ－特－33図）。学生・生徒等の推移では，男女ともに，「大学生」，「高校生」が多くの割合を占めている（Ⅰ－特－34図）。

自殺者数の増減を見ると，令和２（2020）年度は前年度と比べて，女性は「無職者」が648人増加，「被雇用者・勤め人」が443人増加し，男性は「被雇用者・勤め人」が199人増加しており，女性の方が男性より増加している。女性は，「無職者」の中では「主婦」が最も増加（261人増加）しており，「学生・生徒等」の中では「高校生」が最も増加（69人増加）している（Ⅰ－特－35図）。また，「被雇用者・勤め人」の内訳を見ると，女性は「事務員」，「その他のサービス職」，「販売店員」，「医療・保健従事者」等が，男性は「土木建設労務作業者」，「運輸従事者」，「食品・衣料品製造工」等が，特に増加している（Ⅰ－特－36図）。さらに，同居人有無別の自殺者数の推移を男女で比較すると，女性の方が「同居人あり」の自殺者数が増加していることが分かる（Ⅰ－特－37図）。

厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターが令和２（2020）年10月21日に発表した「コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）[10]」によると，令和２（2020）年の自殺の動向は，例年とは明らかに異なっているという。具体的には，令和２（2020）年４月から６月にかけては，社会的不安の増大で自身の命を守ろうとする意識の高まり等により自殺者が減少した可能性があること，同年７月以後は，様々な年齢階級の女性の自殺者が増加傾向にあり，特に「同居人がいる女性」と「無職の女性」の増加が目立つことなどが挙げられている。女性の自殺の背景には，経済生活問題や勤務問題，DV（配偶者暴力）被害や育児の悩み，介護疲れや精神疾患など，様々な問題が潜んでいるとされ，コロナ禍において，そうした自殺の要因になりかねない問題が深刻化したことが，女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があると分析されている。このほか，ウェルテル効果と呼ばれる自殺報道の影響によって自殺が増える現象が見られること，令和２（2020）年８月に女子高校生の自殺者数が増加したこと，緊急小口資金の貸付けなど政府の各種支援策が自殺の増加を抑制している可能性があることなど，様々な指摘がなされている。

また，同センターでは，令和２（2020）年10月に自殺者数が大幅に増加した原因について，新型コロナの影響により社会全体の自殺リスクが高まっていること（自殺の要因となり得る，雇用，暮らし，人間関係等の問題が悪化していること）に加えて，相次ぐ有名人の自殺及び自殺報道が大きく影響した可能性（ウェルテル効果の可能性）が高い，と考察している。

[10] 本報告書については，「コロナ禍における自殺の動向を精緻に分析するために必要なデータが揃っておらず，現時点における分析は不十分なものとならざるを得ない。また分析を進めるほどに，時間をかけて詳細な分析を行う必要性に直面しているところだが，現時点で分かったことだけでも早めに公表すべきと判断し，今回，中間的な報告を行うことにした。」などの留意点が記されている。

Ⅰ－特－30図　自殺者数の推移，自殺者数の前年同月差の推移

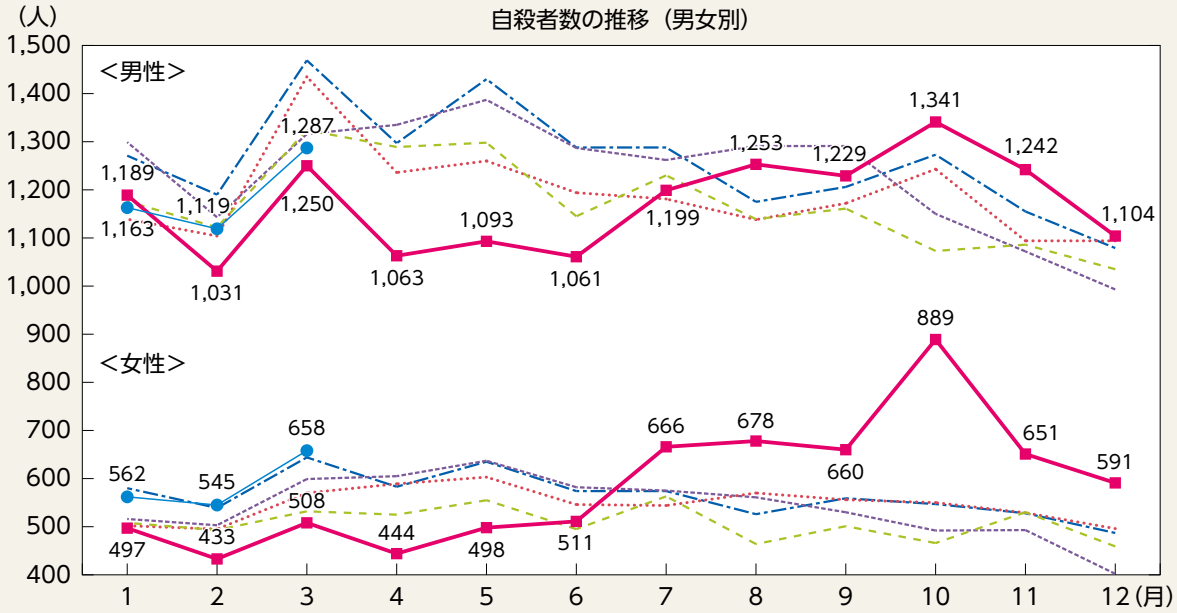

令和３（2021）年
令和２（2020）年
平成31・令和元（2019）年
平成30（2018）年
平成29（2017）年
平成28（2016）年

		平成31・令和元年（2019年）合計	令和２年（2020年）合計	前年差
総数		20,169	21,081	912
	男性	14,078	14,055	▲23
	女性	6,091	7,026	935

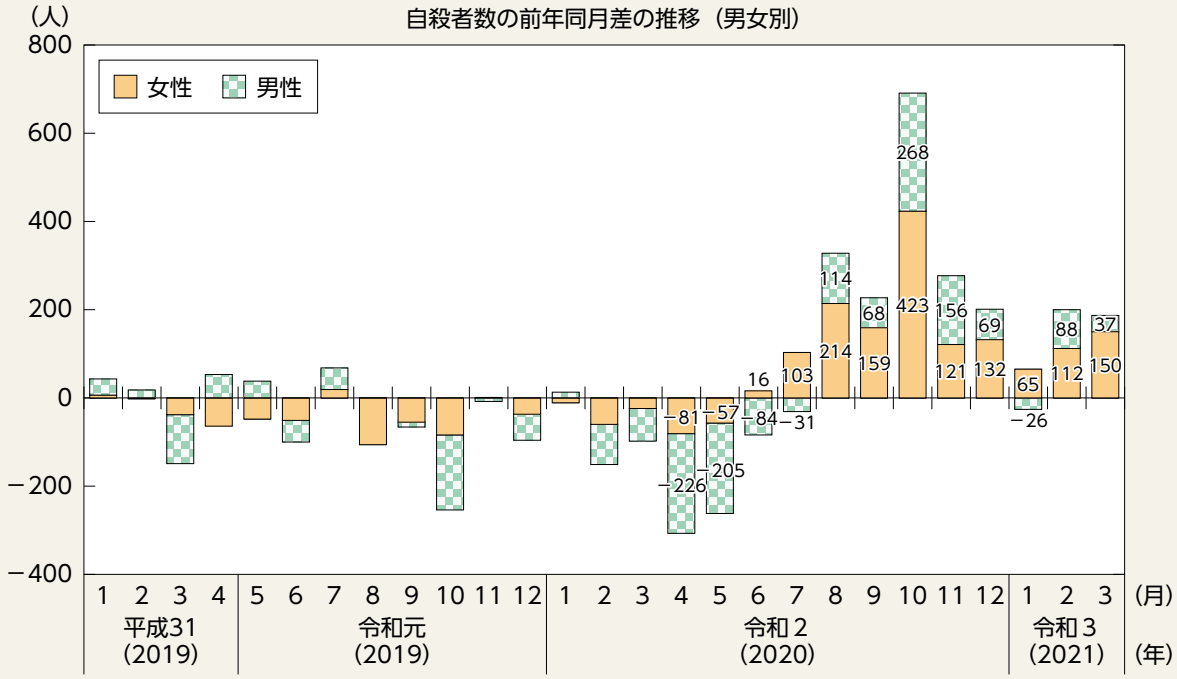

（備考）１．警察庁ホームページ「自殺者数」より作成。原数値。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月20日時点の暫定値。

Ⅰ－特－31図　年齢階級別自殺者数の前年同月差の推移

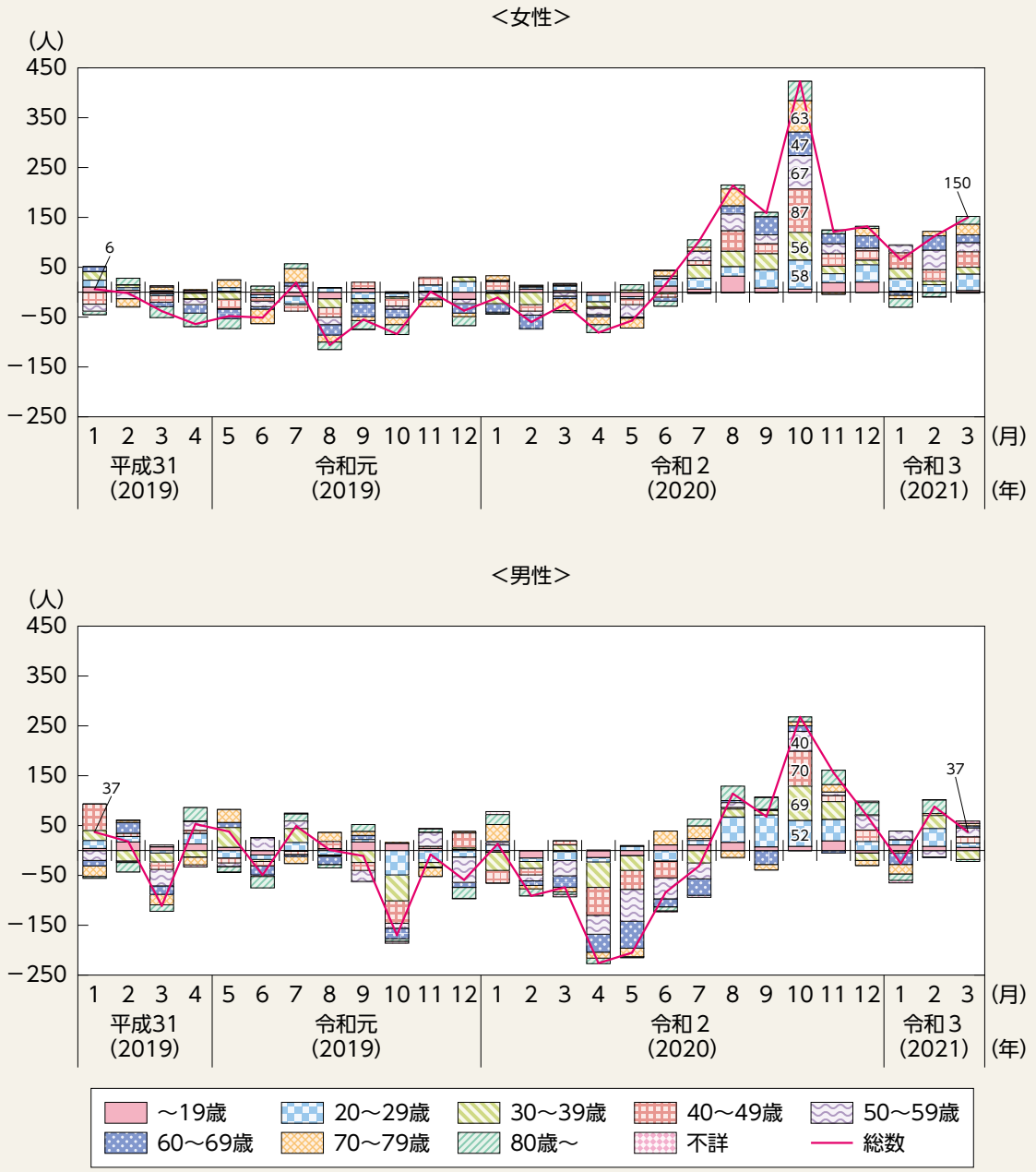

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。
３．なお，暫定値においては，年齢や職業，原因・動機等において確定値よりも「不詳」が多く見られる。

Ⅰ－特－32図　職業別自殺者数の推移

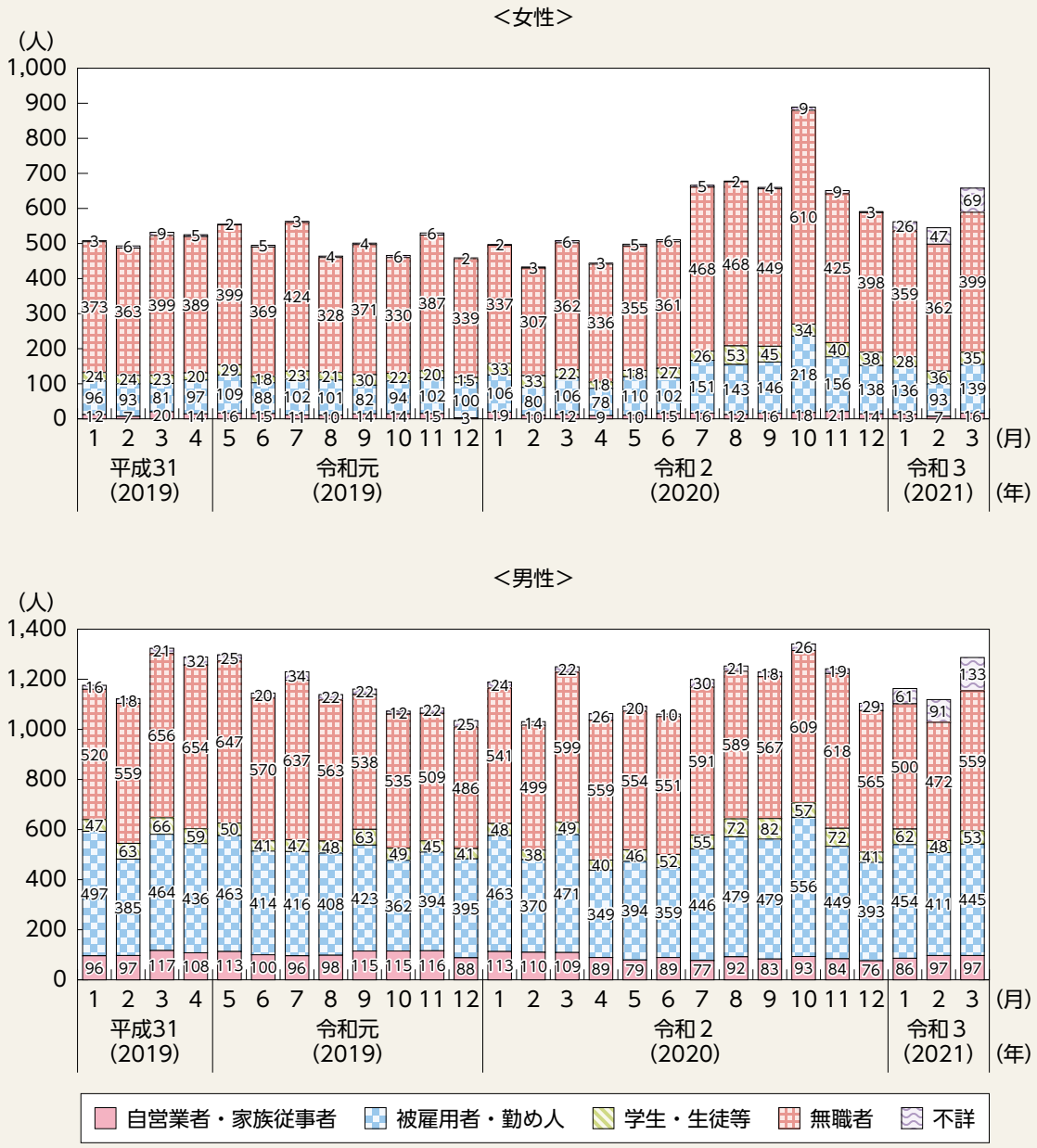

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。
３．なお，暫定値においては，年齢や職業，原因・動機等において確定値よりも「不詳」が多く見られる。

Ⅰ－特－33図　「無職者」の自殺者数の推移

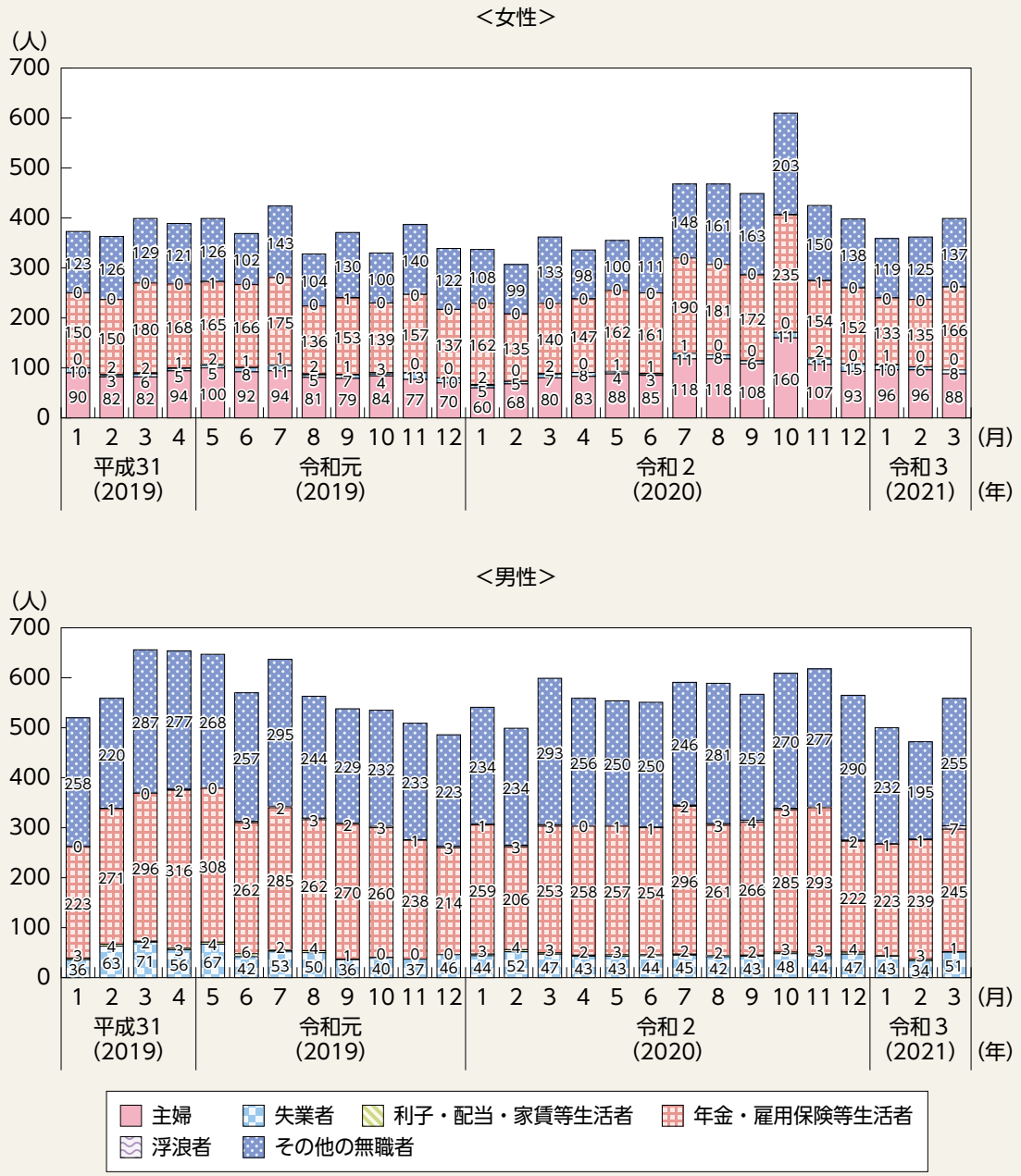

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。

Ⅰ－特－34図　「学生・生徒等」の自殺者数の推移

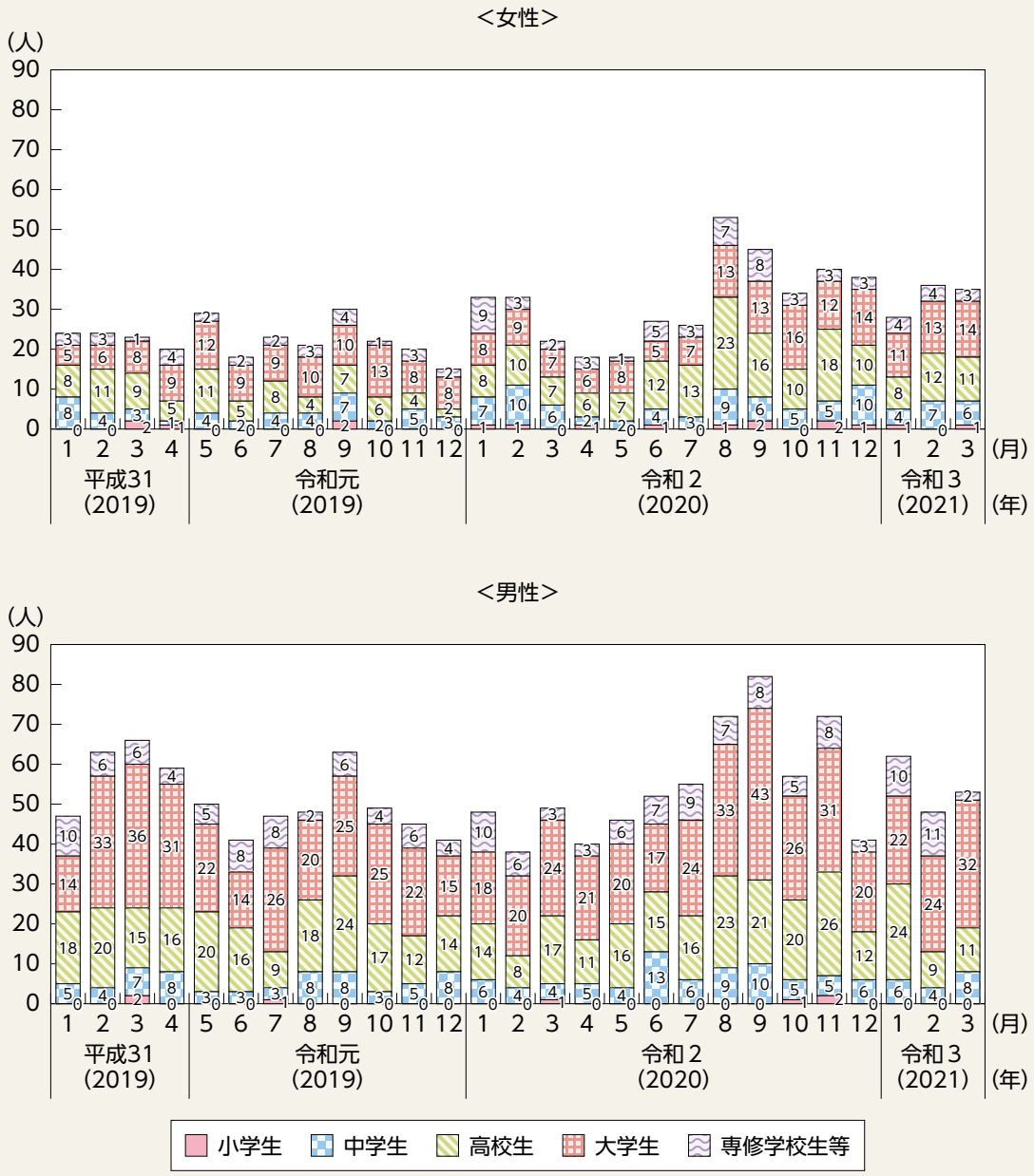

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。

Ⅰ－特－35図　自殺者数の増減①

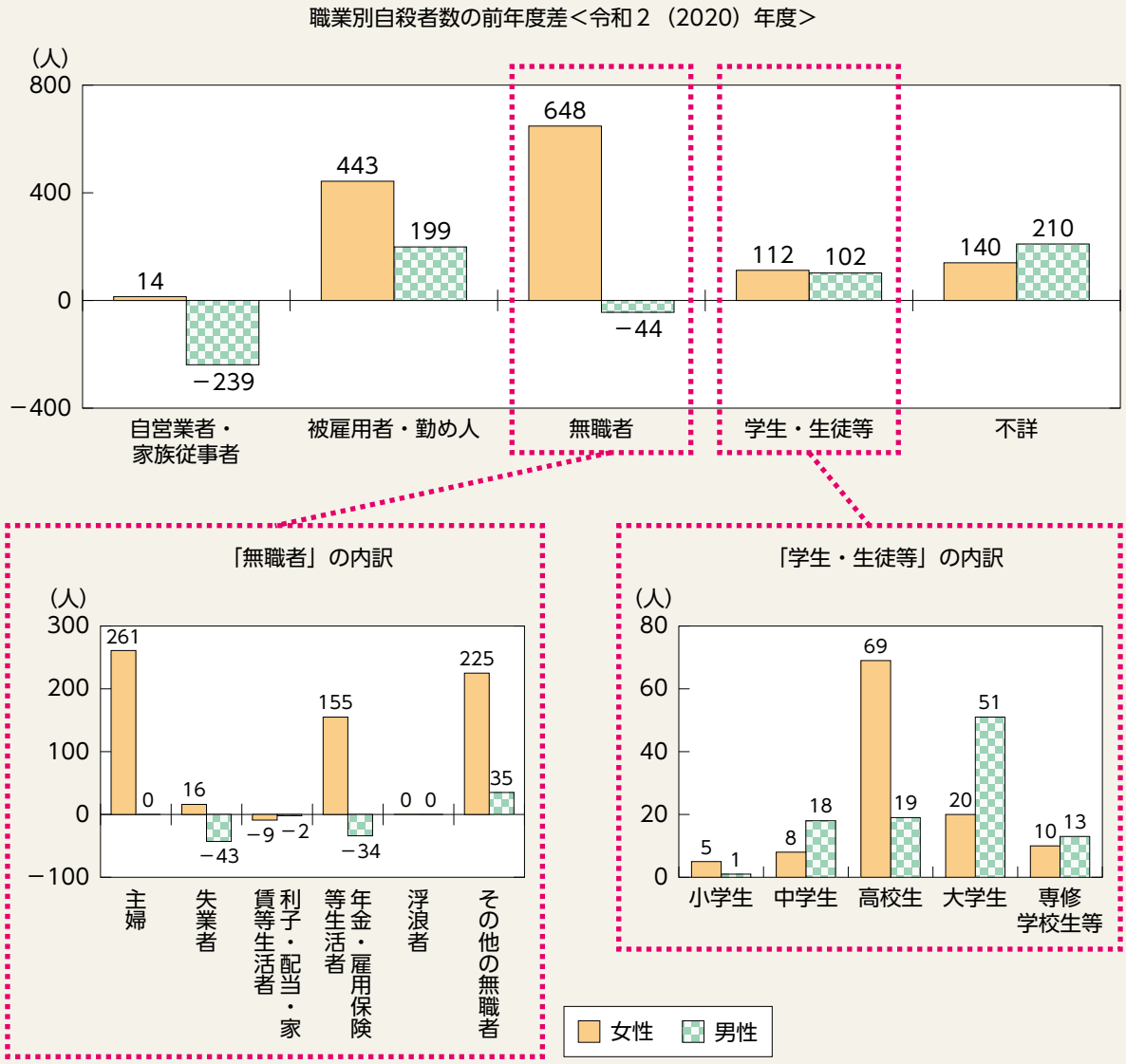

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。
３．なお，暫定値においては，年齢や職業，原因・動機等において確定値よりも「不詳」が多く見られる。

Ⅰ－特－36図　自殺者数の増減②

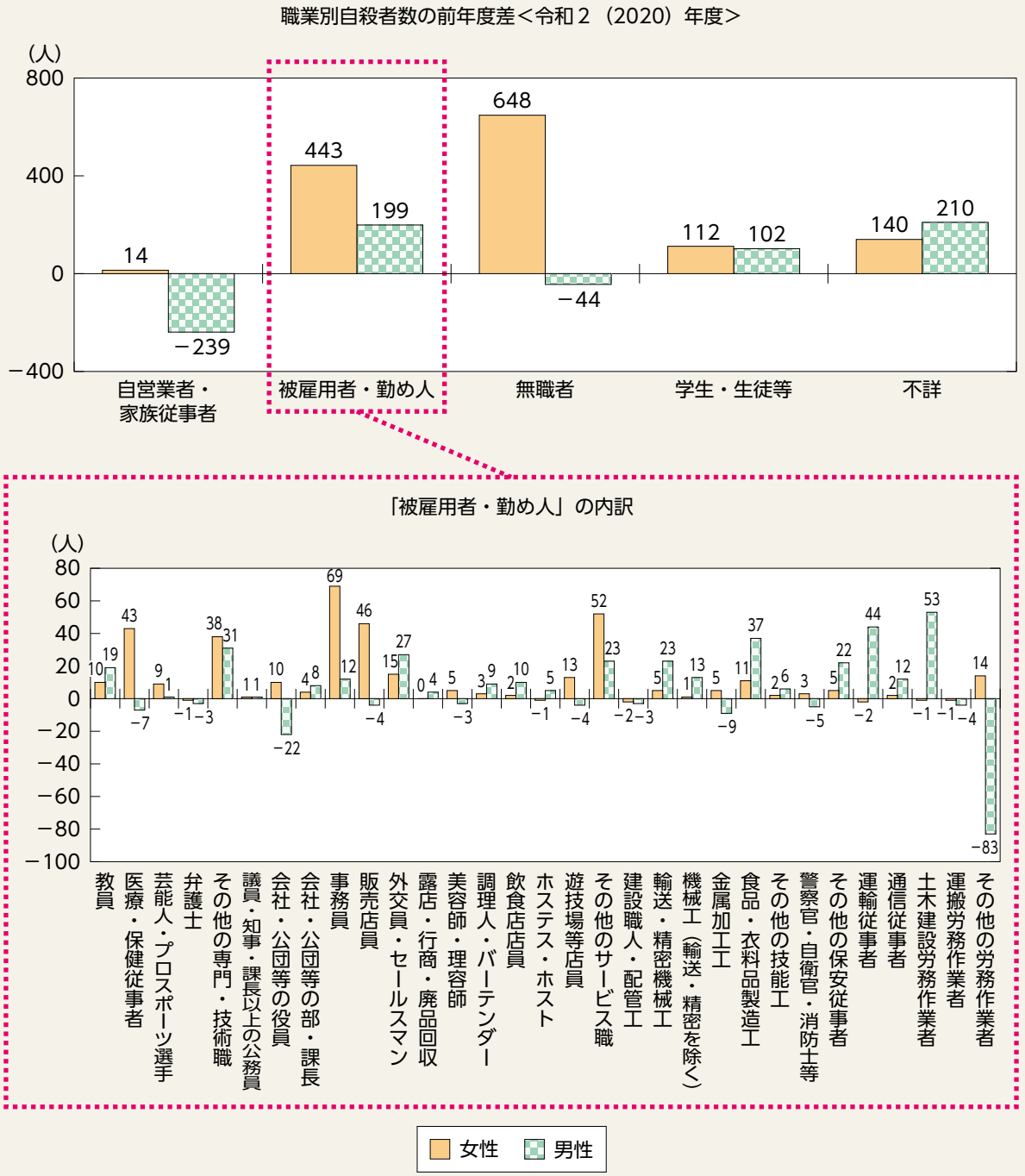

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。
３．なお，暫定値においては，年齢や職業，原因・動機等において確定値よりも「不詳」が多く見られる。

Ⅰ－特－37図　同居人有無別自殺者数の前年同月差の推移

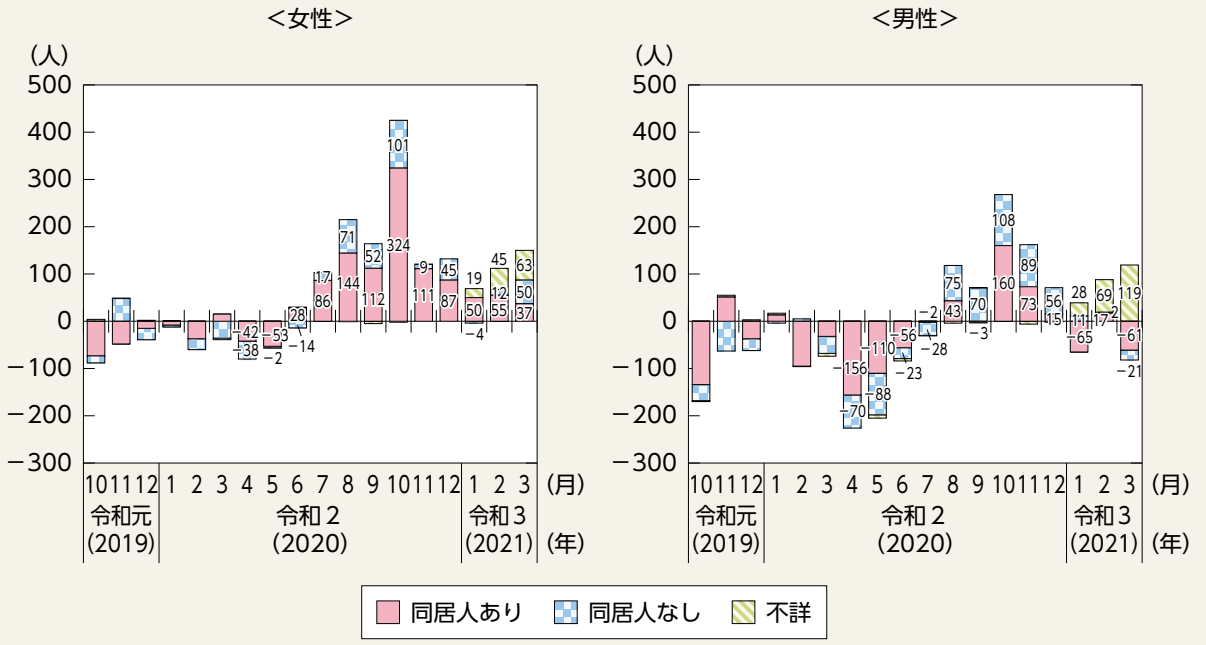

（備考）１．厚生労働省ホームページ「自殺の統計」より作成。
２．令和２（2020）年分までは確定値。令和３（2021）年分は令和３（2021）年４月22日時点の「地域における自殺の基礎資料」の暫定値。
３．なお，暫定値においては，年齢や職業，原因・動機等において確定値よりも「不詳」が多く見られる。

⑶　家事等の分担の状況

（家庭内の家事等の分担状況）

総務省「平成28年社会生活基本調査」によると，６歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間は，平成28（2016）年は共働き世帯の夫で82分，夫有業・妻無業世帯の夫で74分となっている。いずれの世帯も，平成18（2006）年以降の夫の家事・育児関連時間は増加傾向にあるが，妻と比較すると低水準である（Ⅰ－特－38図）。

こうした中，小学校３年生以下の子供を持つ夫婦について，第１回緊急事態宣言中（令和２（2020）年４月～５月）とそれ以前を比較して，緊急事態宣言中の一日の時間の使い方がどのように変化したかを調査した結果を見ると，緊急事態宣言中の家事時間と育児時間は，夫と妻いずれも「減った」と回答した割合より「増えた」と回答した割合が高かった。また，家事時間が「増えた」と回答した割合は，妻が30.8％で夫が24.6％であった。育児時間が「増えた」と回答した割合は，妻が31.2％で夫は26.2％であった。このように，家事時間，育児時間が「増えた」と回答した割合をそれぞれ夫と妻で比較すると，いずれも夫より妻の方が大きい結果となった（Ⅰ－特－39図）。

次に，令和２（2020）年４月～５月の第１回緊急事態宣言中の心理状況について，小学校３年生以下の子供がいる有配偶の男女で比較すると，「家事・育児・介護の負担が大きすぎると感じたこと」が「何度もあった」又は「ときどきあった」と回答した男性は19.8％である一方，女性は37.5％であった。そのほか，「自分が家族に理解されていないと感じたこと」，「健康を守る責任が大きすぎると感じたこと」が，それぞれ「何度もあった」又は「ときどきあった」と回答した女性の割合は，男性の割合よりいずれも５％ポイント以上高かった（Ⅰ－特－40図）。

コロナ下の心理状況の変化については，別の調査でも明らかになっている。生活全体の満足度は男女ともに低下しているが，特に

20代女性で大幅に低下している（Ⅰ－特－41図）。また，コロナ下より前の時点と比較して不安が増していることについて調査した結果を見ると，全体的に男性より女性の不安が増している傾向にある（Ⅰ－特－42表）。雇用形態別に見ると，全体的に正規雇用労働者より非正規雇用労働者の不安が増している傾向にある（Ⅰ－特－43表）。

Ⅰ－特－38図　６歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間の推移（共働きか否か別）

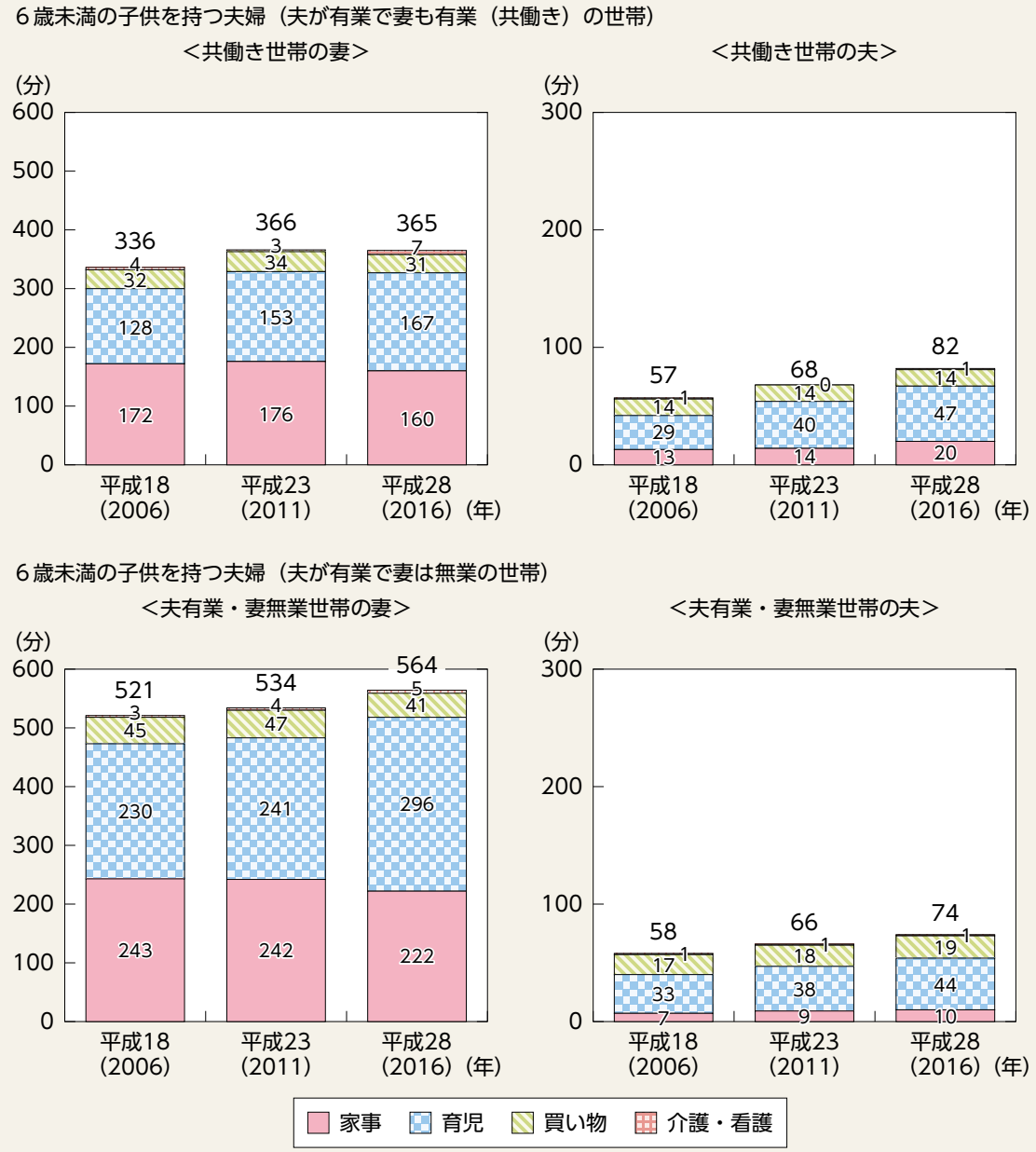

（備考）１．総務省「社会生活基本調査」より作成。
２．家事・育児関連時間は，「家事」，「介護・看護」，「育児」，「買い物」の合計（週全体平均）。

Ⅰ－特－39図　1日の時間の使い方変化～第1回緊急事態宣言中（令和2（2020）年4～5月）とそれ以前を比べて～

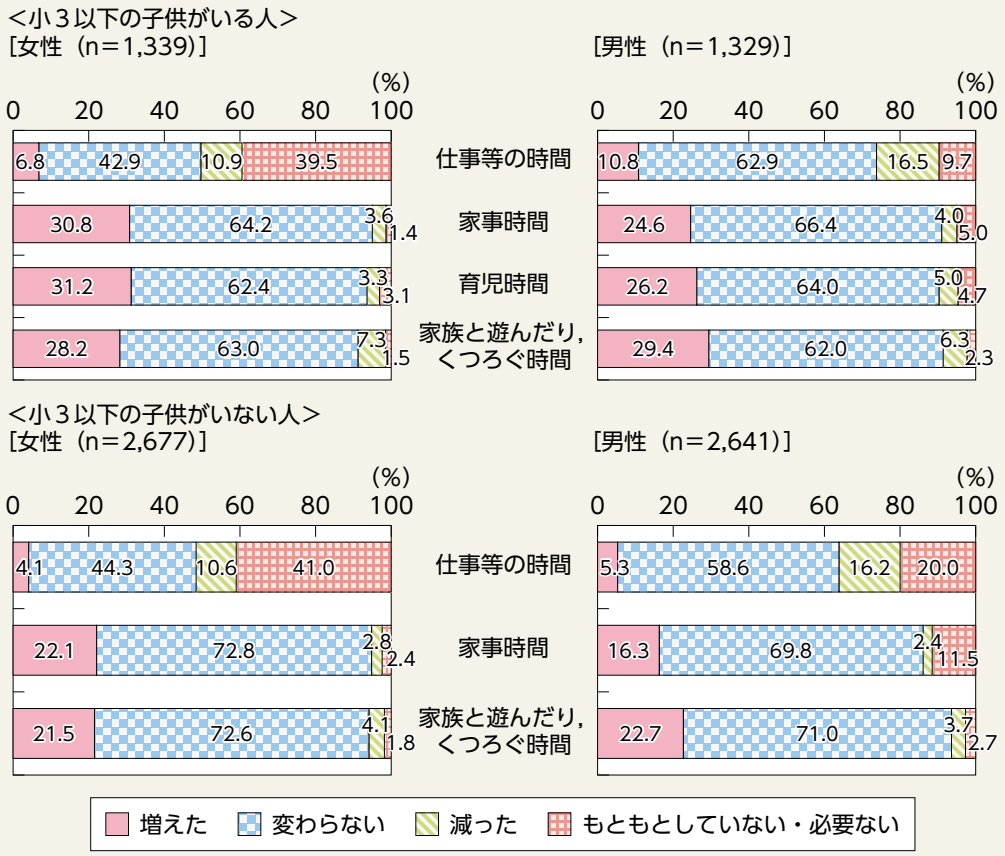

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

Ⅰ－特－40図　第１回緊急事態宣言中（令和２（2020）年４～５月）の心理状況

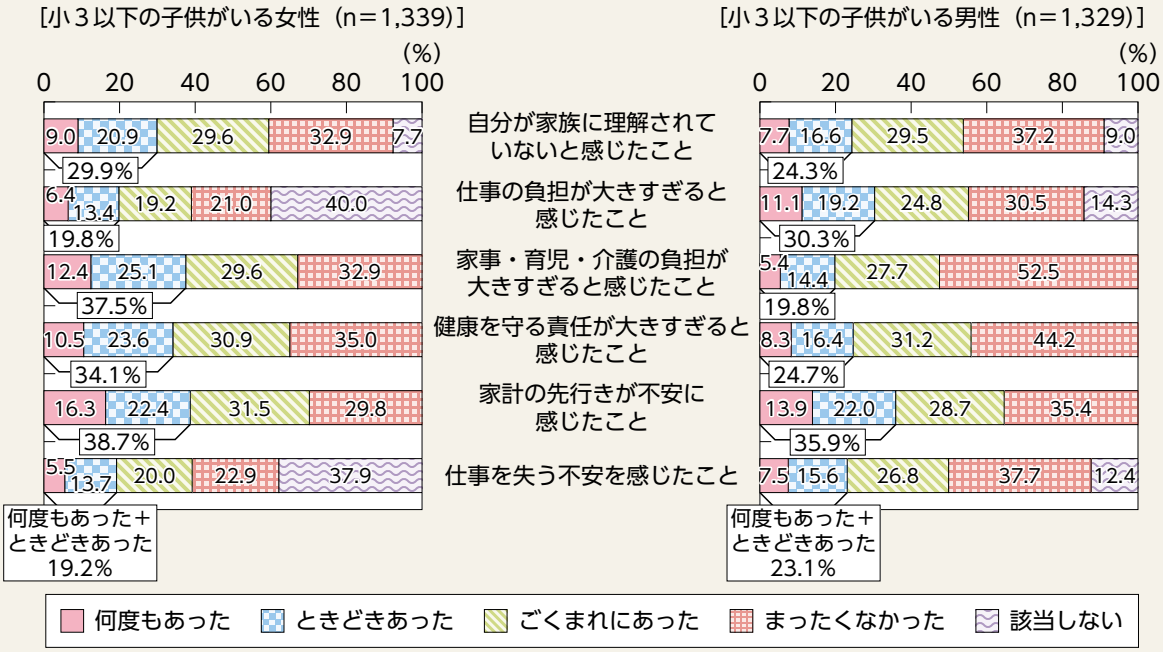

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

Ⅰ－特－41図　感染症影響下の満足度の変化

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。
３．満足度は，「十分に満足している」を10点，「全く満足していない」を0点として，回答者に調査時点の満足度を質問した平均値。令和２（2020）年２月調査は，内閣府「満足度・生活の質に関する調査（回収数：約5,000人）」における同一の設問。

Ⅰ－特－42表　令和元（2019）年12月（感染症拡大前）に比べて不安が増していること（男女別）

		健康	生活の維持，収入	仕事	人間関係，社会との交流	親などの生活の維持，支援	子どもの育児，教育	地球環境，地球規模の課題	結婚，家庭	将来全般	不安はあるが感染症の影響はなし	不安はない	わからない
若者（20～39歳）	女性	30.2%	33.4%	26.4%	20.0%	12.7%	18.9%	5.6%	15.5%	31.3%	13.3%	3.8%	8.2%
	男性	20.3%	28.3%	26.4%	12.9%	9.2%	10.5%	5.3%	13.1%	20.9%	15.9%	9.0%	11.4%
壮年（40～59歳）	女性	38.4%	32.7%	22.4%	14.7%	19.3%	13.5%	10.4%	4.3%	35.0%	17.4%	4.5%	6.2%
	男性	28.0%	33.3%	27.1%	11.2%	14.4%	10.9%	6.3%	5.6%	23.8%	20.5%	7.6%	8.0%
シニア（60歳以上）	女性	46.6%	16.6%	6.1%	16.7%	10.5%	1.5%	20.5%	1.6%	39.9%	21.0%	4.4%	4.1%
	男性	43.6%	19.9%	10.1%	15.8%	7.5%	1.7%	14.8%	1.4%	30.1%	22.1%	7.7%	5.1%
全年齢平均	女性	36.7%	28.5%	19.7%	17.5%	14.2%	12.3%	10.9%	8.0%	35.1%	16.6%	4.3%	6.5%
	男性	28.7%	27.5%	22.3%	13.2%	10.5%	8.2%	8.1%	7.4%	24.5%	19.0%	8.1%	8.8%

■…最も不安が増している人が多い区分　■…２番目に不安が増している人が多い区分　■…３番目に不安が増している人が多い区分

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－43表　令和元（2019）年12月（感染症拡大前）に比べて不安が増していること（雇用形態別）

		健康	生活の維持，収入	仕事	人間関係，社会との交流	親などの生活の維持，支援	子どもの育児，教育	地球環境，地球規模の課題	結婚，家庭	将来全般	不安はあるが感染症の影響はなし	不安はない	わからない
若者（20～39歳）	非正規雇用	27.7%	38.5%	30.0%	16.6%	13.8%	15.1%	4.3%	15.7%	27.4%	16.2%	4.3%	12.6%
	正規雇用	25.0%	30.1%	26.6%	14.4%	10.3%	13.5%	4.7%	16.6%	20.7%	15.3%	6.8%	9.2%
壮年（40～59歳）	非正規雇用	36.2%	37.1%	29.0%	14.6%	19.1%	13.2%	8.5%	5.2%	32.4%	16.8%	5.1%	5.6%
	正規雇用	28.8%	30.5%	25.2%	11.4%	14.4%	12.2%	7.5%	4.9%	23.9%	21.1%	6.7%	7.2%
シニア（60歳以上）	非正規雇用	42.2%	24.7%	16.1%	15.0%	10.1%	1.6%	14.7%	2.3%	32.0%	22.1%	6.7%	3.5%
	正規雇用	38.6%	18.8%	15.4%	14.3%	9.2%	2.2%	11.4%	1.8%	30.5%	25.4%	5.9%	6.3%
全年齢平均	全体	32.7%	28.0%	21.0%	15.3%	12.4%	10.2%	9.5%	7.7%	29.8%	17.8%	6.2%	7.7%

■…最も不安が増している人が多い区分　■…２番目に不安が増している人が多い区分　■…３番目に不安が増している人が多い区分

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

コラム 1

女性の家事等の時間増加は世界共通

コロナ下で女性の家事・育児に充てる時間が増えたのは，世界共通にみられる現象である。

UN Women（国連女性機関）が令和２（2020）年11月にまとめたレポート[1]によると，新型コロナウイルス感染症が拡大する前，世界各国・地域において，女性は男性の約３倍もの時間を家事等に費やしていた。一方，コロナ下では，外出自粛による在宅時間の増加等に伴い，男女ともに家事等の時間が増加した。しかし，男女間の不均衡は改善されず，依然としてその多くを女性が担っている。

同レポートで参照されている38か国[2]を対象に行われた調査では，家事等に費やす時間が増加したと回答した女性は60％，男性は54％であり，その大変さが増したと回答した女性は28％，男性は16％に上った。特に，女性は，料理・食事の提供，掃除・洗濯等，子供の世話で費やす時間が増えたと回答した割合が高い（図１）。

（図１）コロナ下で家族の世話や家事の時間が増えた人の割合

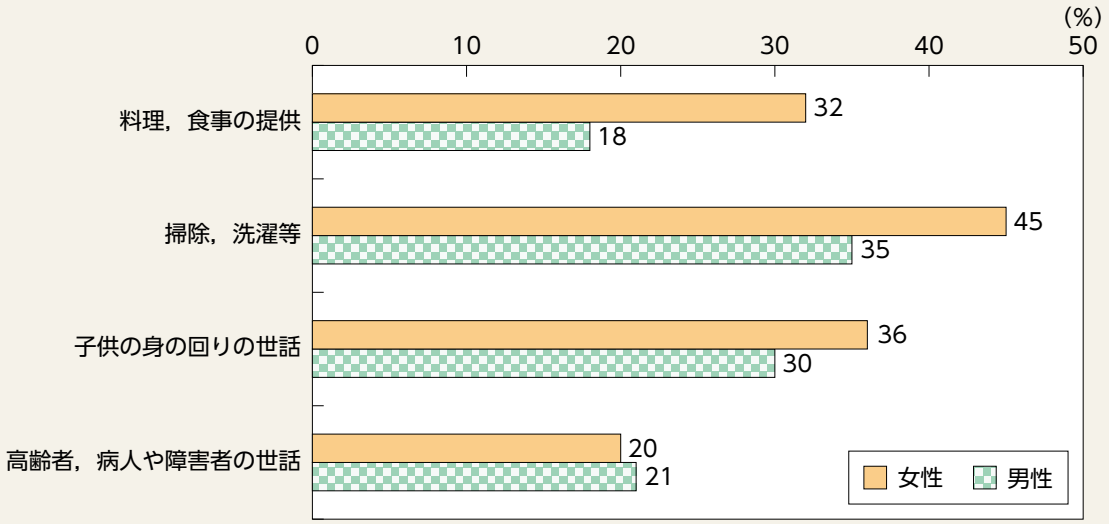

（備考）UN Women "Whose Time to Care? Unpaid care and domestic work during COVID-19"（2020年11月25日）より作成。

また，同レポートで参照されている16か国を対象に行った別の調査では，コロナ下で男女ともに子供の世話に費やす時間が増加したが，男女間の不均衡は変わらない（図２）。

1 UN Women"Whose time to care? Unpaid care and domestic work during COVID-19"（2020年11月25日）(https://data.unwomen.org/publications/whose-time-care-unpaid-care-and-domestic-work-during-covid-19)

2 アジア太平洋（サモア，アフガニスタン，パキスタン，タイ，バングラデシュ，モルディブ，カンボジア，ネパール，インドネシア，フィリピン），アラブ諸国（チュニジア，レバノン，ヨルダン，パレスチナ，イラク，リビア，モロッコ，イエメン，エジプト），ヨーロッパ・中央アジア（キルギスタン，トルコ，コソボ，モルドバ，アゼルバイジャン，ベラルーシ，セルビア，アルバニア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，グルジア，カザフスタン，北マケドニア），東南部アフリカ（エチオピア，ケニア），ラテンアメリカ（チリ，メキシコ），西中央アフリカ（セネガル，コートジボワール，ギニア）
※国名については，レポート掲載のまま引用。

（図２）子供の世話に費やす全ての時間（週平均）

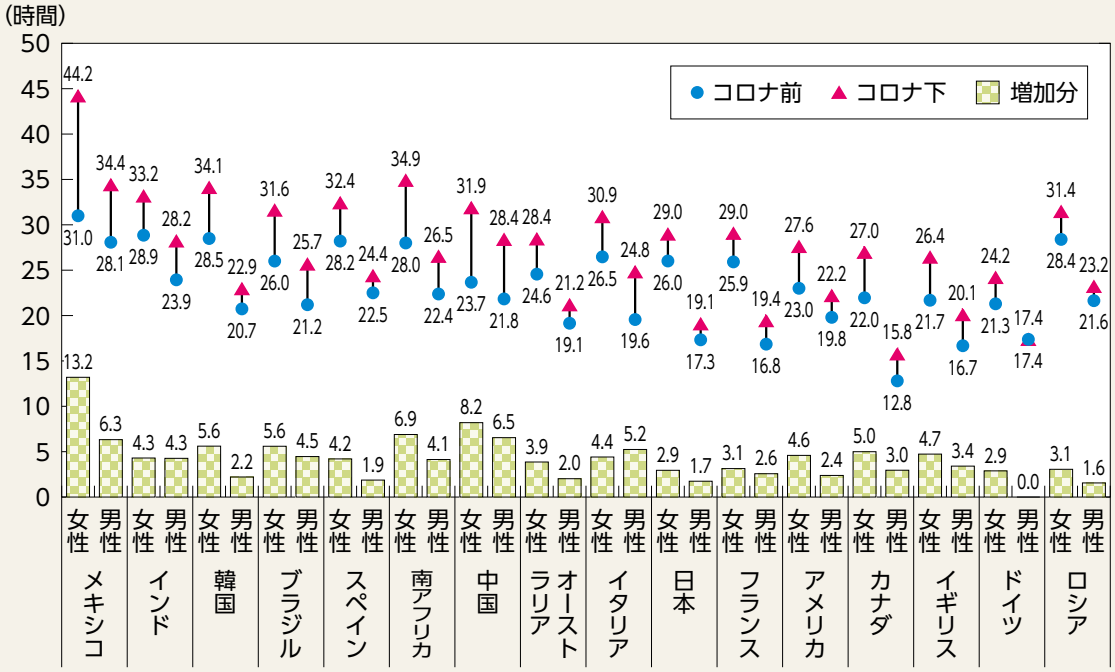

（備考）１．UN Women "Whose Time to Care? Unpaid care and domestic work during COVID-19"（2020年11月25日），"The COVID-19 pandemic has increased the care burden, but by how much?"（2020年12月3日）より作成。
２．コロナ下は，2020年10月調査。
３．育児をしていると回答した人が対象。子どもの身の回りの世話だけでなく，遊び相手，学習支援（オンライン授業含む）等，子供に関する全ての世話が含まれる。

UN Womenは，世界中の多くの女性が，仕事や収入源の維持と，増加する家事等への対応の二重の負担に直面している。各国・地域の政府は具体的な政策措置による支援として，保育環境の整備，柔軟な働き方の推進，学校休校等に伴う雇用面の支援措置，女性に対する経済支援等を実施すべきであるとしている[3]。

3　なお，IMFにおいても，米国及び英国，スペインの調査により，同様の分析結果を得ている（IMF“COVID-19:The Moms' Emergency”（2021年４月30日））

(4)　満足度の状況
（家族と過ごす時間の変化と子育てのしやすさや生活全体の満足度の関係）

家族と過ごす時間の変化と，子育てのしやすさや生活全体の満足度の関係を見ると，男女で異なる結果が見られる。

男性の場合は家族と過ごす時間が増加した方が「子育てのしやすさ満足度」，「満足度（生活全体）」の低下幅が小さい一方，女性の場合は家族と過ごす時間が増加した方が「子育てのしやすさ満足度」，「満足度（生活全体）」の低下幅が大きいことが分かった（Ⅰ－特－44図）。

新型コロナの感染拡大の性別による影響の違いを踏まえていく必要がある。

Ⅰ－特－44図　家族と過ごす時間の変化と「子育てのしやすさ満足度」・「満足度（生活全体）」の変化

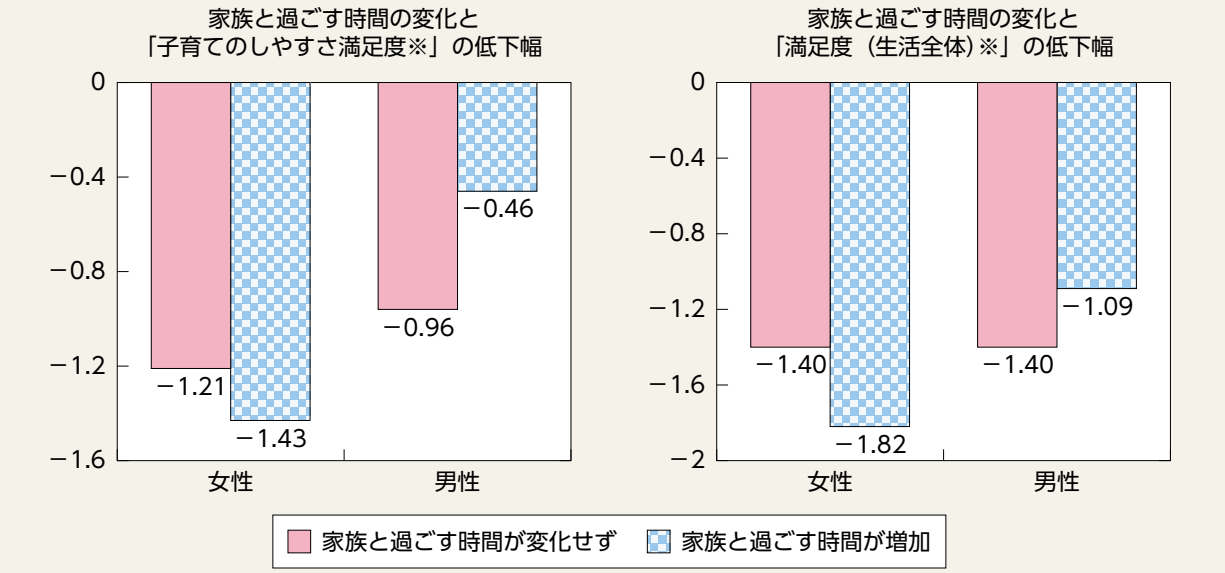

（備考）１．内閣府『「満足度・生活の質に関する調査」に関する第４次報告書』より引用・作成。
２．令和２（2020）年９月11日公表。
※「感染症拡大前」と「感染症影響下」の子育てのしやすさ満足度，満足度（生活全体）を数値化したもの。

第３節　ポストコロナ時代における男女共同参画の未来

第１節では，就業をめぐる環境の変化について，労働市場への影響等から概観し，第２節では，生活をめぐる環境の変化について，女性に対する暴力，家事等の分担の状況，満足度等から概観した。この節では，新型コロナの感染拡大に対する政府の取組について整理した上で，コロナ下で改めて注目されることとなった「新しい働き方」や「新しい暮らし方」について，ジェンダーの視点から整理・分析し，ポストコロナ時代における男女共同参画の未来を考察する。

１　政府の取組

令和２（2020）年以降の新型コロナの感染拡大を受け，我が国では，内閣総理大臣を本部長とし，全ての閣僚からなる「新型コロナウイルス感染症対策本部」（令和２（2020）年１月30日閣議決定）を設置し，令和２（2020）年４月７日の緊急事態宣言[11]発出をはじめとして，国民の生命を守るため，これまで水際での対策，まん延防止，医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。

また，新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２（2020）年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において，「政府及び関係機関は，各種対策を実施する場合においては，国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに，女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。」との文言が盛り込まれたほか，「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として，「感染者・濃厚接触者や，診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うことなどを掲げた。

コロナ下の女性への影響が特に深刻である

[11] 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第１項の規定に基づき，新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言したもの。

ことを受けて，女性や困難な問題を抱える人々に対する政府の各種取組が行われることとなった。

内閣府では，令和２（2020）年９月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（以下，「コロナ研究会」という。）」を立ち上げ，以降，第１節，第２節で概観したウィズコロナの時代における各種問題について議論を重ねてきた。令和２（2020）年11月には，女性の自殺者数が急増したこと等を受けて，自殺やDV（配偶者暴力）等の各種相談体制やひとり親家庭への支援の強化，休校・休園の判断時における女性・子供への配慮等を含む，政府に対する「緊急提言」がまとめられた。政府は，令和２（2020）年12月に閣議決定した経済対策に自殺やDV（配偶者暴力）の相談体制の強化や「ひとり親世帯臨時特別給付金」の給付等を盛り込み，令和２（2020）年度第３次補正予算等で措置した（**コラム２参照**）。

令和３（2021）年１月７日の緊急事態宣言に伴い示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」には，コロナ下における女性の厳しい状況を踏まえて，新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として「特に，女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意」するとの文言[12]や，「性犯罪・性暴力」の被害者に対する支援等，コロナ研究会における緊急提言の内容が新たに盛り込まれた。

令和３（2021）年３月には，社会的不安に寄り添い，深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について，政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため[13]，新たに任命された孤独・孤立対策担当大臣を議長とする「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」が開催されることとなった。

また，新型コロナの影響が長引く中で，女性や非正規雇用労働者の雇用への影響の深刻化や，生活の困窮による自殺や孤立等の課題に対応するため[14]，「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」が開催されることとなり，生活困窮，ひとり親世帯等への支援，休業者・離職者等への雇用支援，職業訓練の強化・ステップアップ支援等が盛り込まれた非正規雇用労働者等に対する緊急支援策が打ち出され，予備費で措置された。

２　新しい日常に向けて

⑴　新しい働き方に向けて

㈠　テレワーク等

（テレワーク実施状況の変化について）

令和２（2020）年４月の緊急事態宣言（以下，「第１回緊急事態宣言」という。）を境に，我が国では，多くの就業者が在宅勤務等のテレワークを経験することとなった。テレワークについては，新型コロナの感染拡大前においても，テレワークに関する助成金の支給等，これまでも推進のための様々な施策等が講じられてきたが，第１回緊急事態宣言時に出勤者の７割削減のため，テレワーク７割実施目標が示され，これまでテレワークを実施したことのなかった就業者も含めて，全国的にテレワークが実施されることとなった。

それでは，実際の実施状況はどのように推移しているのだろうか。①「第１回緊急事態宣言前（新型コロナウイルス感染症拡大前）」，②「宣言中」（令和２（2020）年４月～５月），③「宣言後」（令和２（2020）年11月～12月調査）の３時点におけるテレワーク実施率を見てみる。

まず男女別で見ると，女性は，①第１回緊急事態宣言前19.1％，②宣言中37.0％，③宣言後35.3％，男性は，①第１回緊急事態宣言前16.3％，②宣言中43.6％，③宣言後

12　令和３（2021）年４月23日には，新たに「必要な支援を適時適切に実施する」との文言が加わった。
13　孤独・孤立対策に関する連絡調整会議の設置趣旨より。
14　新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議設置趣旨より。

38.1％となっている。男女で比較すると，①第１回緊急事態宣言前は女性のテレワーク実施率の方が高かったが，②宣言中と③宣言後は男性のテレワーク実施率の方が高いことが分かる（Ⅰ－特－45図）。

雇用形態別では，正規雇用の女性は，①第１回緊急事態宣言前17.3％，②宣言中38.1％，③宣言後32.2％，正規雇用の男性は，①第１回緊急事態宣言前16.0％，②宣言中44.1％と女性より６％ポイント高く，③宣言後37.5％と女性より5.3％ポイント高くなっている。非正規雇用の女性は，①第１回緊急事態宣言前20.6％，②宣言中36.0％，③宣言後38.0％，非正規雇用の男性は，①第１回緊急事態宣言前18.2％，②宣言中40.6％，③宣言後41.5％であった。さらに，雇用形態別の１週間のテレワーク実施回数を見てみると，①第１回緊急事態宣言前と比較して，②宣言中，③宣言後，正規・非正規雇用男女いずれも実施回数が増えていることが分かる（Ⅰ－特－46図）。

配偶者の有無別テレワーク実施率の変化を見てみると，「配偶者がいる女性」と「配偶者がいない女性」とでは，どの時点においても「配偶者がいる女性」の方が５％ポイント近く高いことが確認できる（Ⅰ－特－47図）。

また，「小３以下の子供がいる」女性と，「小３以下の子供がいない」女性とでは，どの時点においても「小３以下の子供がいる」女性の方が２％ポイント以上高いことが確認できる（Ⅰ－特－48図）。

以上から，男女とも，雇用形態別に見ても，第１回緊急事態宣言を経て，テレワークが進み，一定程度定着してきていること，子育て中の女性の活用率が上がっていることがうかがわれる。

Ⅰ－特－45図　３時点でのテレワーク実施率の変化（就業者）

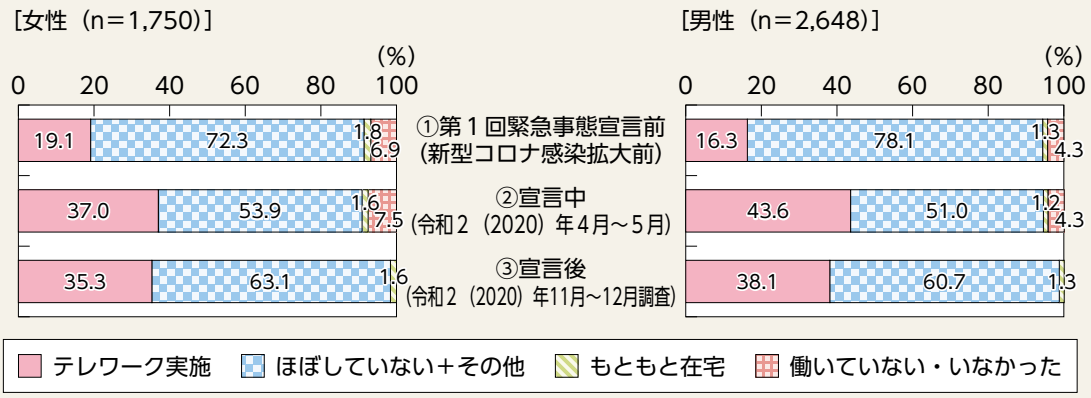

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．「テレワーク実施」…月に１～２回以上と回答した人。
４．「ほぼしていない+その他」…ほぼしていない，テレワークはなく休業・自宅待機・その他と回答した人。

Ⅰ－特－46図　雇用形態別　３時点でのテレワーク実施率の変化・実施回数の変化

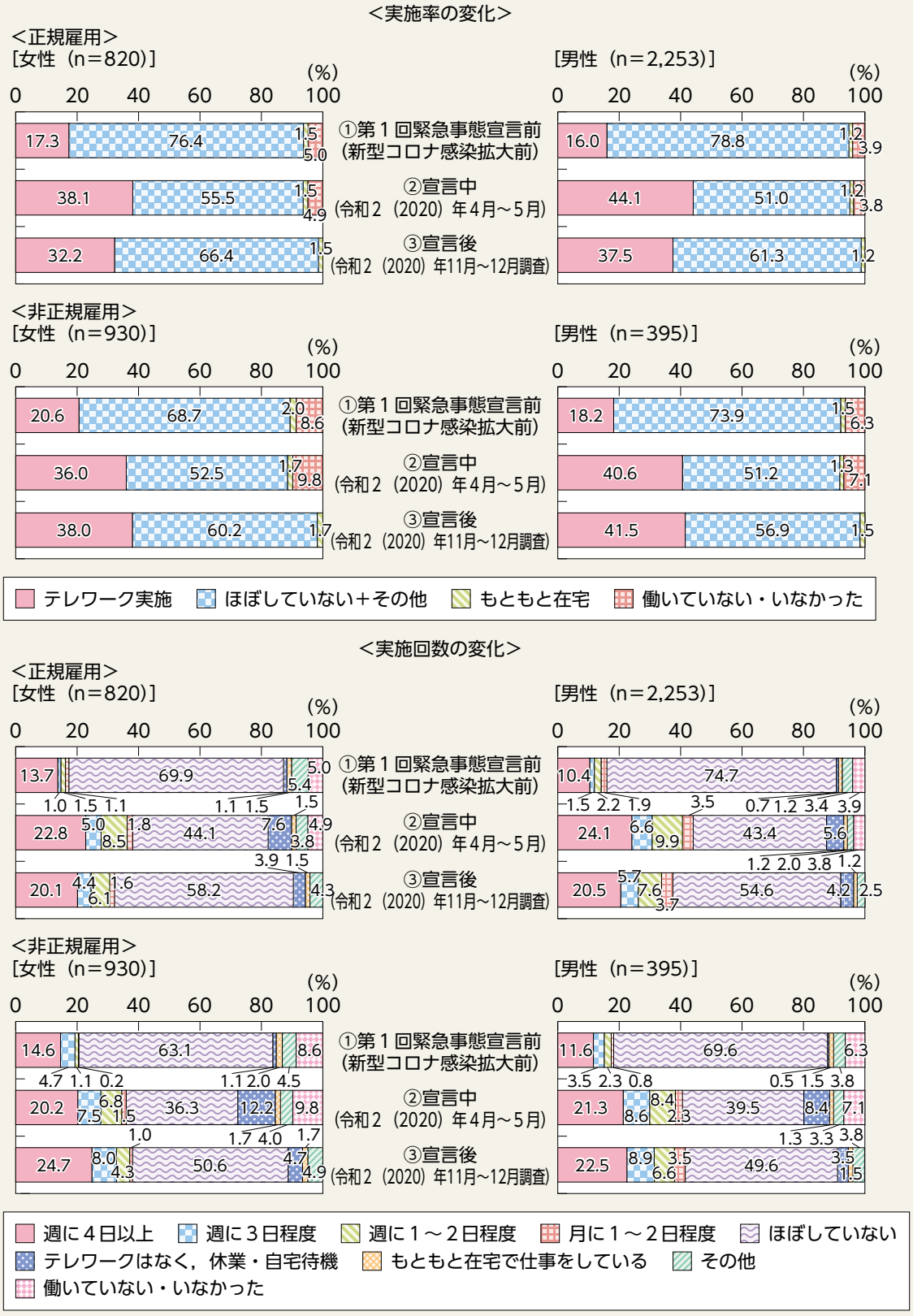

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．「テレワーク実施」…月に１～２回以上と回答した人。
４．「ほぼしていない+その他」…ほぼしていない，テレワークはなく休業・自宅待機・その他と回答した人。

Ⅰ－特－47図　配偶者の有無別　３時点でのテレワーク実施率の変化（就業者）

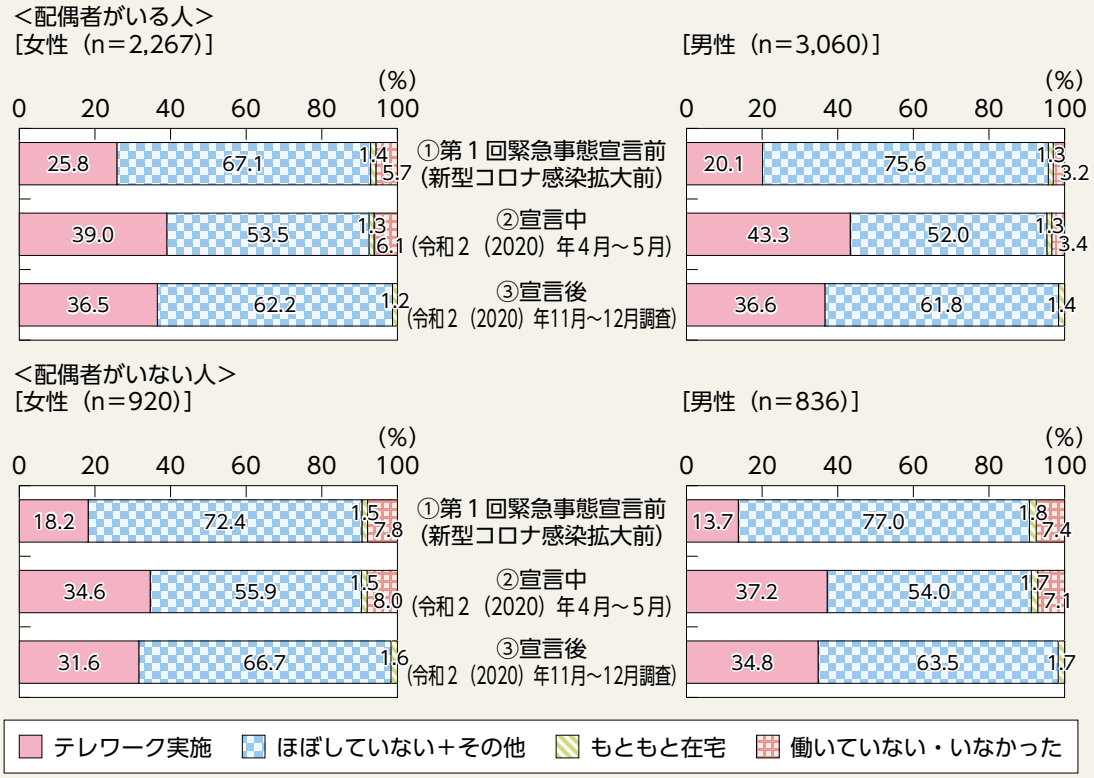

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．「テレワーク実施」…月に１～２回以上と回答した人。
４．「ほぼしていない+その他」…ほぼしていない，テレワークはなく休業・自宅待機・その他と回答した人。
５．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

Ⅰ－特－48図　小３以下の子供の有無別　３時点でのテレワーク実施率の変化（就業者）

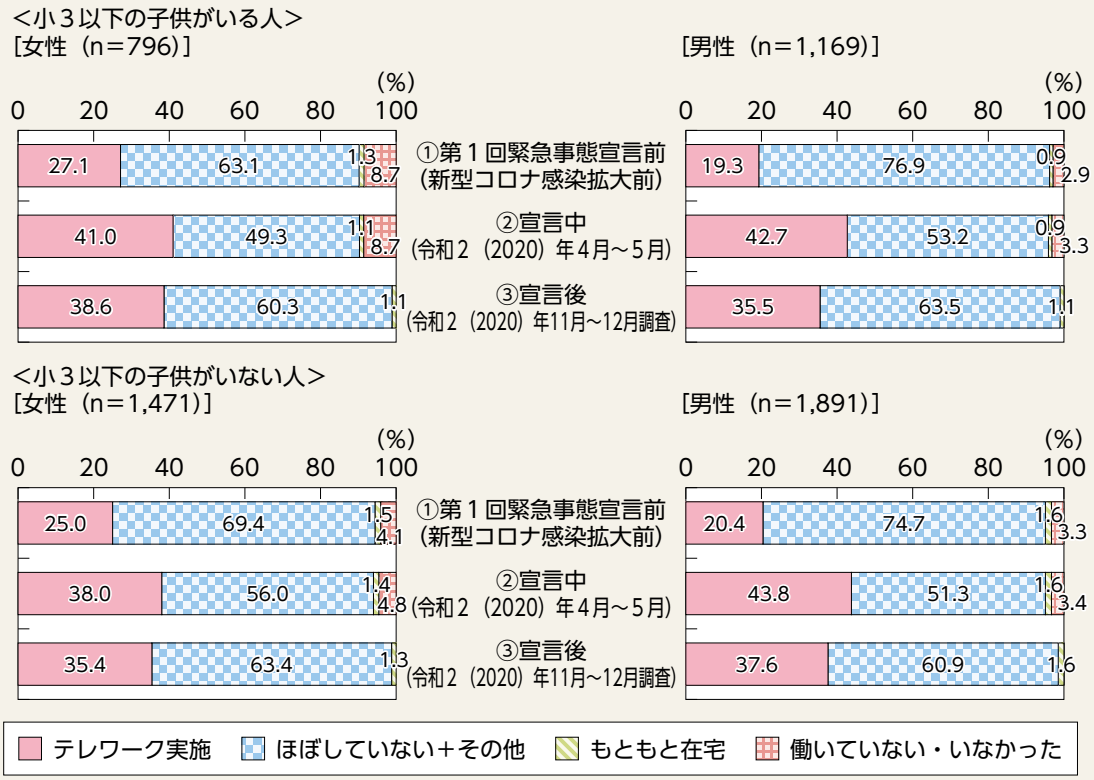

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．「テレワーク実施」…月に１～２回以上と回答した人。
４．「ほぼしていない+その他」…ほぼしていない，テレワークはなく休業・自宅待機・その他と回答した人。
５．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

（地域別・産業別・年収別のテレワーク実施状況について）

テレワークが一定程度定着してきていることがうかがわれるとはいえ，地域別・産業別等で状況は異なる。①新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元（2019）年12月，②第１回緊急事態宣言解除後の令和２（2020）年５月，③令和２（2020）年12月のそれぞれの時点のテレワークの実施状況を中心に見てみる。

地域別のテレワーク実施率は，②令和２（2020）年５月に，全国・東京都23区・地方圏いずれの地域においても急速に上がった。特に東京都23区では50％近くが実施している。その後，令和２（2020）年12月はいずれの地域も低下しているが，令和元（2019）年12月時点を上回る実施率となっている（Ⅰ－特－49図）。令和３（2021）年１月の緊急事態宣言（以下，「第２回緊急事態宣言」という。）発出地域とその他地域の就業者を男女別で見ても，同様の傾向が見られる（Ⅰ－特－50図）。

産業別のテレワーク実施率は，産業別で相異がある。多くの業種において，②令和２（2020）年５月に急速に高まり，その後低下している。令和２（2020）年12月時点では，情報通信業が65.6％と最も実施率が高い一方，保育関係，医療・福祉，運輸業の実施率は低い（Ⅰ－特－51図）。

年収別のテレワーク実施率を見ると，年収が高くなるにつれ，テレワークの実施率が高くなる傾向があることが分かる（Ⅰ－特－

52図)。

従業員の規模別については，従業員数99人以下の会社の方が，100人以上の会社よりも①第１回緊急事態宣言前のテレワーク実施率が高く，②第１回緊急事態宣言中に更に高まったままとなっている。一方，従業員数300人以上の会社では，②第１回緊急事態宣言中に急速にテレワーク実施率が高まったが，③宣言後少し減少している（Ⅰ－特－53図)。

Ⅰ－特－49図　地域別のテレワーク実施状況の変化（就業者）

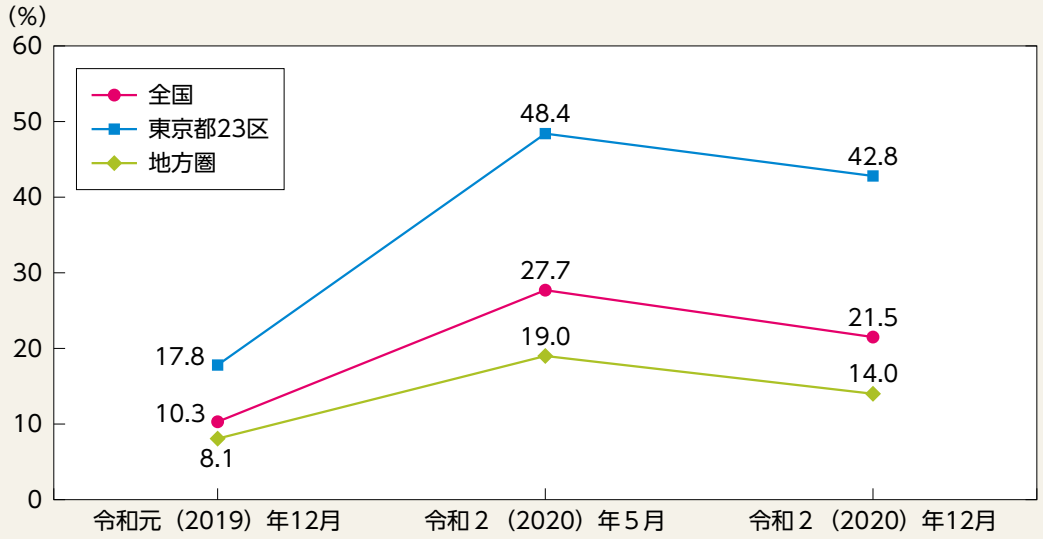

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－50図　地域別　３時点でのテレワークの実施率の変化（就業者）

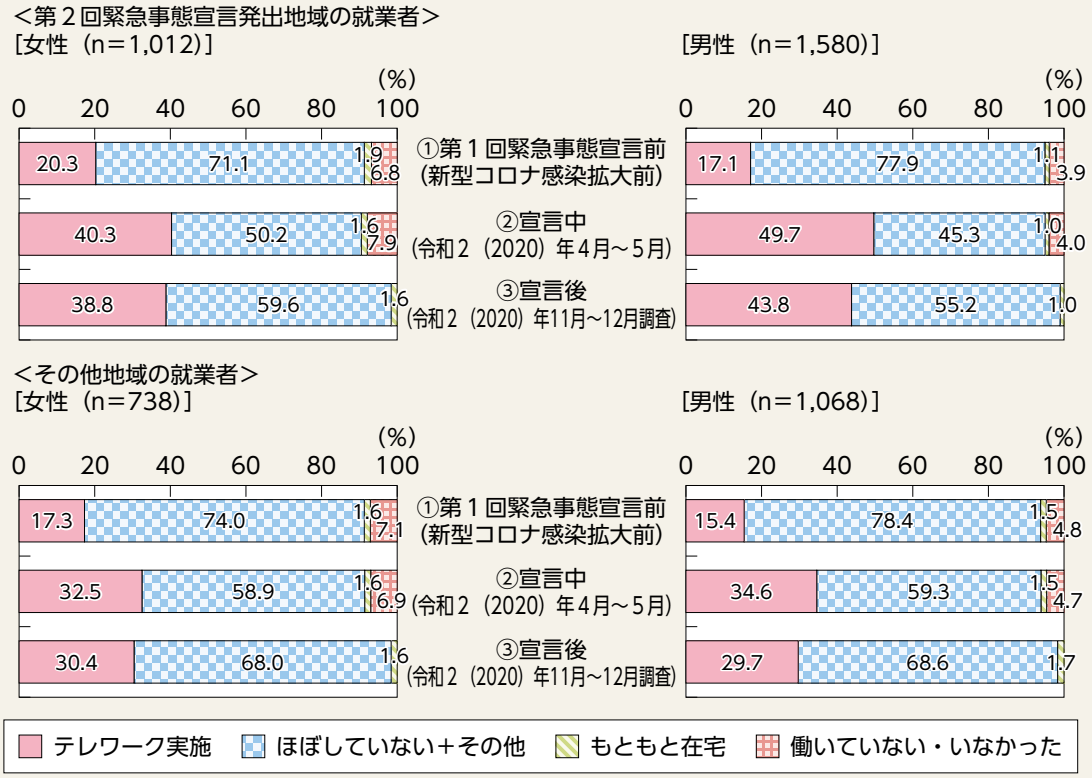

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．「テレワーク実施」…月に１～２回以上と回答した人。
４．「ほぼしていない+その他」…ほぼしていない，テレワークはなく休業・自宅待機・その他と回答した人。
５．「その他地域」…第２回緊急事態宣言発出地域の9都府県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県）を除く，38道県が対象。

Ⅰ－特－51図　業種別テレワーク実施率の推移（就業者）

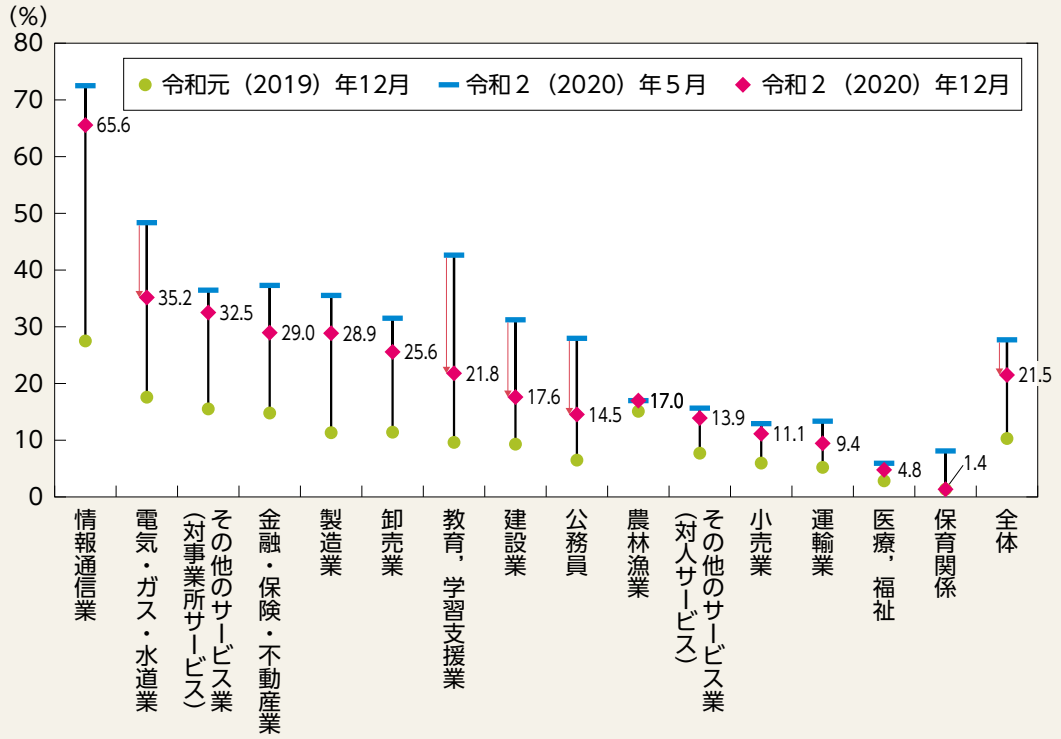

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－52図　本人年収別　令和２（2020）年12月時点のテレワーク実施状況

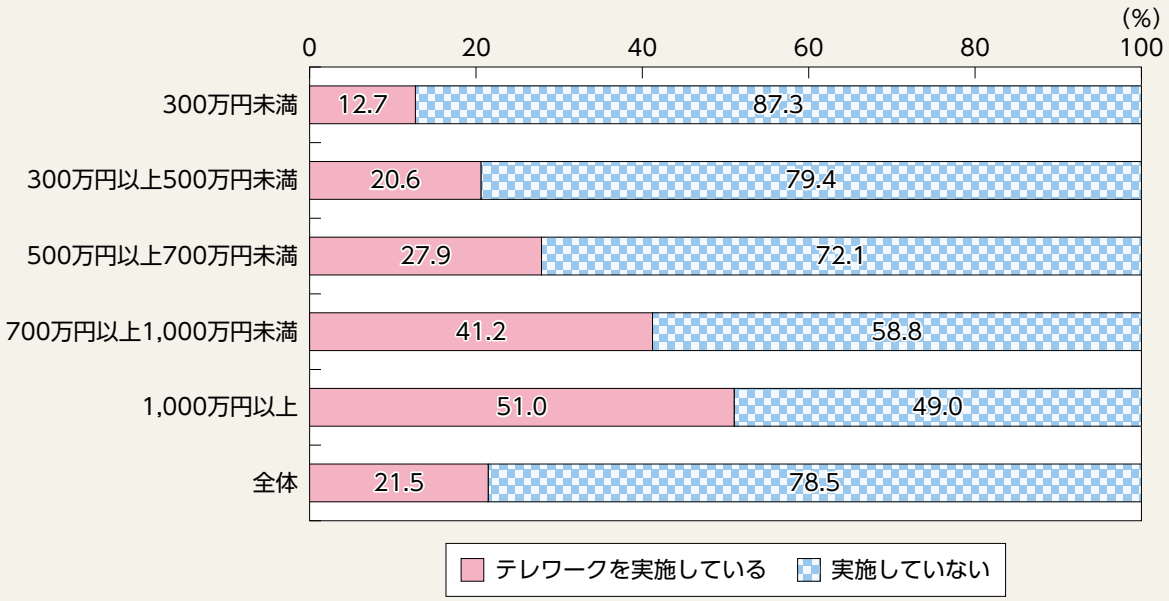

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－53図　会社の従業員規模別　３時点でのテレワークの実施率の変化

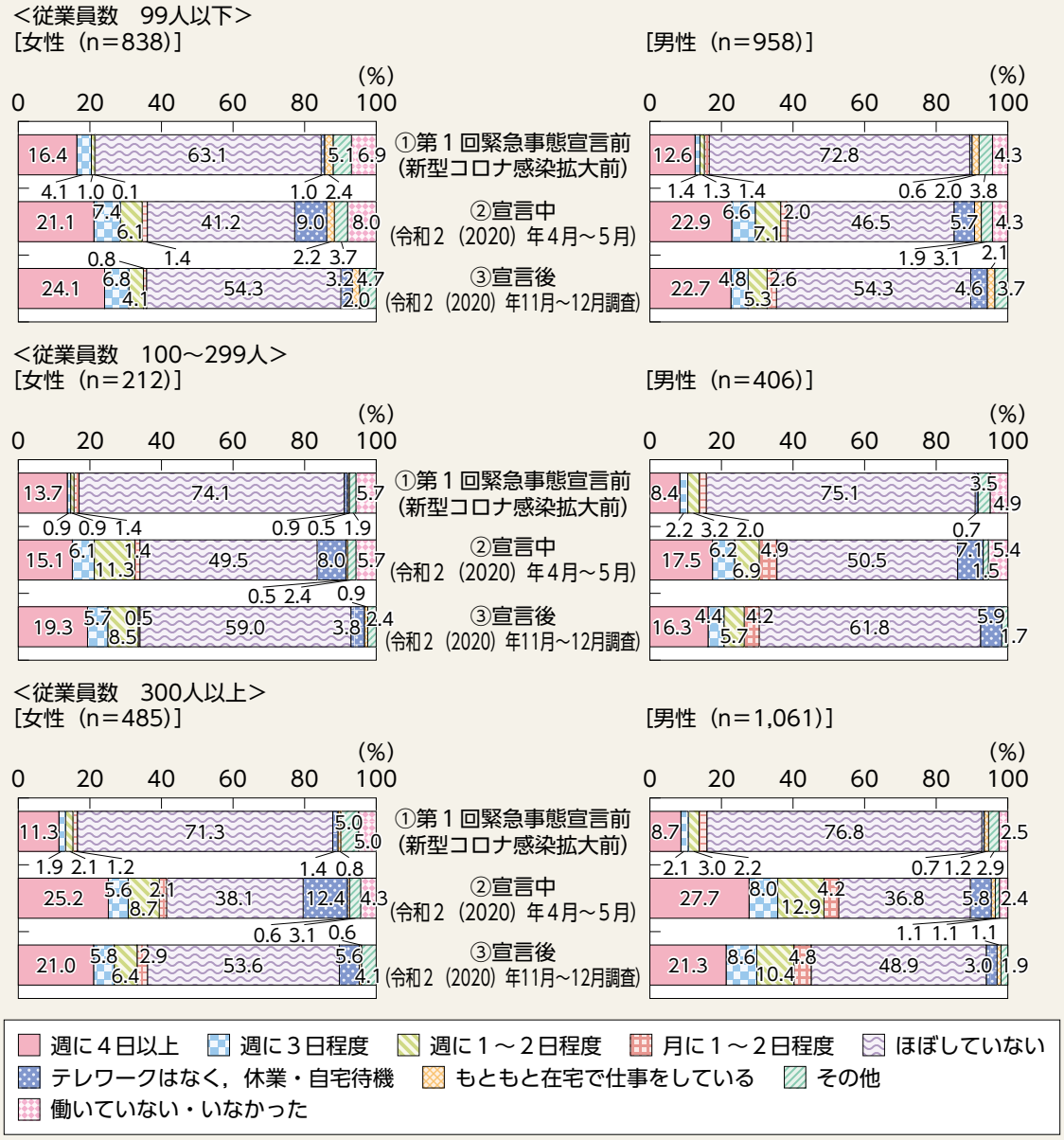

（備考）「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。

（テレワークのメリットとデメリット）

テレワークを推進するには，テレワークのメリットとデメリットを確認する必要がある。テレワーク経験者は，テレワークのメリットとして，「通勤が不要になる」82.6％，「休憩時間・隙間時間を有効活用できる」58.3％，「息抜きや気分転換がしやすい」44.6％と回答し（Ⅰ－特－54図），デメリットとして，「テレワークできない又は合わない職種である」40％，「社内での気軽な相談・報告が困難」38.4％，「取引先等とのやりとりが困難（機器，環境の違い等）」31.6％と回答している（Ⅰ－特－55図）。

Ⅰ－特－54図　テレワークのメリット（テレワーク経験者）

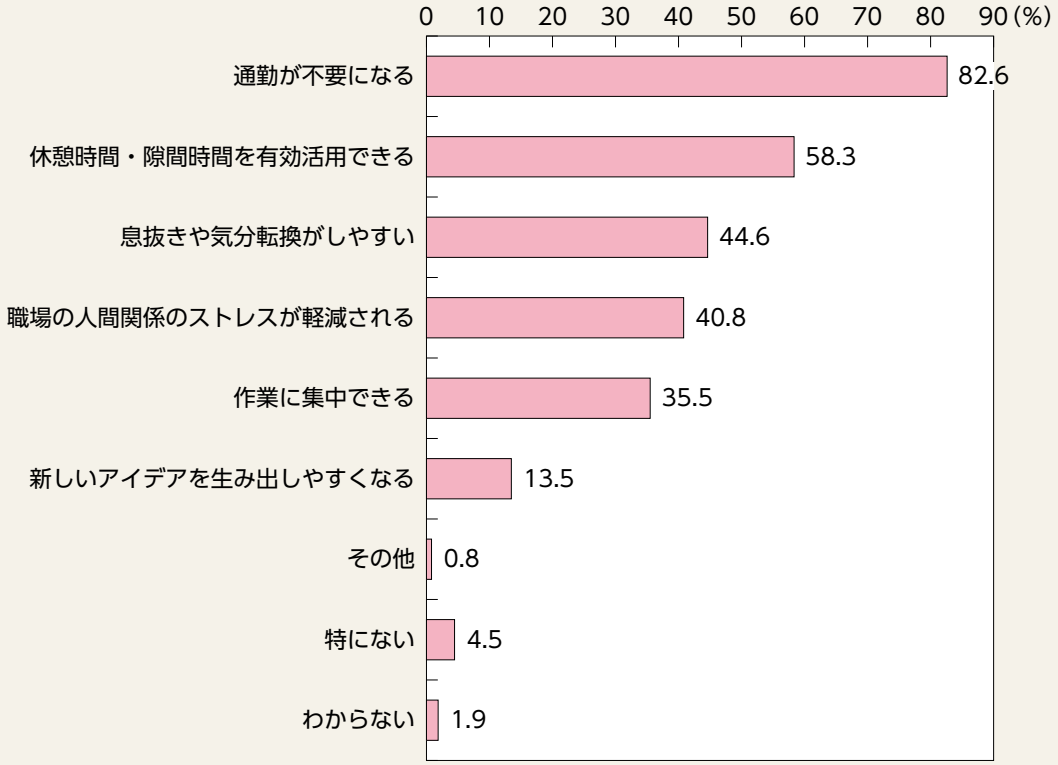

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－55図　テレワークのデメリット（不便な点）（テレワーク経験者）

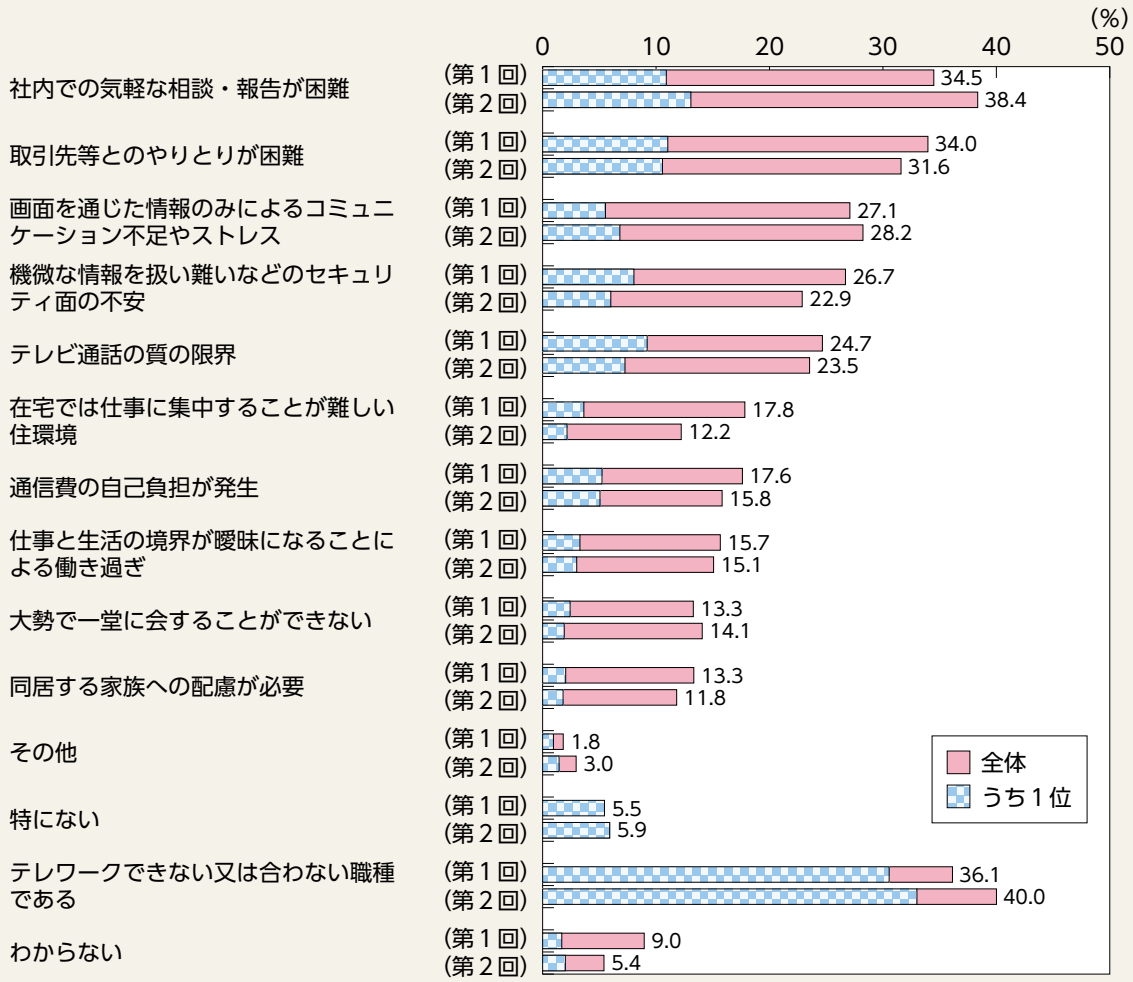

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。
３．第１回は，令和２（2020）年５月25日～６月５日調査。第２回は，令和２（2020）年12月11日～12月17日調査。

（男女別のテレワークの認識の違い）

テレワーク推進の流れを男性の家事育児参画の促進につなげるには，男女間のテレワークへの認識の違いを確認しておく必要がある。

テレワークを経験した就業者の女性と男性について，テレワークを経験して感じたことを比較する。男女間で４％ポイント以上の差となっている項目のうち，女性が感じている割合が高いものが「光熱費等の出費が増える」，「家事が増える」，「自分の時間が減ることがストレス」等であり，女性についてはマイナス要素が高い。一方，男性については，「通勤時間分を有意義に使える」，「通勤が少なくなりストレスが減る」，「家族と一緒の時間が増えてよい」等のプラス要素と，「時間のメリハリがつかず，勤務時間外も働いてしまう」，「自分の仕事のスペースを十分に確保できない」等のマイナス要素がある。女性は，家庭生活においての課題を感じ，男性は仕事についての課題を感じていることが分かる（Ⅰ－特－56図）。

妻が無業の家庭では，妻の方が「家事が増える」，「自分の時間が減ることがストレス」，「家族といる時間が長いことがストレス」，「配偶者・パートナーが家事・育児に協力的でなくストレス」等，マイナス要素がより顕著となっている（Ⅰ－特－57図）。

Ⅰ－特－56図　テレワークを経験して感じたこと（テレワークを経験した就業者）

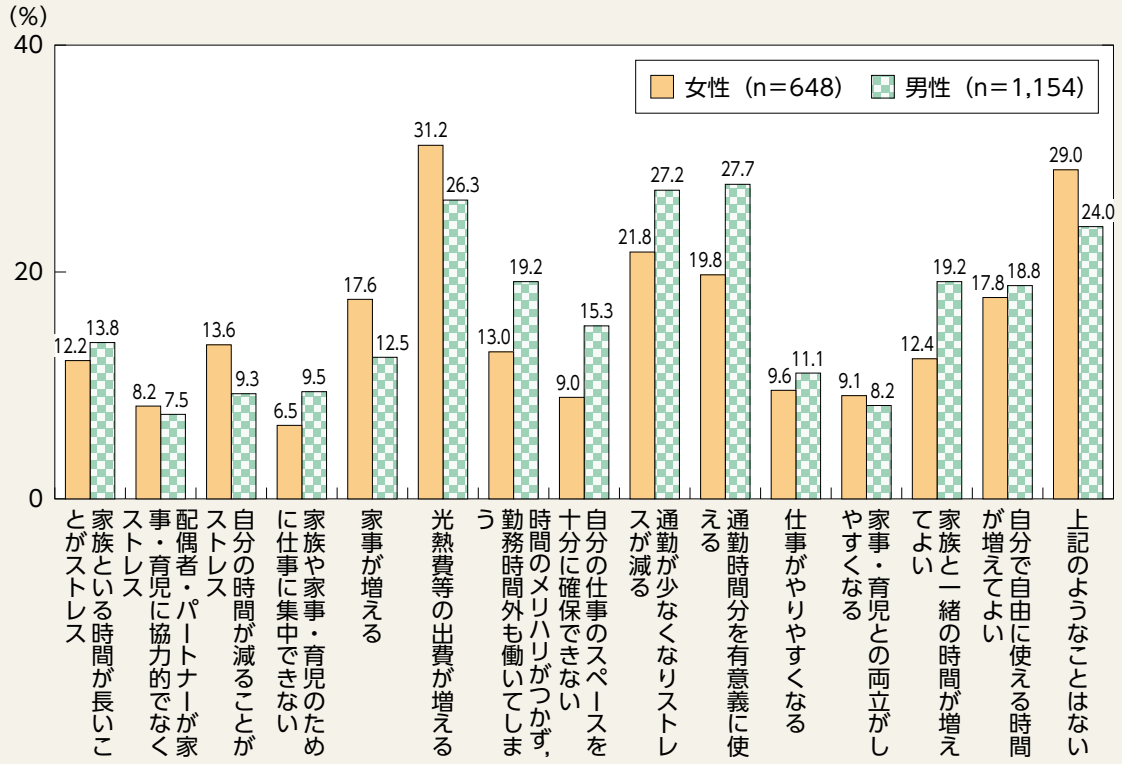

（備考）1．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
2．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
3．「第１回緊急事態宣言中」にテレワークを実施した人が対象。

Ⅰ－特－57図　テレワークを経験して感じたこと（夫がテレワーク実施者・妻が無業）

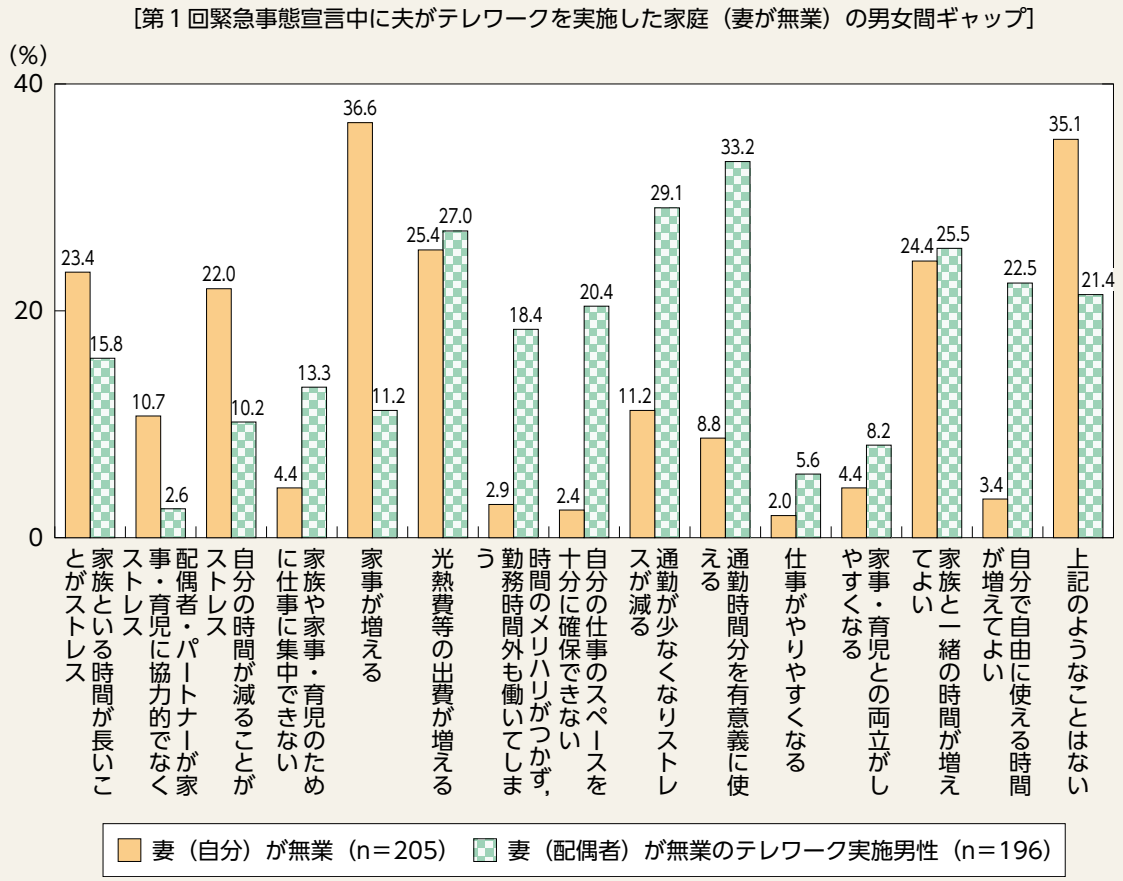

（備考）「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。

（テレワーク導入と男性の家事・育児時間の変化）

テレワーク導入による男性の家事・育児時間への影響を見てみる。テレワークを継続している男性の家事・育児時間は，令和２（2020）年５月に増加し，同年12月もほぼ同水準となっているが，テレワークを中止した男性の家事・育児時間は，令和２（2020）年５月に若干増加したものの，同年12月には減少している（Ⅰ－特－58図）。

Ⅰ－特－58図　テレワークの継続状況別　男性の家事・育児時間の変化の推移（平均値）

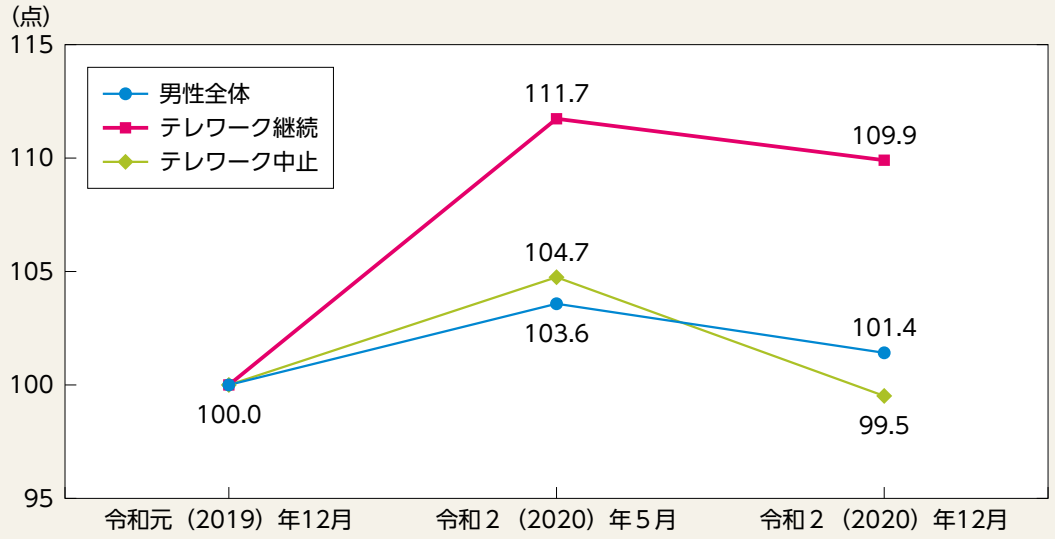

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。
３．令和元（2019）年12月時点の家事・育児時間を100とした場合の数字で回答。家事・育児時間が２割減少した場合は「80」，1.3倍の場合は「130」，上限を「200」として回答。

（今後のテレワーク継続意向）

今後のテレワーク継続意向を見ると，就業者全体の36.7％がテレワーク実施を希望している（Ⅰ－特－59図）。男女別で見ると，小３以下の子供がいる男女はともに，「今後もテレワークをしたい」が39.2％と，テレワークの継続に積極的である（Ⅰ－特－60図）。

ポストコロナ時代を見据えると，テレワークの役割はますます重要であり，使用者が適切に労務管理を行いながら，労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し，定着させていくことが必要である。厚生労働省では令和３（2021）年３月25日にガイドラインの改定[15]を行った。

[15] テレワークの推進を図るためのガイドラインであることを明示的に示す観点から，ガイドラインのタイトルを「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に改定し，労務管理全般に関する記載の追加等を行った。

Ⅰ－特－59図　今後のテレワーク実施希望（令和２（2020）年12月時点のテレワーク実施状況別）

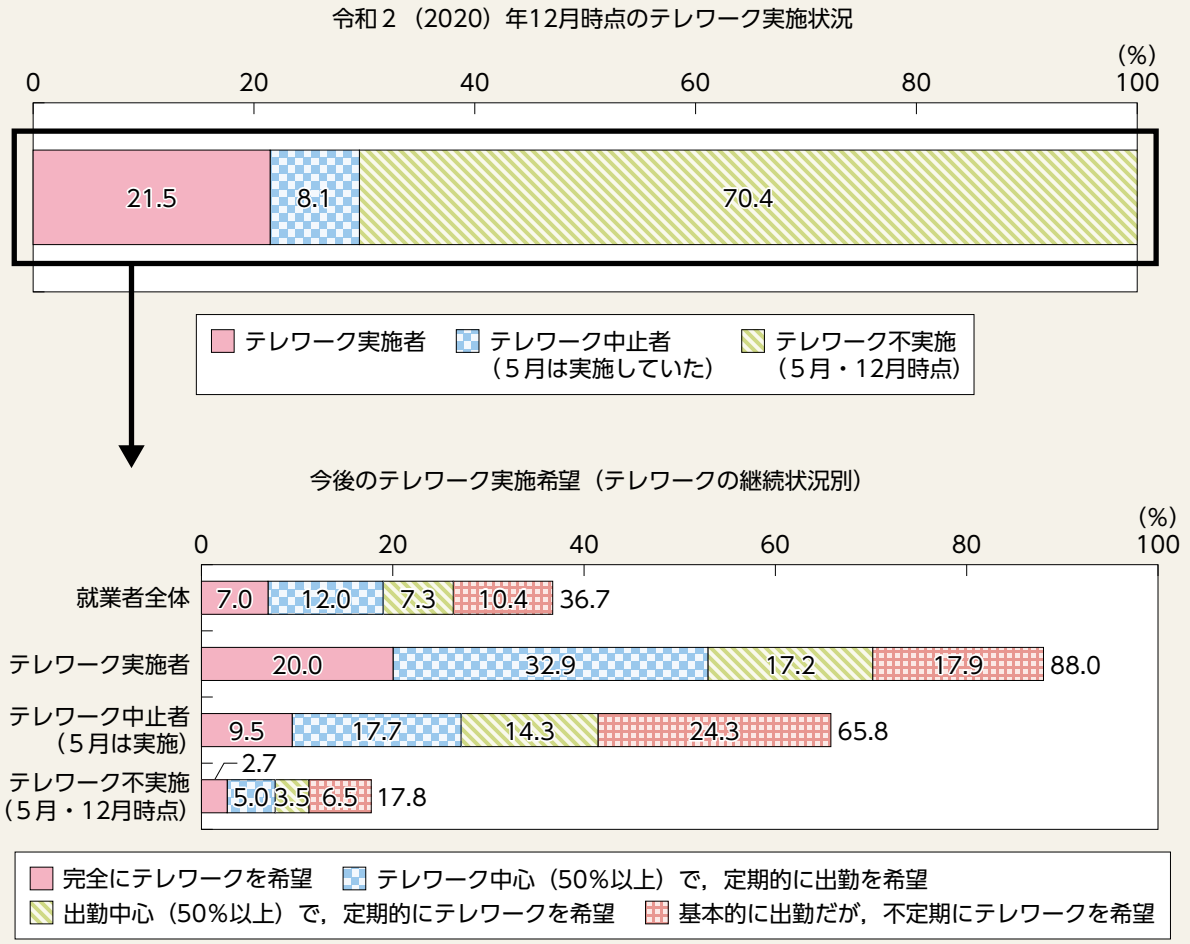

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－60図　今後のテレワーク継続意向（小３以下の子供の有無別）（就業者）

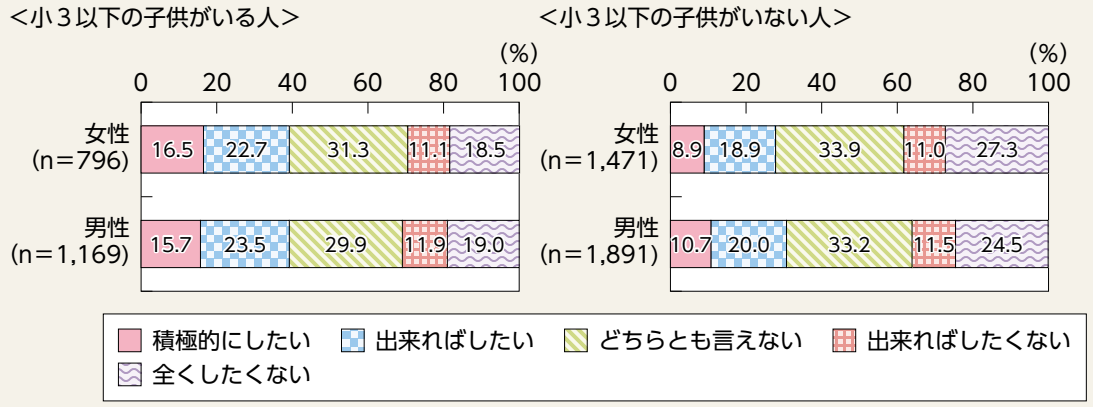

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．テレワークに関する設問「就業者」定義…「正規の会社員・職員・従業員」「パート・アルバイト」「労働派遣事業所の派遣社員」「嘱託」「その他の形で雇用されている」「会社などの役員」と回答した人が対象。
３．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

（地方移住）

新型コロナの感染拡大によって，地方移住への関心は高まったのだろうか。①新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元（2019）年12月，②第１回緊急事態宣言解除後の令和２（2020）年５月，③令和２（2020）年12月のそれぞれの時点を見てみると，地方移住への関心が高まっていることが分かる。特に20歳代の高まりが大きい。また，東京圏在住で地方移住に関心がある人の地方移住への関心の理由は，「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたため」28.8％と最も高く，「テレワークによって地方でも同様に働けると感じたため」24.1％，「ライフスタイルを都市部での仕事重視から，地方での生活重視に変えたいため」17.9％の順に高く，また，「現住地の感染症リスクが気になるため」15.5％，「感染症を契機に地元に帰りたいと感じたため」6.2％と新型コロナ感染拡大に直結するものも見られる（Ⅰ－特－61図）。実際に居住地を変えた人は，その理由として，「コロナウイルスの影響を避けるため」「家にいる時間が長く手狭になったため」「テレワークがしづらい状況だったため」と，新型コロナ関連の理由が入ってきている（Ⅰ－特－62図）。

Ⅰ－特－61図　地方移住への関心と理由

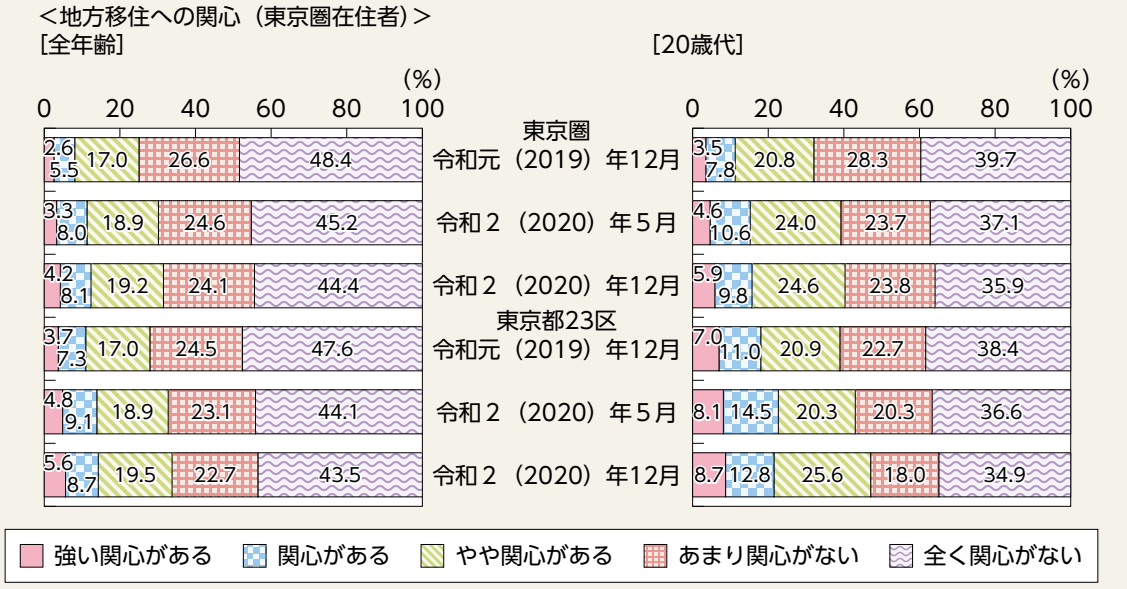

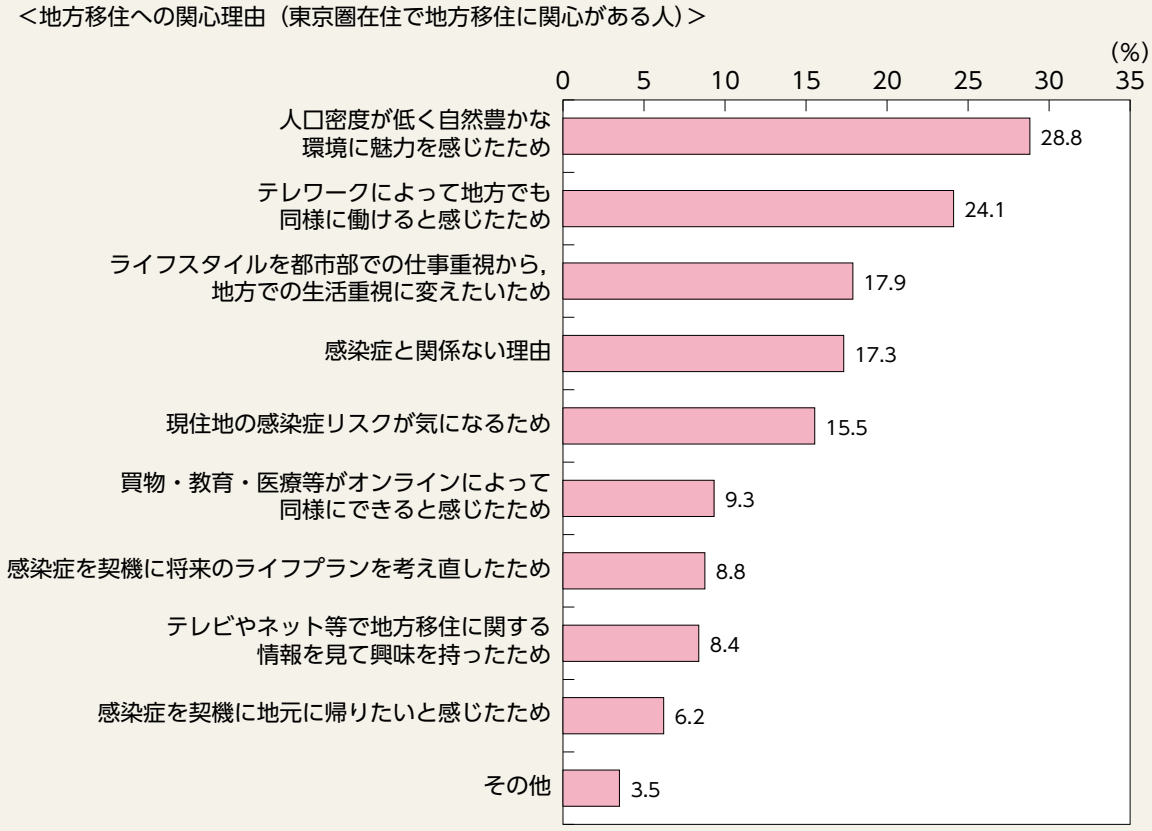

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－62図　居住地の変化

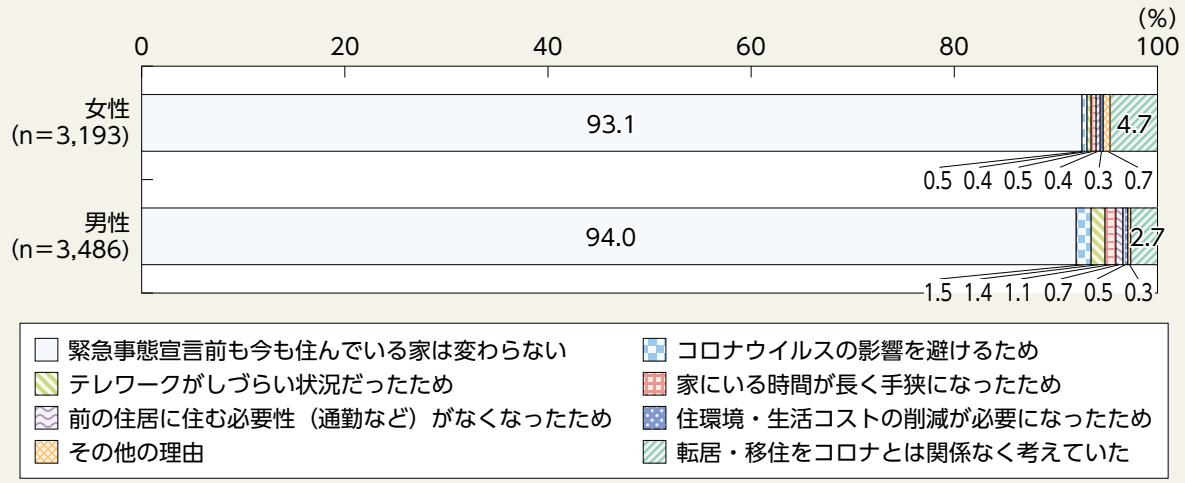

（備考）「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。

(イ)　人材育成，就労支援～デジタル，社会福祉などの成長分野等へのシフト

（成長分野等へのシフト）

第１節で見てきたように，コロナ下の女性の雇用への影響は非常に大きい中で，コロナ下においても医療・福祉，情報通信業等，就業者数が増加している産業がある（Ⅰ－特－３図参照）。有効求人倍率を見てみると，第１回緊急事態宣言後，飲食業関連の職業を中心にサービスの職業の減少幅が非常に大きいが，介護サービスの職業については，3.4倍以上で推移しているほか，新規求人数も毎月6万6,000人以上で推移しており，ニーズが高い。また，IT関連の転職求人倍率も非常に高い（Ⅰ－特－63図）。今後，このようなニーズのある分野や成長分野等へのシフトが重要であり，そのためには，人材育成，マッチング，勤務環境の改善等が必要である。

所定内給与額は，男女別，雇用形態別で格差があり（Ⅰ－特－64図），情報通信業，医療・福祉に焦点を当てて，所定内給与額を経験年数別に見てみると，男女間格差に加え，介護関連の職業の所定内給与額が総じて低くなっていることが分かる（Ⅰ－特－65図）。

Ⅰ－特－63図　有効求人倍率・新規求人数（職業別）／転職求人倍率（職種別）（業種別）

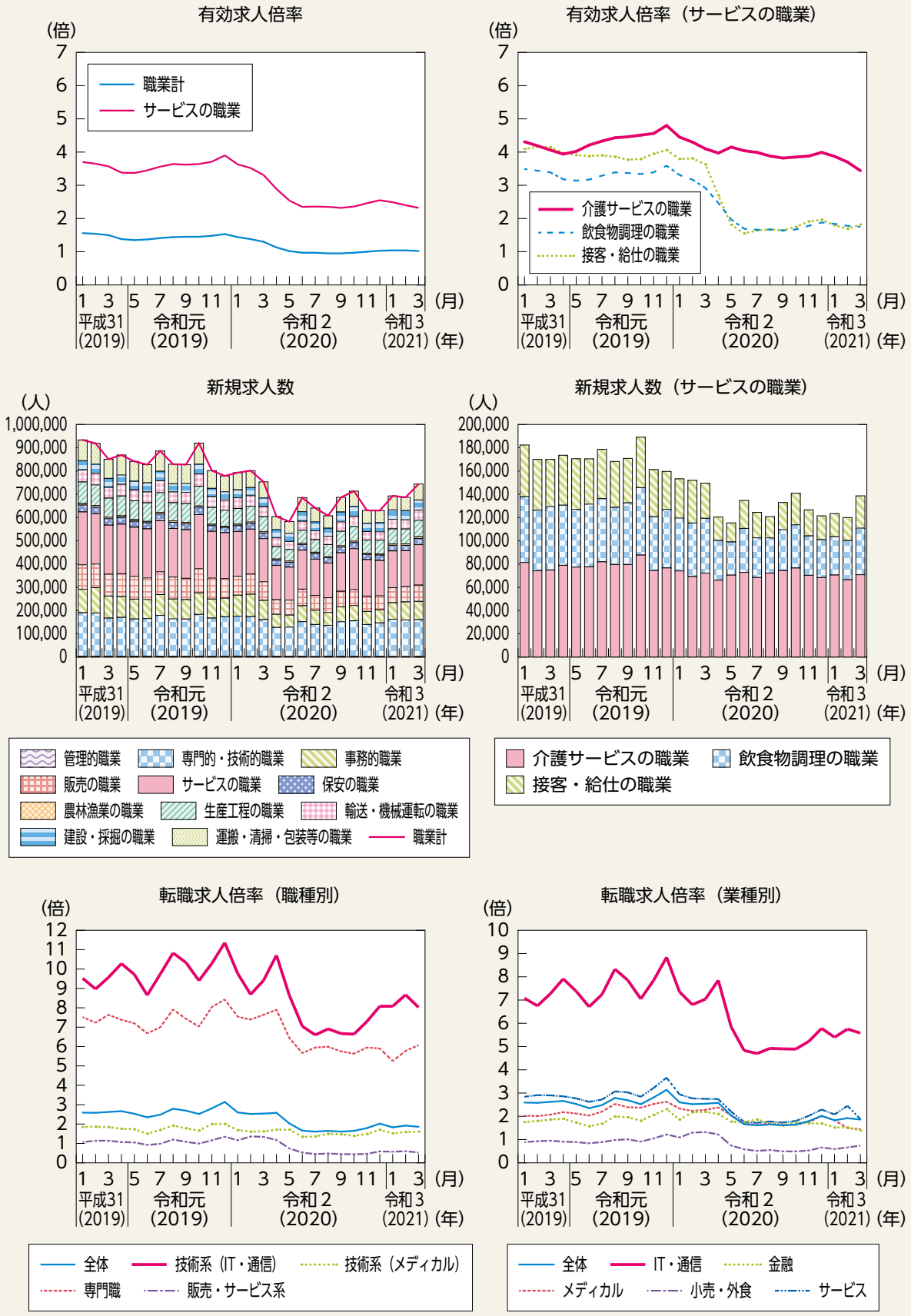

（備考）１．厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく数値（パートタイムを含む常用・実数）。
２．転職求人倍率は，パーソルキャリア株式会社「転職サービス『doda』転職求人倍率レポート」を基に作成。

Ⅰ－特－64図　所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）

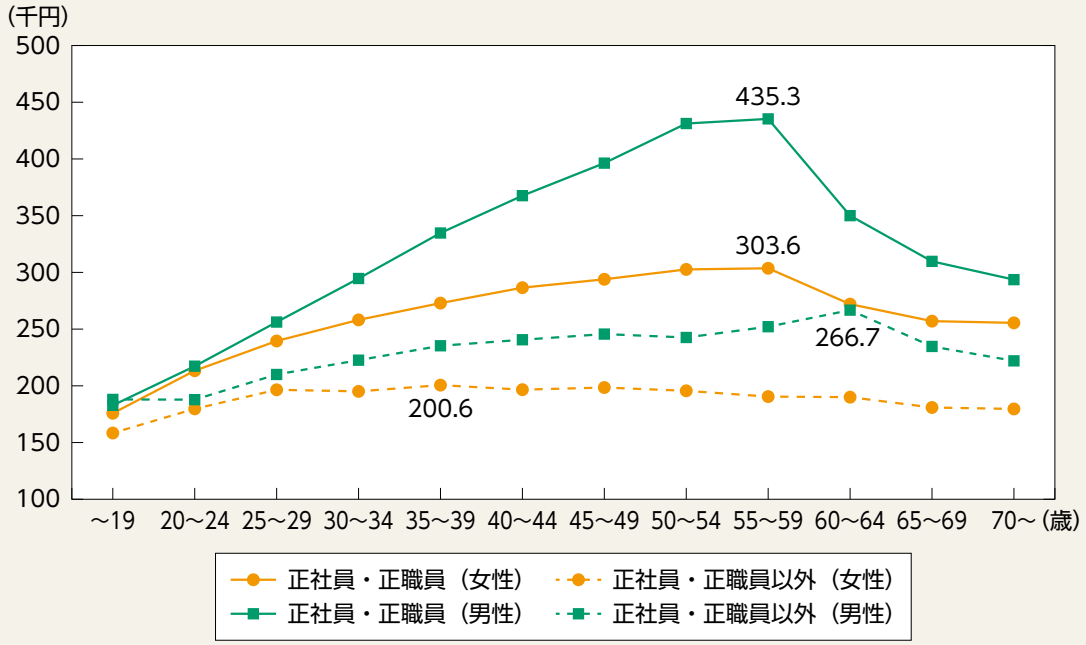

	女性		男性	
	正社員・正職員	正社員・正職員以外	正社員・正職員	正社員・正職員以外
年　齢　計	269.2	193.3	350.7	240.2
年　齢（歳）	40.6	46.9	42.9	51.1
勤続年数（年）	9.8	7.4	13.8	10.3

（備考）厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査」より作成。

Ⅰ－特－65図　所定内給与額の推移（産業別・勤続年数階級別）（職業別・経験年数階級別）

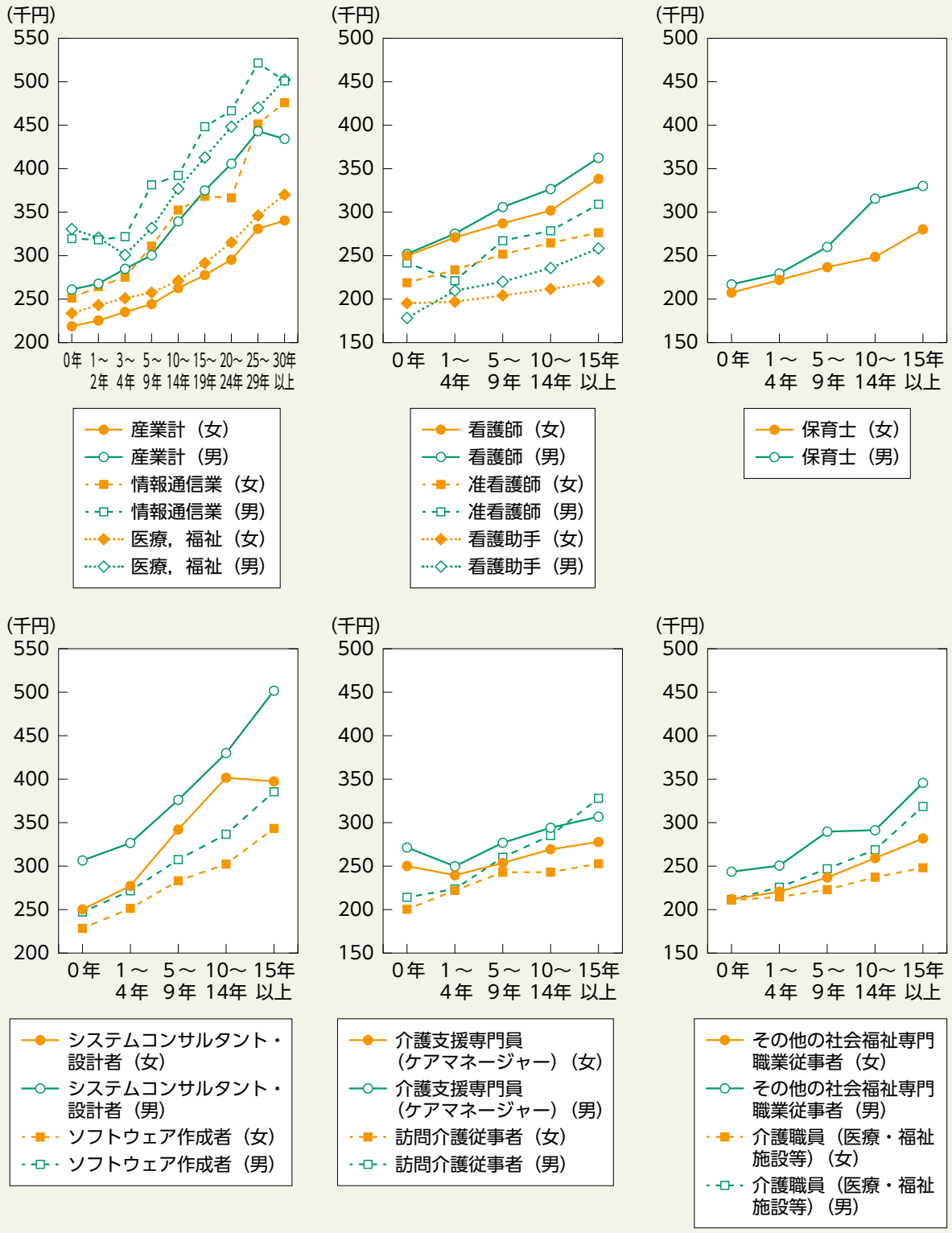

（備考）厚生労働省「令和２年賃金構造基本統計調査」より作成。

⑵　新しい暮らし方に向けて

㈠　家事・育児・介護

（仕事・家事・育児時間の変化）

第１回緊急事態宣言を経て，１日の時間の使い方に変化は生じたのだろうか。男性の家事・育児参画は進んだのだろうか。ここからは，１日の時間の使い方について，有業者全体と夫婦と子供から成る世帯の仕事のある１

日の時間の使い方を見てみる。

令和２年度調査（令和２（2020）年11月～12月調査）と令和元年度調査（令和元（2019）年12月調査）を比較すると，有業者全体では，仕事時間は，女性15分減少，男性25分減少し，家事時間は大きな変化はなし，育児時間は女性20分増加，男性21分増加と男女ともに増加した。夫婦と子供から成る世帯では，仕事時間は，女性36分減少，男性25分減少，家事時間は大きな変化はなし，育児時間は女性30分増加，男性24分増加となっており，仕事時間が減少した分，育児時間が増加し，男性の育児参画が進んだように見える。ただし，女性の育児時間も同様に増加しており，また家事時間については変化がないことから，女性が男性の２倍以上，家事・育児をしている傾向は，第１回緊急事態宣言前も宣言後も変わらない（Ⅰ－特－66表）。

Ⅰ－特－66表　１日の時間の使い方

有業者全体（仕事のある1日）		令和2(2020)年度調査	令和元(2019)年度調査	時間の増減
仕事時間	女性	7時間27分	7時間42分	−15分
	男性	8時間47分	9時間12分	−25分
家事時間	女性	1時間59分	2時間03分	−4分
	男性	0時間50分	0時間52分	−2分
育児時間	女性	1時間52分	1時間32分	＋20分
	男性	0時間53分	0時間32分	＋21分
介護時間	女性	0時間55分	1時間17分	−22分
	男性	0時間45分	1時間01分	−16分

夫婦と子供から成る世帯（有業者）（仕事のある1日）		令和2(2020)年度調査	令和元(2019)年度調査	時間の増減
仕事時間	女性	6時間42分	7時間18分	−36分
	男性	9時間09分	9時間34分	−25分
家事時間	女性	2時間29分	2時間31分	−2分
	男性	0時間50分	0時間49分	＋1分
育児時間	女性	2時間13分	1時間43分	＋30分
	男性	0時間55分	0時間31分	＋24分
介護時間	女性	0時間49分	1時間02分	−13分
	男性	0時間41分	1時間06分	−25分

無業者全体		令和2(2020)年度調査	令和元(2019)年度調査	時間の増減
仕事時間	女性	0時間00分	0時間00分	0分
	男性	0時間00分	0時間00分	0分
家事時間	女性	3時間23分	3時間41分	−18分
	男性	1時間41分	1時間46分	−5分
育児時間	女性	4時間23分	4時間09分	＋14分
	男性	1時間02分	1時間24分	−22分
介護時間	女性	2時間20分	2時間04分	＋16分
	男性	2時間04分	1時間45分	＋19分

三世代世帯（有業者）（仕事のある1日）		令和2(2020)年度調査	令和元(2019)年度調査	時間の増減
仕事時間	女性	7時間21分	7時間39分	−18分
	男性	8時間37分	9時間17分	−40分
家事時間	女性	1時間47分	1時間56分	−9分
	男性	0時間42分	0時間46分	−4分
育児時間	女性	1時間49分	1時間19分	＋30分
	男性	0時間44分	0時間27分	＋17分
介護時間	女性	1時間06分	1時間28分	−22分
	男性	0時間51分	0時間58分	−7分

（備考）「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。

（介護の状況）

介護については，介護時間を，令和２年度調査（令和２（2020）年11月～12月調査）と令和元年度調査（令和元（2019）年12月調査）で比較すると，有業者全体では，女性22分減少，男性16分減少し，無業者全体では女性16分増加，男性19分増加となっている（Ⅰ－特－66表）。介護頻度については，「有配偶者・介護対象有」で見てみると，女性の方がどの項目においても「ほぼ毎日・毎回する」割合は高いものの，家事や育児ほどの男女差は見られない（Ⅰ－特－67図）。

Ⅰ－特－67図　令和２（2020）年12月時点の介護頻度（介護対象有）

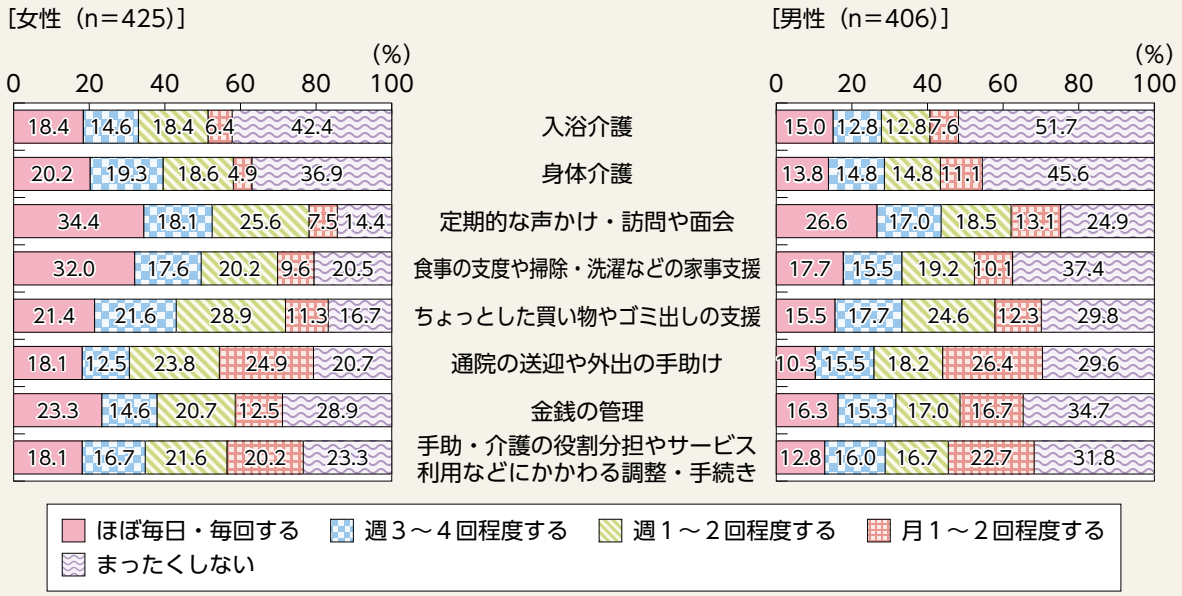

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

（男性の家事参画について）

第２節で概観したとおり（Ⅰ－特－39図参照），第１回緊急事態宣言中は男性も家事時間が増えたとの回答が２割となっていた。有配偶者の令和２（2020）年12月の家事頻度を見てみる。令和２年度調査（令和２（2020）年11月～12月調査）と令和元年度調査（令和元（2019）年12月調査）を比較すると，有配偶者及び小３以下の子供がいる世帯において，男性で家事を「まったくしない」という割合が全ての項目において僅かではあるが減少しており，男性の家事参画が増加する兆しがみられる（Ⅰ－特－68図，Ⅰ－特－69図）。

Ⅰ－特－68図　令和２（2020）年12月時点の家事頻度

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

Ⅰ－特－69図　小３以下の子供有　令和２（2020）年12月時点の家事頻度

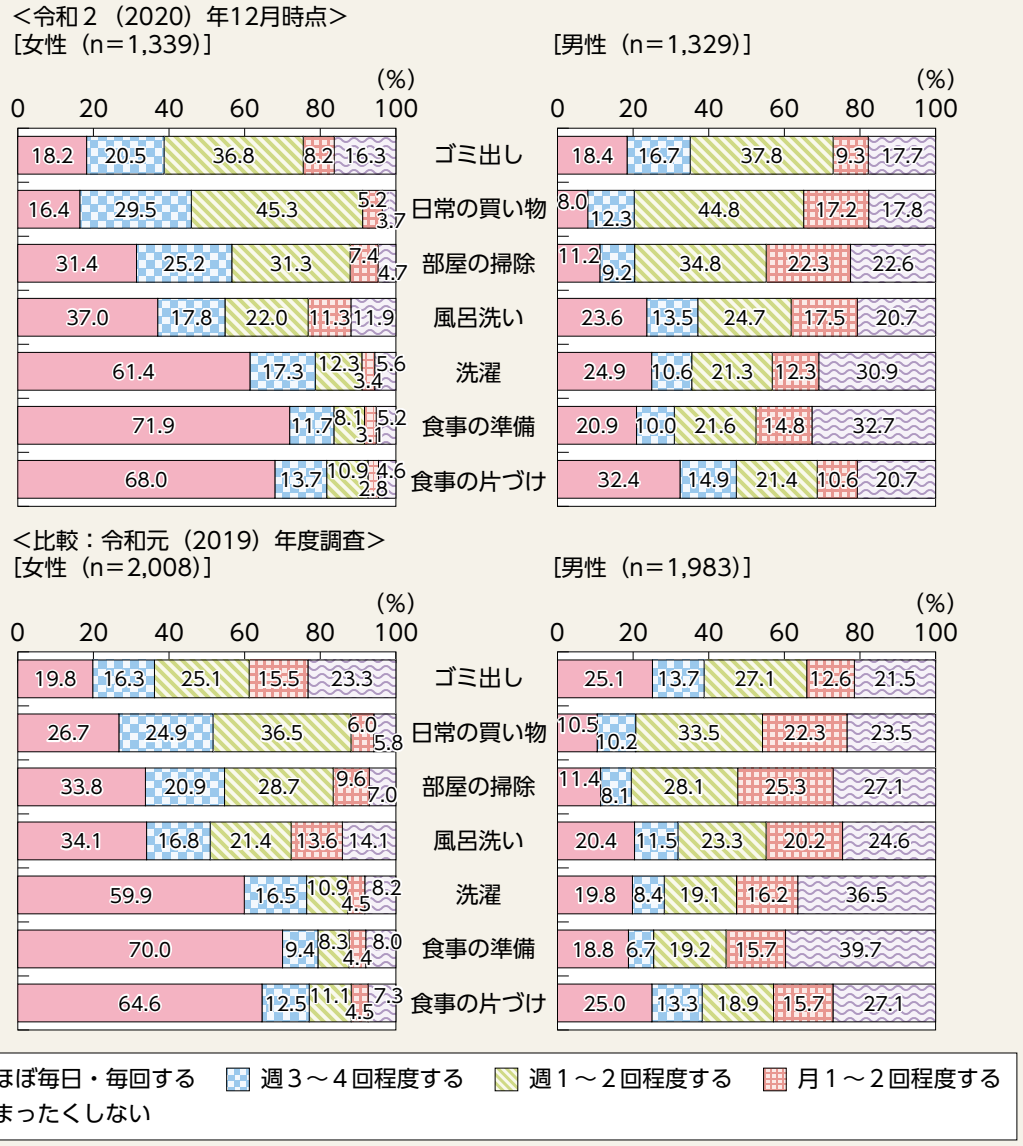

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

（家庭内の家事・育児分担の変化）

令和元（2019）年12月の新型コロナ感染拡大前と令和２（2020）年12月と比べて，18歳未満の子を持つ親の家事・育児に関する家庭内の分担の変化を見てみる。「新型コロナウイルス感染症拡大を契機に役割分担が変化し，現在もその変化がおおむね継続している」は16.3％となり，「新型コロナウイルス感染症拡大を契機に役割分担が変化したが，現在はおおむね元に戻っている」は9.4％であった。役割分担が元に戻った理由として，「自分の職場の変化」が28.6％と最も多く，続いて「配偶者の職場の変化」が25.3％，「子供の環境の変化（学校再開等）」が24.7％となった（Ⅰ－特－70図）。

令和元（2019）年12月の新型コロナ感染拡大前と令和２（2020）年12月と比べて，家事・育児に関する家庭内の役割分担の変化を見てみると，「夫」「夫と妻」の家事・育児の役割が増加した世帯の約42％が「夫婦の関係が良くなった」としている（Ⅰ－特－71図）。

Ⅰ－特－70図　家庭内の家事・育児分担の変化（18歳未満の子を持つ親）

※令和元（2019）年12月（感染症拡大前）と比較

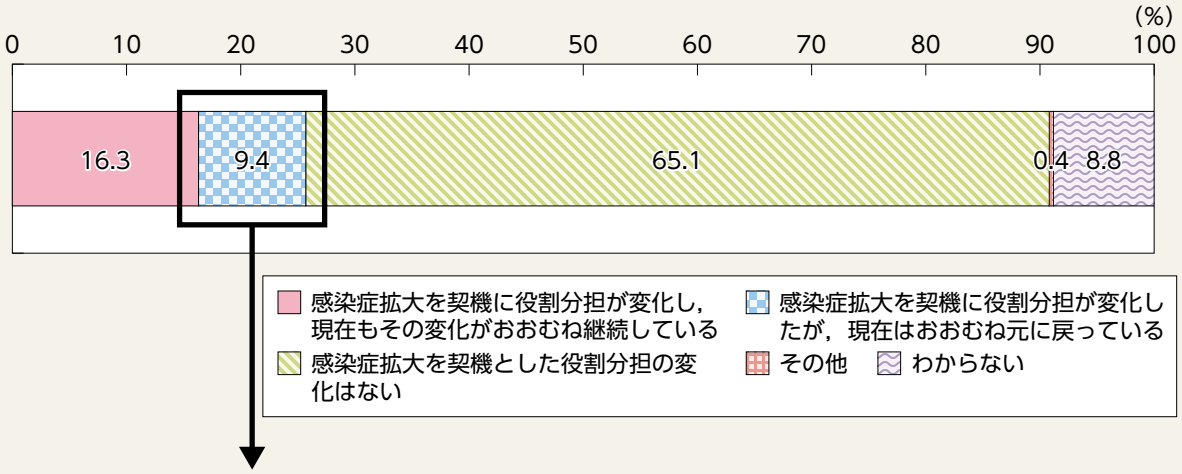

役割分担が元に戻った理由（役割分担が現在はおおむね元に戻っている人への質問）

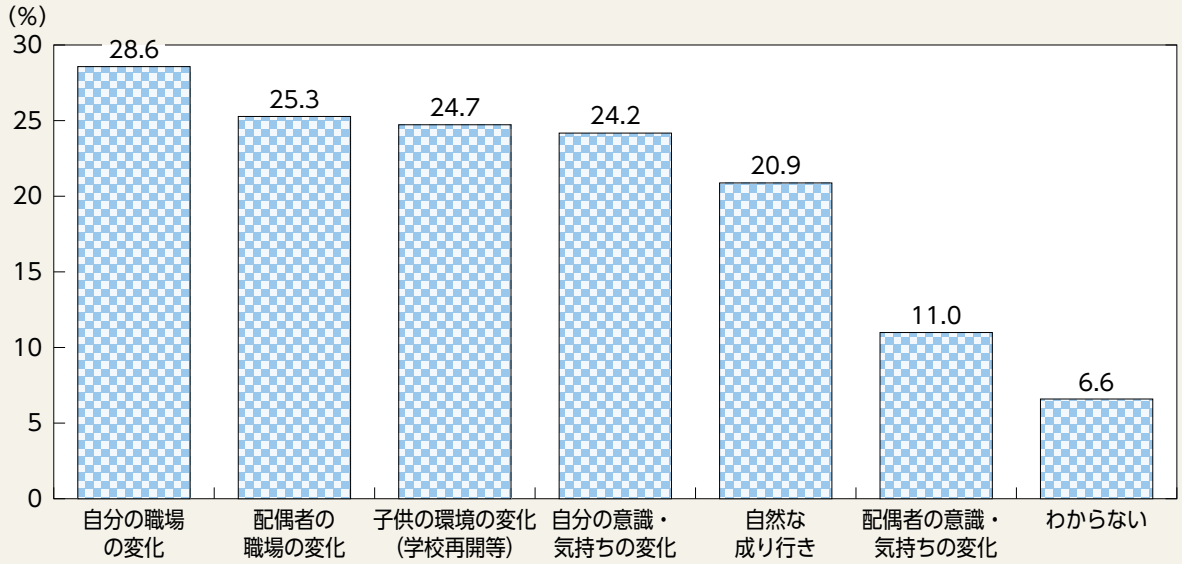

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

Ⅰ－特－71図　家庭内の家事・育児分担の変化と夫婦関係の変化

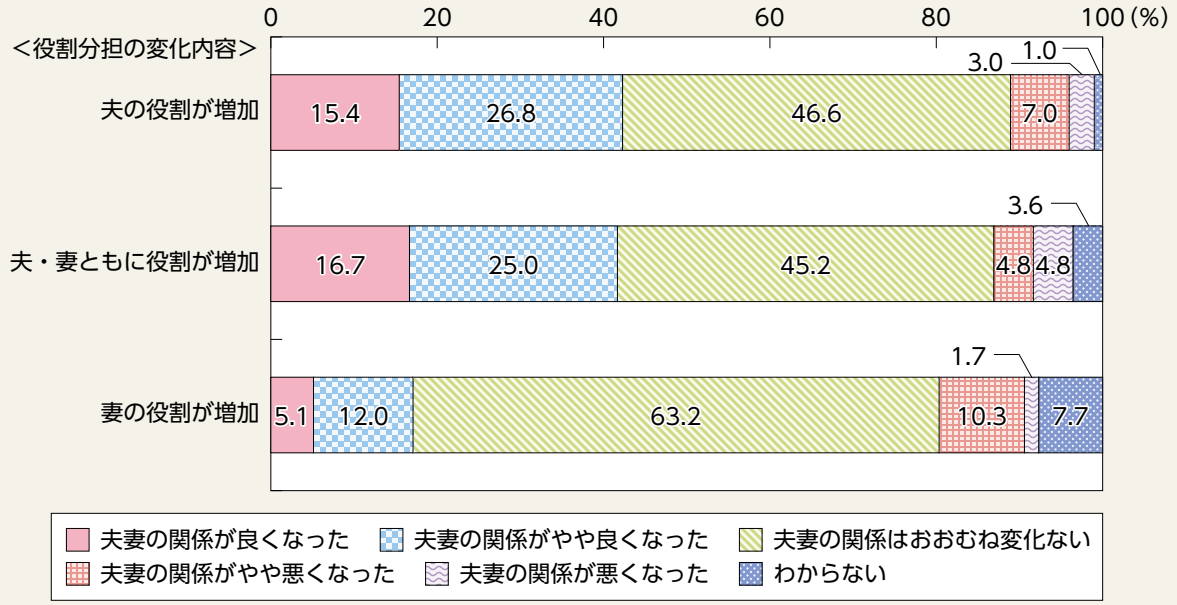

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。

㈠　結婚への関心・家族

妊娠届出数については，令和２（2020）年５月から７月に大幅な減少が見られた。同年８月から10月にかけては下げ幅は軽減している。また，結婚への関心を見てみると，新型コロナ感染拡大前と比べて，全体では，「関心が高くなった」は7.3%（第１回），7.8%（第２回）となり，最も高かったのは20歳代で，それぞれ12.4%（第１回），11.7%（第２回）となっている（Ⅰ－特－72図，Ⅰ－特－73図）。

令和２（2020）年12月時点の幸福度を配偶者の有無別で見てみると，得点７点以上（幸せ寄り）の割合は，「配偶者がいる女性」で52.4%，「配偶者がいる男性」で52.8%，「配偶者のいない女性」で28.9%，「配偶者のいない男性」で21.6%となっている（Ⅰ－特－74図）。

コロナ下で対人関係の直接的なつながりが希薄になる中，家族関係を求める動き，家族の存在を心の拠り所にしている人が多いことがうかがわれる。一方で，外出制限により家族が一日中家にいることが，ストレスの要因となっている女性もいた。もともとうまくいっている家族にはプラスに働き，問題を抱える家族においてはその問題が顕在化した結果と考えられる。

Ⅰ－特－72図　妊娠届出数の推移

平成30（2018）年累計（うち１～10月累計）	平成31・令和元（2019）年累計（うち１～10月累計）	令和２（2020）年累計（うち１～10月累計）
948,177人（793,763人）	916,873人（766,316人）	―（727,219人）

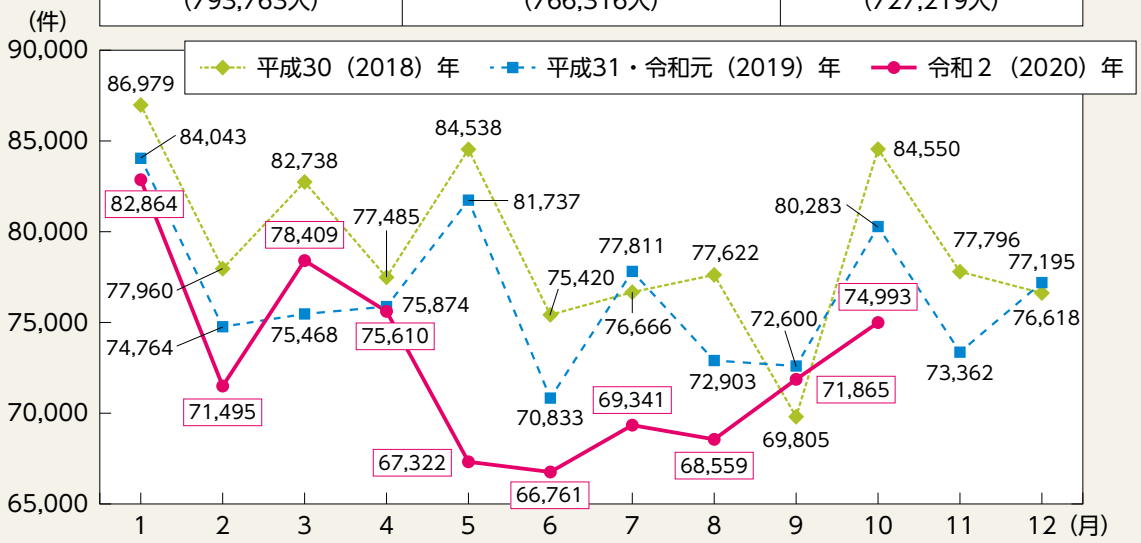

（備考）厚生労働省HP「令和２年度の妊娠届出数の状況について」より引用・作成。

Ⅰ－特－73図　結婚への関心（未婚者）

※感染症拡大前からの変化について質問（第２回調査では，令和元（2019）年12月からの変化と記載）

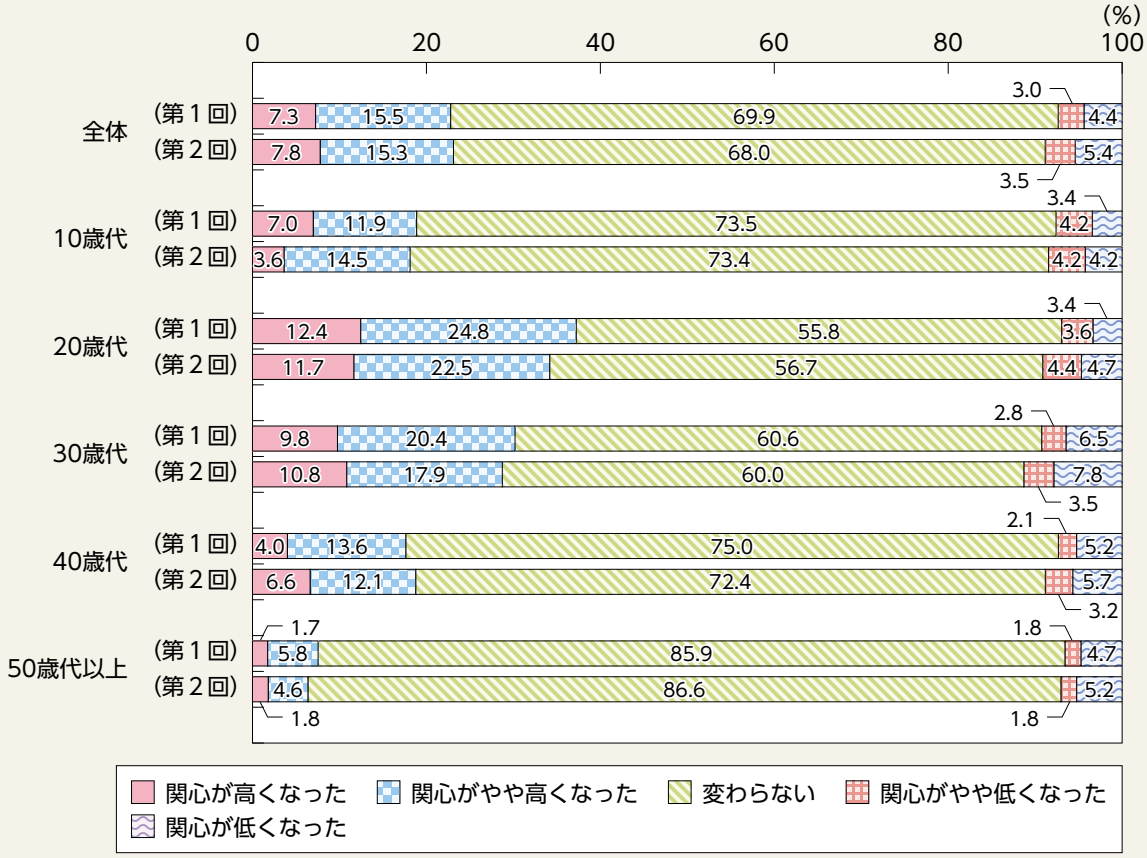

（備考）１．内閣府「第２回　新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」より引用・作成。
２．令和２（2020）年12月24日公表。
３．第１回は，令和２（2020）年５月25日～６月５日調査。第２回は，令和２（2020）年12月11日～12月17日調査。

Ⅰ－特－74図　令和２（2020）年12月時点の幸福度

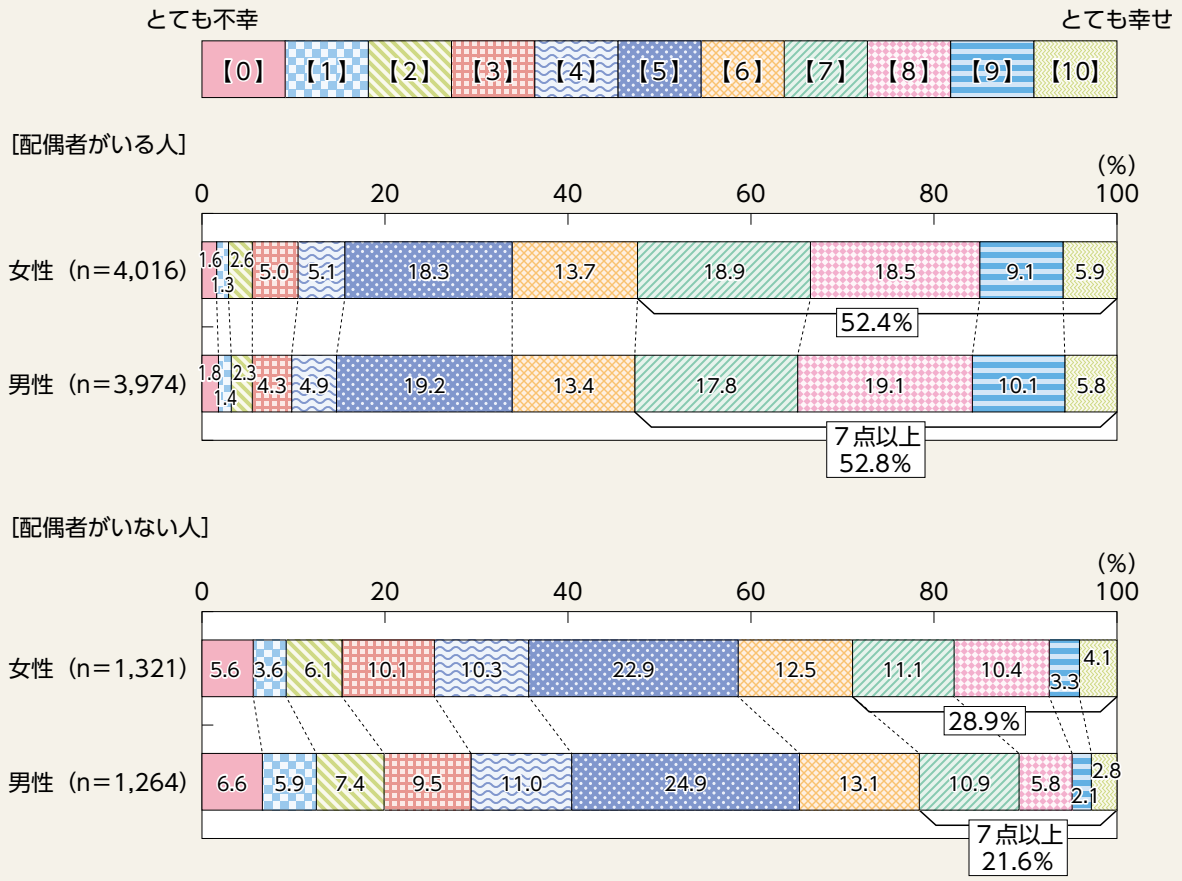

（備考）１．「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査報告書」（令和２年度内閣府委託調査）より作成。
２．アンケートの対象者は配偶者のいる男女。回答者自身とその配偶者に回答を求めた。

３　男女共同参画の未来

新型コロナの感染拡大により，世界規模で日常生活に大きな変革が起こった。ワクチン接種が広まり，収束に向かえば，また元の日常に戻れるのかもしれない。しかし，今後も，感染症のリスクは残る。このコロナ下で顕在化した様々な男女共同参画の課題を解決し，未来を切り開いて行かなければ，ジェンダー・ギャップ指数120位[16]の我が国は，更に世界に後れを取ってしまうおそれがある。

第１節で概観した通り，就業面では，サービス業，非正規雇用労働者の女性割合が高いことに加え，学校の休校等が，女性の雇用へ大きな影響を与えたことが明らかになった。女性の所得の減少が家計への厳しい影響につながった家庭もあった。とりわけ，ひとり親世帯は厳しい状況に置かれた。

前述した「コロナ研究会」[17]の報告書では，女性の雇用，所得，家計を直撃した要因を分析している。具体的には，我が国の家族形態が変容し，ひとり親世帯や単身女性が増加していることに加え，共働き世帯における女性の収入が家計に占める割合も高まっており，女性の収入の減少が直に家計に大きな影響を与えるなど，社会構造が変化しているが，それにも関わらず，依然として固定的な性別役割分担意識等に基づく構造的な問題が存在し，それが様々な困難の根底にあることを指

[16] p.94参照。
[17] p.46，p.76コラム２参照。

摘している。

また，同報告書は，「社会の諸制度の前提ともなっているジェンダー格差を所与とする規範や慣行にメスを入れない限り，ポストコロナのニューノーマルな世界において我が国は一歩も二歩も大きく後れをとることになる。」と警鐘を鳴らしている。

第２節では，コロナ下でDV（配偶者暴力），性犯罪・性暴力に関する相談件数が増加したこと，女性の自殺者が増加したことを概観した。緊急事態宣言による外出自粛や在宅時間の増加等がDV（配偶者暴力）の増加につながるなど，コロナ下での女性に対する暴力の増加・深刻化が懸念される。暴力の被害を受けた女性や心身の健康に深刻な不安を抱えることとなった女性への相談・支援体制の充実が，喫緊の課題である。

第３節で概観した通り，我が国では，緊急事態宣言に伴う外出自粛を契機に，テレワークが普及・定着しつつあり，仕事時間の減少は，男性の家事・育児参画を促した。男性の家事・育児参画は，良好な家族関係の構築のきっかけとなっている。しかしながら，テレワークの継続希望率は男女とも高いものの，緊急事態宣言が解除されると元に戻っていく傾向も見受けられ，後戻りさせない政策・仕組が政府，労使双方に必要である。

また，テレワークによって柔軟な働き方が可能になったことで，女性が働きやすくなった。一方，家事・育児等の時間・分担が女性に偏ったまま，家族と過ごす時間が増えることにより女性の家事・育児時間が増加し，新たな負担増加にならないよう留意が必要である。夫婦間の家事・育児分担は，まずは家庭内の話し合いにより解決されるべき問題であるが，政府，企業においても，男性の育児休業取得促進や働き方改革などにより，男性が家事・育児参画しやすい環境づくりへの後押しが求められる。

現在は，産業構造の転換点でもある。デジタル等成長分野への女性の雇用のシフトは，女性のスキルアップが伴えば，勤務環境の改善，収入増加，地位向上につながることが期待される。既に女性のデジタル人材育成やマッチング等の就労支援等，各種施策が講じられているが，一層強力に推し進めていく必要がある。また，慢性的な人手不足の介護分野への雇用のシフトを進める上では，勤務環境の改善が重要である。

新型コロナという未曽有の危機とそれに伴う経済社会の構造変化は，女性の地位向上を図るチャンスでもある。この流れを後押しするよう，時期を逸せず，ジェンダー視点を踏まえた政策を次々と打つ必要があり，そのためには，意思決定の場における女性の参加，女性の政治参画も重要である。この機に，ポストコロナ時代を見据えた男女共同参画を強力に進め，我が国の一人ひとりがこの国に生まれてきて良かったと思える社会，誰一人取り残さない社会を実現する。そこにこそ，男女共同参画の未来がある。

コラム 2

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の役割と意義

内閣府男女共同参画局は，令和２（2020）年９月に各方面の専門家で構成される「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し，新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響及び女性の視点からの政策課題を把握することとした。本研究会は，同年11月には，８項目からなる緊急提言を女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に提出し，その内容は政府の経済対策に反映され，令和２（2020）年度第３次補正予算等の措置が行われた。その後，研究会は令和３（2021）年４月末までに計11回開催され，議事録及び資料は内閣府ホームページに掲載されている[1]。

本研究会は，地域行政の担い手やNPOからの構成員，経済学者，社会学者など労働市場や家庭における問題等についての社会科学的な実証研究を続けてきた専門家，医療に関わる専門家から構成されている。研究会では，構成員による調査研究・分析，最新情報の提供に加え，大学教授やシンクタンク等の有識者，労使団体，支援団体やNGO等の実務担当者，省庁の政策担当者等からのヒアリングを踏まえ，「ウィズコロナ」，「ポストコロナ」両面から分野横断的な議論を行い，新型コロナの感染拡大が女性に及ぼす影響と課題をいち早く総合的に浮き彫りにすることを試みた。

本研究会座長の白波瀬佐和子・東京大学大学院教授は，女性視点に基づくコロナ対応の必要性や意義について次のように述べている。

「コロナ下において，もともと存在した諸問題が，社会的に不利な立場にある者により顕著な影響となって露呈しており，特に日本では社会の基本構造に内包されている頑強なジェンダー格差の負の効果が顕在化した。したがって，”gender-responsive/gender-sensitive”な政策対応（ジェンダーの違いを，政策を立案する過程から配慮し，政策自体の位置づけの中に組み込み，ジェンダーの違いに常に敏感な形で政策を構築していくこと）が求められている。」

本研究会の活動は，日を追うごとに注目を集めるようになり，また，研究会の構成員がパイプ役となり，コロナ対策の各方面に影響を与えることとなった。研究会の集大成は，「コロナ下の女性における影響と課題に関する研究会報告書～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」にまとめられ，令和３（2021）年４月28日に女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に提出された。本報告書は，研究会の議論を踏まえ，ポストコロナに向けて⑴ジェンダー統計・分析の重要性，⑵ジェンダー平等・男女共同参画への取組，⑶女性の参画，⑷制度・慣行の見直しを提言している。

1　内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」ホームページ（https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/covid-19/index.html）

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について

（令和２年９月23日
内閣府男女共同参画局長決定
令和２年10月14日
一部改正）

1　趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により，外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また，今般の感染症の拡大は，非正規雇用労働者，宿泊，飲食サービス業等への影響が大きいことから，女性の雇用に特に影響が強く表れており，経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに，子育てや介護等の負担増加も懸念されている。

一方，これを契機に，オンライン活用が普及し，男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており，在宅での働き方の普及は，男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

このように性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し，今後の政策立案につなげていくことが必要である。

このため，以下の事項を調査検討するため，「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し，「第５次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針2021」の策定に向けた議論に反映させることとする。

①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響
②女性の視点からの政策課題の把握

2　構成

⑴研究会は，別紙に掲げる者をもって構成する。なお，男女共同参画局長は，必要と認める場合，構成員を追加することができる。
⑵座長は，構成員の中から，男女共同参画局長が指名する。
⑶座長は，必要に応じ，構成員以外の者の出席を求めることができる。

3　庶務

研究会の庶務は，内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4　その他

前各項に定めるもののほか，研究会の運営に関する事項その他必要な事項は，座長が定める。

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会構成員名簿

（五十音順，敬称略，◎は座長）

大崎　麻子	特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事 関西学院大学総合政策学部客員教授
大竹　文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授 新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員
◎白波瀬　佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
種部　恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表 公益社団法人日本産婦人科医会常任理事
筒井　淳也	立命館大学産業社会学部教授
永濱　利廣	株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト
松田　明子	山形県しあわせ子育て応援部長 全国知事会　男女共同参画プロジェクトチームリーダー県
武藤　香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授 新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員
山口　慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
山田　久	株式会社日本総合研究所副理事長

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会　開催経緯

第１回　令和２年９月30日（水）16：00～18：00

〇今後の進め方について

〇意見交換

第２回　令和２年10月21日（水）14：00～16：00

〇構成員からのプレゼンテーション

・永濱利廣構成員（女性雇用により厳しいコロナショック～日本の労働市場を変える非接触化経済～）

・武藤香織構成員（COVID-19対策における患者・市民との協働）

・大崎麻子構成員（国際協調における政策枠組み～「女性政策」と「ジェンダー主流化」～，10代20代女性における新型コロナ感染症拡大に伴う影響についてのアンケート調査報告書（特定非営利活動法人BONDプロジェクト））

〇有識者からのヒアリング

・「シングルマザー調査プロジェクト」／特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ　小森雅子氏，立教大学　湯澤直美教授（新型コロナウイルス　深刻化する母子世帯のくらし）

第３回　令和２年10月29日（木）16：00～18：00

〇有識者からのヒアリング

・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）／樋口美雄理事長，周燕飛主任研究員（新型コロナと女性の雇用危機）

〇構成員からのプレゼンテーション

・大竹文雄構成員（コロナ下の女性と柔軟な働き方）

・山口慎太郎構成員（休校・休園と女性の就業）

第４回　令和２年11月16日（月）16：00～18：30

〇構成員からのプレゼンテーション

・山田久構成員（雇用の面から見たコロナ禍の女性への影響と課題）

・筒井淳也構成員（コロナ下における女性の生活：家庭環境の影響の大きさ）

・種部恭子構成員（女性に対する暴力・妊娠・貧困の連鎖にコロナが与えた影響）

・松田明子構成員（地域におけるコロナ下の女性への影響と課題，取組等について，山形県におけるひとり親家庭支援策の取組）

・白波瀬佐和子座長（「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」その背景と意義）

〇緊急提言（座長私案）について

◎緊急提言　令和２年11月19日（木）

橋本聖子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に手交／白波瀬佐和子座長，永濱利廣構成員

第５回　令和２年12月24日（木）14：00～16：00

〇緊急提言に係る政府の対応状況・関連施策について

〇有識者からのヒアリング

・一般社団法人日本経済団体連合会／大山みこ上席主幹（ダイバーシティ＆インクルージョンによりポストコロナ時代を見据えた新たな成長へ）

・日本労働組合総連合会／井上久美枝局長（コロナ禍における連合の取組）

〇構成員からのプレゼンテーション

・筒井淳也構成員（令和２年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」中間報告）

第６回　令和３年１月25日（月）13：00～15：00

〇省庁からのヒアリング

・総務省，厚生労働省，経済産業省（テレワークについて）

・厚生労働省（自殺対策）

〇有識者からのヒアリング

・株式会社野村総合研究所／武田佳奈上級コンサルタント（コロナ禍で急増する女性の「実質的失業」と「支援からの孤立」，コロナによる働き方・暮らし方の変化と女性活躍）

第７回　令和３年２月15日（月）13：00～15：00

〇有識者からのヒアリング

・関西国際大学／中尾繁樹教授（コロナ下における心の課題に関する報告）

・一般社団法人若草プロジェクト／大谷恭子代表理事，村木厚子代表呼びかけ人（若草プロジェクトとは？（少女・若い女性への支援の現状と課題））

・W20-2019共同代表/上智大学・目黒依子名誉教授，上智大学・三浦まり教授（Covid-19対策の国際潮流と日本への示唆）

第８回　令和３年２月22日（月）16：00～18：00

〇有識者からのヒアリング

・公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン／長島美紀チームリーダー（コロナ禍における若年女性への影響）

・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）／樋口美雄理事長，周燕飛主任研究員（新型コロナと女性雇用危機Ⅱ－雇用持ち直しをめぐる新たな動き－）

〇研究会報告書取りまとめに向けた論点整理について

第９回　令和３年３月15日（月）16：00～18：00

〇構成員からのプレゼンテーション

・筒井淳也構成員（令和２年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」報告書（概要））
・山口慎太郎構成員（コロナ下の子育て女性の就業状況）
〇報告書について

第10回　令和３年４月６日（火）16：00～18：00
〇構成員からのプレゼンテーション
・筒井淳也構成員（令和２年度「男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」報告書（概要）補足）
・大竹文雄構成員（男女間賃金格差の理由と対策）
・山田久構成員（わが国における男女賃金格差の背景とデフレ（サービス物価低迷）との関わりについて）
・報告書骨子（案）について

第11回　令和３年４月22日（木）10：00～12：00
〇構成員からのプレゼンテーション
・山口慎太郎構成員（コロナ下の子育て女性の就業状況（改訂版））
・武藤香織構成員（COVID-19の医学・公衆衛生の観点からみたジェンダー平等）
・種部恭子構成員（「COVID-19の流行下での「困難な問題を抱える居場所のない若年女性」の予期せぬ妊娠等に関する実態調査と支援方策の検討」の研究成果より）
〇報告書（案）について

◎報告書手交　令和３年４月28日（水）
丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に手交／白波瀬佐和子座長，大崎麻子構成員，永濱利廣構成員，武藤香織構成員，山田久構成員

緊急提言

2020年11月19日
コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

新型コロナウイルスの新規感染者数は，秋以降，全国的に増加しており，一日の感染者数は過去最多を記録している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は，特に女性への影響が深刻であり，「女性不況」の様相が確認される。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく，厳しい状況にある。事実，2020年４月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約２倍）となり，女性の非労働力人口は増加（男性の２倍以上）した。DVや性暴力の増加・深刻化，予期せぬ妊娠の増加が懸念され，10月の女性の自殺者数は速報値で851人と，前年同月と比べ増加率は８割にも上る。シングルマザーからは，収入が減少した，生活が苦しいとの切実な声が上がっている。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く，処遇面や働く環境面が厳しい状況にある。感染症による差別も報告されている。緊急事態宣言下の休校・休園は生活面，就労面において特に女性に大きな負の影響をもたらした。テレワークについては，その普及と充実に向けて対応すべき課題は少なくない。女性の家事，育児等の負担増に留意するとともに，エッセンシャルワーカーをはじめテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況をしっかり受け止める必要がある。

国連では，2020年４月９日，グテーレス事務総長がコロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう，声明を発した。

こうした状況を踏まえ，本研究会として，以下の事項を緊急に提言する。

今後，政府にあっては，自治体や民間企業等の協力を得ながら取組を進めていくことを期待する。

○DV，性暴力，自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに，感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと
○休校・休園の判断において，女性・子供への影響に最大限配慮すること
○いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること
○感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること
○ひとり親家庭への支援を強化すること
○テレワークについて，課題を踏まえた上で，普及，充実を進め，柔軟な働き方を進めていくこと
○デジタル，福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成，就労支援を進めていくこと
○行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し，迅速な実態把握とその分析を進めること

「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」緊急提言に係る政府の対応状況・関連施策

緊急提言（2020年11月19日）	政府の対応状況・関連施策 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（2020年12月8日閣議決定），令和２年度補正予算，予備費　等
○DV，性暴力，自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに，感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと	①「生活困窮者自立支援の機能強化に加え，自殺相談体制の強化等を行う都道府県等の取組を包括的に支援する交付金を創設する。」 ・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）の創設（厚生労働省）：140億円の内数（３次補正） ②「「生命の安全教育」を推進するとともに，事態が長期化する中で深刻化している配偶者暴力や性犯罪・性暴力被害者等への相談・支援体制の強化等を進める。また，夏以降の女性の自殺の急増に係る要因を分析するとともに対応を検討する。」 ・配偶者暴力被害者等への相談・支援の強化（内閣府）：4.3億円（３次補正） ・性犯罪・性暴力被害者等への相談・支援体制の強化（内閣府）：3.4億円（３次補正）
○休校・休園の判断において，女性・子供への影響に最大限配慮すること	③「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂し，特に小学校・中学校については，地域一斉の臨時休業は，社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり，学校のみを休業とすることは，学びの保障や心身の影響の観点から避けるべきと示した。（12月3日　文部科学省） （参考）保育所については，緊急事態宣言期間中を含め，原則として開所した上で，園児等が感染した場合など，限定的な場合にのみ臨時休園を行うこととし，臨時休園期間中においても必要な者に対する代替保育の提供を国から各自治体に要請（２月25日　厚生労働省）
○いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること	④「医療提供体制の確保と医療機関等への支援により，感染症との闘いの最前線に立ち続け，献身的に尽力している医療や介護の現場の方々をしっかりと支援する。」 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療，介護，障害福祉，児童福祉）（厚生労働省）：1兆1,763億円（３次補正） 新型コロナウイルス重点医療機関に派遣する医療従事者の支援額を倍増（菅総理指示） （医師15,100円／時間　看護師5,520円／時間　等）（12月14日） ・診療・検査医療機関をはじめとした医療機関等への感染拡大防止等の支援（厚生労働省）：1,071億円（３次補正）など ⑤令和3年度予算編成の基本方針（2020年12月8日閣議決定）：感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため，医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに，（中略），重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ，財政健全化への着実な取組を進めつつ，メリハリの効いた予算編成を目指す。
○感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること	⑥新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に，偏見・差別とプライバシーに関するWGを設置し，偏見・差別等への対応を議論（設置：9月1日，議論のとりまとめの報告：11月12日　内閣官房）
○ひとり親家庭への支援を強化すること	⑦「相談体制の構築・強化を通じ，ひとり親家庭への支援を強化するとともに，低所得のひとり親世帯に対し，予備費を活用し，年内を目途にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の再支給を行う。」 ・ひとり親世帯臨時特別給付金（厚生労働省）：737億円（予備費） ※児童扶養手当受給世帯等への給付：１世帯５万円，第２子以降１人につき３万円　等 ・ひとり親家庭等相談体制強化事業（厚生労働省）：4.0億円（３次補正）
○テレワークについて，課題を踏まえた上で，普及，充実を進め，柔軟な働き方を進めていくこと	⑧「テレワークの普及・促進のため，テレワークに関する労働関係法令の適用と留意点，人事労務管理上の注意点等を規定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（平成30年2月22日 厚生労働省）の見直しを行う。」 ⑨「テレワーク等に対応したＩＴツールの導入や，感染対策と経済活動の両立に資する感染防止策への投資等を重点的に支援する。」 ・中小企業生産性革命推進事業（特別枠）（経済産業省）：2,300億円（3次補正） ⑩人と人との接触機会を減少させ，感染拡大を防止するため，テレワークの実施等に改めて取り組むよう，関係閣僚や民間団体等に依頼。（10月30日，11月18日，12月１日　内閣官房）
○デジタル，福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成，就労支援を進めていくこと	⑪「地方公共団体による地域の実情に応じた女性活躍や少子化対策等に係る独自の取組について，KPIを設定しつつ積極的に支援する。」 ・地域女性活躍推進交付金（内閣府）：1.5億円（３次補正） ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，新たな働き方の定着や女性デジタル人材の育成等，「新たな日常」に対応するための女性の活躍推進や就労等に困難を抱える女性への支援等，地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。 ⑫「成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ」 ・人材開発支援助成金による他業種転換支援：10億円（３次補正），IT人材育成支援の充実（厚生労働省） ・雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援（厚生労働省）：制度要求（３次補正） ・感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成（トライアル雇用助成金）（厚生労働省）：制度要求（３次補正）
○行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し，迅速な実態把握とその分析を進めること	⑬総務省の労働力調査の個票データ：年内の個票データ取得に向けた申請手続き完了。 ⑭厚生労働省の人工妊娠中絶件数： 現状は年度公表で，各都道府県が，人工妊娠中絶件数を含めた衛生行政報告例を厚生労働省に提出し，厚生労働省が取りまとめを行った結果を毎年10月頃に公表している。 ※令和元年度分は新型コロナウイルス感染症対策で提出期限を繰り下げたため，現時点で未公表。

（備考）内閣府男女共同参画局「第５回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会　資料２」（令和２年（2020）年12月24日）

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（概要）

令和３（2021）年４月28日
研究会事務局：内閣府男女共同参画局調査室

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

- 新型コロナ感染症の拡大は男女で異なる影響。女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかに
- 女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化
- 今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しを

Gender-based Violence
●１ 女性に対する暴力
- DV相談件数の増加（前年同期比1.5倍）
- 精神的暴力や経済的暴力も顕在化
- 給付金の世帯主給付の課題
- DV被害者の自立には経済的自立が重要
- 10代～20代の若い女性への支援策の強化が必要

Health Impacts
●３ 健康
- 女性の自殺者数が増加（前年比935人増）
- 特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加
- 妊産婦への十分な配慮が必要
- 医学・公衆衛生学でもジェンダーに着眼した検討を
- 男性への感染予防策の啓発を積極的に

雇用面や生活面で女性に特に強い影響 格差拡大の懸念

コロナ下の緊急対応

女性と女の子をコロナ対応の中心に据えることが重要
（国連グテーレス事務総長）

Economic Impacts
●２ 経済
- 女性の多い産業や非正規雇用労働者に大きな影響
- 女性の所得はもはや家計の補助ではない
- 非正規雇用労働者の女性の収入状況にも留意
- シングルマザーの失業率が上昇。支援の強化が必要
- テレワークの受け止めに男女差。後戻りせずに柔軟な働き方を加速する必要
- デジタルスキルの向上を推進すべき

Unpaid Care and Domestic Work
●４ 家事・育児・介護（無償ケア）
- 休校は特に小学生の母親の就業に大きな影響
- 子供のいる有配偶女性の非労働力化が進行
- コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加
- 男性の家事・育児参画の兆し。これをチャンスに

ポストコロナに向けて　誰一人取り残さない社会へ

ジェンダー統計・分析の重要性
- 男女別、都道府県別のデータ把握、既存統計の個票分析、オーバーサンプリング等、様々な手法で迅速、的確な実態把握と分析が重要
- 調査の実施のみならず分析にも予算・人員を

ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画
- 緊急対応に加え、経済的自立等の女性のエンパワーメントを拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい
- 意思決定の場における女性の参画の推進を
- 政策論議に多様な視点を。ジェンダーに配慮した施策の実現を加速

制度・慣行の見直し
- 日本社会の根底にある固定的な性別役割分担モデルや制度等を見直す好機
- 変革のチャンスにできるかは政府、企業、地域等そして一人一人にかかっている
- 女性の活躍の場が広がることは企業経営、経済にもプラス、国としても不可欠の課題
- 政府が先導的役割を担うことを強く求める

参考１　「令和２年度　男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査（内閣府男女共同参画局委託調査）」

⑴　調査目的

令和２（2020）年，年明けから世界規模で流行し始めた新型コロナウイルス感染症拡大については，外出自粛や休業等による生活や雇用への影響等が懸念されている。一方で，これを契機にオンラインの活用が普及することにより，男女ともに新しい働き方の可能性がもたらされているとともに，男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっている。

本調査は，このような状況下で男女共同参画の視点からの政策課題を把握するため，新型コロナウイルス感染症拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違い等について，調査・分析を実施することを目的とする。

⑵　調査方法

インターネット・モニターに対するアンケート調査

⑶　調査期間

令和２（2020）年11月30日（月）～12月11日（金）

⑷　調査項目

「暮らしに関する調査」という名目で，以下の①～⑥の項目を調査した。
（④～⑥については，分析視点別の結果を用いている）
①生活全般の状況とコロナによる影響
②仕事の状況とコロナによる影響
③コロナ下における給付金受給・利用状況
④コロナ下でストレスを感じやすい仕事を行う人について
⑤母子・父子世帯について
⑥地域別分析について

⑸　回答者数など

・回答者数は，10,571人（回答者本人票6,679人，回答者の配偶者票3,892人）
・調査対象は，国内在住のインターネット・モニター（20歳以上70歳未満）及びその配偶者
※ただし，「回答者モニターの配偶者」の年齢については，その限りではない。

参考２　「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（第１回，第２回）（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）調査）」

⑴　調査目的

総合的な主観的満足度及び分野別満足度を調査し，客観指標との関係性を明らかにすることを目的とする。

⑵　調査方法

インターネット調査
（国内居住のインターネットパネル登録モニター）

⑶　調査期間

○第１回目：令和２（2020）年５月25日（月）～６月５日（金）
○第２回目：令和２（2020）年12月11日（金）～12月17日（木）

⑷　主な調査項目

○第１回目：①生活変化の意識，②生活行動の変化，③将来の生活意識・行動の変化，④時点比較／パネルデータ
○第２回目：①働き方（就業者），②子育て（親ほか），③地方（共通ほか），④学び（学生ほか），⑤年末年始（共通），⑥その他（共通ほか），⑦継続サンプル（パネル分析）

⑸　回収数など

・回収数は10,128（第２回目は，うち，継続サンプルは5,212）。
・回収数の割当て（サンプル数の設計）について，第１回目は性別・年齢階級別（５歳別）で同数を均等に割当て（24区分×422人＝10,128），第２回目は性別・年齢階級（10歳別）で同数を均等に割当て（12区分×844人＝10,128）